

平成 29 年度

東京医療保健大学

点検・評価報告書

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	7
第3章 教育研究組織	18
第4章 教育課程・学習成果	23
第5章 学生の受け入れ	61
第6章 教員・教員組織	66
第7章 学生支援	73
第8章 教育研究等環境	80
第9章 社会連携・社会貢献	89
第10章 大学運営・財務	95
第1節 大学運営	95
第2節 財務	102
終章	107

序章

東京医療保健大学は、平成 17 年 4 月に、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して新しい視点から総合的に探求し解決することができる人材の育成を、理念・目的として、看護学科・医療栄養学科・医療情報学科の 3 学科(入学定員 280 名)により医療保健学部を開学した。

その後、大学院医療保健学研究科修士課程、同博士課程、助産学専攻科を整備し、平成 22 年度には独立行政法人国立病院機構との連携協力により、東が丘看護学部看護学科及び大学院看護学研究科修士課程を同時設置、平成 26 年度には東が丘看護学部を東が丘・立川看護学部と名称変更するとともに、看護学科を臨床看護学コース及び災害看護学コースの 2 コース制とし入学定員を 100 名から 200 名に増員した。大学院看護学研究科においても同年度に博士課程を整備し教育研究実践組織の充実・発展に努めている。さらには、本学の創設以来の実績を評価いただき、平成 30 年 4 月から初めて東京地域以外に千葉看護学部(地域医療機能推進機構：JCHO と連携 入学定員 100 名)及び和歌山看護学部(和歌山県・和歌山市・日本赤十字社和歌山医療センターの 3 機関と連携 入学定員 90 名)を開設し、高齢社会が進む中において地域医療に貢献する高度医療人材の育成に取り組んでいくこととしている。

本学は、平成 23 年度に大学基準協会の大学評価(認証評価)を受審し、「大学基準に適合している」と認定されている。この認証評価においては、努力課題として 14 点の提言を受けたが、平成 25 年 7 月までに改善に取り組み、大学基準協会に「提言に対する改善報告書」を提出し、同協会より「努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」との通知を受けている。また、大学評価時における提言及びその後の所要の改善を踏まえて、教育・研究の質の向上及び充実・発展を図るとともに、社会への説明責任を果たすため、平成 24 年度をスタートとする 5 年間(平成 28 年度まで)の中期目標・計画を策定しその達成に取り組んできた。平成 29 年度から第 2 期の中期目標・計画を策定しスタートしている。

本点検・評価報告書は、第 1 期 5 年間の中期目標・計画期間の各学部学科・研究科等における教育・研究の質向上のための取り組みとともに、第 1 期において明らかにされてきた教育内容・方法等に係る改善・充実施策や第 2 期中期目標・計画の取り組みにおける課題等についても明記している。

また、大学評価を踏まえ、平成 24 年度以降毎年度実施している点検・評価の結果については、自己点検・評価委員会及び学内会議において検証・審議の後、報告書をまとめ大学経営に関する重要な事項を審議する大学経営会議及び学校法人青葉学園理事会・評議員会の審議・承認を経た上で、ウェブサイト公表している。これにより社会への説明責任を果たすとともに社会からの評価を真摯に受け止めて教育研究活動等を着実に推進している。

なお、本学は平成 30 年度において、大学基準協会の第 2 回目の大学評価(認証評価)を受審することとしており、本報告書は評価資料として提出するため、大学基準協会が提示する「評価基準」及び「点検・評価項目」等に沿って「章立て」等を行い、教育研究活動等の状況を取りまとめている。

本学は、平成 27 年度に開学 10 周年を迎え、医療系大学として教育理念・目的に基づき優れたチーム医療人の育成に取り組んできているが、本学において修学した学生及び院生がすでに社会に多数巣立ち、医療機関及び医療関連企業等の各分野において期待どおりの活躍をしている。

については、これまでの 10 年の歩みを踏まえ一層の充実・発展を図るため、平成 29 年度をスタートとする第 2 期 5 年間の中期目標・計画（平成 29 年度～平成 33 年度）を定めるとともに、「東京医療保健大学ビジョン」を策定し教職員の総力を挙げて教育研究活動等のさらなる充実・発展に取り組んでいるところである。

本学は、点検・評価により大学創設の原点に立ち返し、建学の精神及び教育理念・教育目標等に基づき、教育研究活動等に関する取り組み状況及び中期目標・計画の達成状況を明らかにするとともに、改善・改革を継続して実施し、大学ビジョンの実現に向け教育・研究の質の向上を図り、積極的に社会貢献し、大学の責務を果たしていく所存である。

東京医療保健大学長 木 村 哲

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、教育基本法に基づき学校教育法の定める大学として、また私立学校法に従い、知識社会が実現すると予想される21世紀において「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」を建学の精神及び教育理念とし、医療分野において特色ある教育研究を実践することで時代の求める高い専門性及び豊かな人間性と幅広い教養並びに高い倫理性を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して新しい視点から総合的に探求し解決することのできる人材の育成を目的として定めている（資料1-1、1-2、1-3）。

また、この建学の精神及び教育理念に基づき、学生中心の教育を実践するため、次の3つの基本的目標を定めている。

- 1) ますます高度化する医療保健活動に対応し、グローバルな視点で活動できる高度な知識・技術を持った専門職の育成を図ること。
- 2) 医療保健活動のチーム化を踏まえ、他の専門職と協働して医療保健活動を遂行できる優れたチーム医療人の育成を図ること。
- 3) 医療保健活動の原点とも言うべき「現場」に根付き「現場」に興味を持ち「現場」を愛し優れた実践力を持った医療人の育成を図ること。

さらに、各学部学科・各研究科・助産学専攻科においても、本学の建学の精神、教育理念に基づいた、それぞれ独自の理念・目的を定めている。

〔医療保健学部〕

医療保健学部においては「ますます高度化する医療保健活動に対応し、グローバルな視点で活動できる高度な知識・技術を持った専門職の育成」「医療保健活動のチーム化を踏まえ、他の専門職と協働して医療保健活動を遂行できる人材の育成」「医療保健活動の原点とも言うべき「現場」に興味を持ち「現場」を愛する専門職の育成」を図るとともに「教育研究成果のエッセンスを相互に提供し合うことで幅広い視野を持った専門職及びチーム医療人として協調・協力が出来る人材の育成」を図ることを理念・目的としている。

- a) 医療保健学部看護学科は「新しい時代のニーズに対応した看護師及び保健師の養成」「本学の教育環境を活かした、医療現場におけるチーム医療の中核として活躍できる人材の育成」及び「看護師に必要な不可欠な幅広い人間観を有する専門職の養成」を図ることを理念・目的にしている。
- b) 医療保健学部医療栄養学科は「新しい時代のニーズに合った医療を意識した管理栄養士の養成」「栄養学分野の高度専門職として、チーム医療において他の関連専門職と共に

的確に責務を果たせる栄養サポートチームの中核として活躍できる人材の育成」及び「人間存在の根源的問題である「食」に取り組むために必要不可欠な幅広い人間観を有する専門職の養成」を図ることを理念・目的としている。

- c) 医療保健学部医療情報学科は「医療現場を理解することで、病院等の現場及び医療・健康に関する企業等で情報技術の専門職として活躍できる人材の育成」及び「医療保健の専門職に必要な幅広い人間観を有する専門職の養成」を図ることを理念・目的としている。

〔東が丘・立川看護学部〕

東が丘・立川看護学部においては「変化する時代を幅広く見据えながら、専門職として自律性を持ち、臨床判断し、確かな看護の実践能力をもって発展的に未来の看護を創造する看護職の育成」を図るとともに「臨床に強い高度医療に対応した、高度な看護実践能力を身につけた看護職の育成」「自分で考え、判断し、行動できる自律した看護職の養成」及び「医療現場でチーム医療の中心的存在となり、コーディネーター役を果たせる看護職の育成」を図ることを理念・目的としている。

〔大学院医療保健学研究科〕

医療保健学研究科においては「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」及び「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に基づき「学際的・国際的な視点から医療保健学を教授し、臨床現場における卓越した実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度専門職業人の育成」を図るとともに、「教育・研究を通して医療保健学の発展に寄与する人材の育成」を図ることを理念・目的としている。

〔大学院看護学研究科〕

看護学研究科においては「高度な判断力、実践力及び教育研究・管理能力を通して、医療・保健・福祉に対する時代・社会のニーズに的確・迅速に対応し、チーム医療を支えることができる高度専門看護職の育成」及び「研究・教育の探究を通して、看護学の発展に寄与することができる人材の育成」を図ることを理念・目的としている。

〔助産学専攻科〕

助産学専攻科においては「助産師として周産期のみならずライフスタイル全般にある女性、乳幼児、家族、地域社会を対象に、全ての女性に寄り添い、女性の内なる力を信じ、人間性を重視したケア・支援を行う専門職の育成を行うとともに、特に、問題解決能力、判断力及び実践力を基盤にし、そのスキルをもって母子保健の向上に貢献できる助産師の育成」を目的としている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点１：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点２：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の建学の精神、教育理念・目的や各学部学科・各研究科・助産学専攻科における理念・目的については「大学学則」及び「大学院学則」の各条項において明記するとともに、ウェブサイトにおいて公表している（資料 1-4 <http://www.thcu.ac.jp/about/idea.html>）。

また、学生に対しては新入生及び各学年のガイダンスにおける履修案内等において周知を図っており、教職員に対しては「大学学則」及び「大学院学則」について、全教職員が常時見ることができるデスクネットに掲載して周知徹底を図っている。

さらに、大学案内パンフレット等刊行物に各学部学科・研究科等の特色を分かりやすく紹介しており、今後とも本学の理念・目的が幅広く社会一般に周知できるよう引き続き努めていく（資料 1-5）。

学生募集要項には本学の建学の精神、本学及び各学部学科・研究科が求める学生像を明記して周知を図っている（資料 1-6）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点１：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は、平成 23 年度に大学基準協会の大学評価（認証評価）の受審時における提言及びその後の所要の改善を踏まえ、教育研究の質の向上、充実・発展を図るとともに、社会への説明責任を果たすため、平成 24 年度をスタートとする 5 年間（平成 28 年度まで）の中期目標・計画を策定しその達成に取り組んできた。この間、医療系の大学として建学の精神及び教育理念・目的に基づき優れたチーム医療人の育成を図っており、本学で修学した学生及び院生がすでに社会に多数巣立っており医療機関・医療関係企業等の各分野において期待どおり活躍している。

平成 27 年度に、開学から 10 年を経過したことから、本学の一層の充実発展を図るため、平成 29 年度をスタートとする 5 年間の「第 2 期中期目標・計画」を策定し、現在これに基づき教育研究活動を推進している（資料 1-7）。また、本学は「いのち」「思いやり」「絆」「愛」を尊重する心を持った医療人の育成を図っているが、今後も建学の精神に則り、科学技術の発達やグローバル化等、急激に変化する社会の期待に応え続けていくことを目指し「東京医療保健大学ビジョン」を定めている。現在、大学ビジョンを具体的に推進するアクションプラン（ロードマップ）の作成に取り組んでいる。

（２）長所・特色

本学は、建学の精神、教育理念・目的に基づき、世界最先端の医療を実施する日本有数の最高水準の病院（ＮＴＴ東日本関東病院、独立行政法人国立病院機構東京医療センター及び同機構災害医療センター）を主たる教育病院として、社会情勢の変化や医療技術の発展に伴い医療現場が刻々と変わって行く中で、最先端の医療変革を支える医療人の育成に取り組んでいることが特色である。

（３）問題点

理念・目的の大学構成員、特に学生への周知の方法については、様々な工夫を続けてきているがさらに周知を徹底する必要がある。周知度を定期的に検証しつつ、周知と理解を促進していく。

（４）全体のまとめ

平成 29 年度は、本学の開学から 13 年目になるが、建学の精神や教育理念・目的に基づき、各学部学科・各研究科及び助産学専攻科の教育理念・目的を適切に定め、着実に教育研究活動を推進している。教育理念・目的については学則に明記するとともに、学内デスクネットにより全教職員が常時共有して、より良好な教育環境を学生に提供できるよう努めている。また、学生に対しては新入生や各学年のガイダンスにおける履修案内等で周知するとともに、大学案内等本学の刊行物やウェブサイトで公表し社会に積極的に発信している。さらに、前回の大学基準協会の大学評価（認証評価）における提言を受け、第 1 期に続いて第 2 期 5 年間の中期目標・計画を適切に定めるとともに、将来を見据え大学ビジョンを策定し教育、研究、社会貢献活動を推進している。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定と

その明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、平成23年度に受審した大学基準協会の大学評価（認証評価）結果を踏まえて策定した第1期5年間（平成24年度～平成28年度）の中期目標・計画において、「理念・目的」「教育研究組織」「教員・教員組織」「教育内容・方法・成果」等に関する34項目の中期計画を定めて、教育の質の向上を図るため教育研究活動等の改善・充実に取り組んできた。平成29年度からは第2期5年間（平成29年度～平成33年度）の中期目標・計画がスタートし、第1期での取り組みにおいて明らかにされた課題等を踏まえ、教育の質の向上を図るため、自己点検・評価、情報公開、法令遵守等に関する実施体制等の内部質保証に関するシステムをより適切に実施していくとともに、教育研究活動等について社会へ説明責任を果たすため、以下の基本方針に基づき取り組みを進めている。

〔内部質保証システムの基本方針〕

- a) 建学の精神、理念・目的を踏まえて、教育・研究・社会貢献活動状況について定期的に自己点検・評価を行い、教育研究の改善・充実を図りその結果をウェブサイト等に公表する（資料2-1 <http://www.thcu.ac.jp/about/jikotenken/>）。
- b) 外部の有識者による検証を行い、検証結果を踏まえて教育研究活動等の改善・充実を図るとともにその状況を公表する（資料2-2）。
- c) 理事会・評議員会及び大学経営会議における意見・提言等を踏まえて、管理運営及び教育研究活動等の適切な実施を図る（資料2-3）。
- d) 毎年度の決算の状況及び監査報告の内容等財務の状況についてはウェブサイトにおいて公表する（資料2-4 <http://www.thcu.ac.jp/about/post/>）。
- e) 保有する教育研究活動等の情報に関する公開請求に対して、学校法人青葉学園情報公開規程に基づき適切に対応する（資料2-5）。
- f) 教育研究活動等に伴い関係する法令及び本学の服務関係規程等に関しては、教職員へのコンプライアンス（法令・モラルの遵守）の徹底を図る。
- g) 教育研究活動等のデータベース化を推進し、東京医療保健大学紀要、年報、教育研究活動状況等についてはウェブサイトにて公表する。
- h) 文部科学省に提出する本学の学部・研究科に係る設置計画履行状況報告書については、社会への説明責任を果たすため速やかにウェブサイトにて公表する（資料2-6 <http://www.thcu.ac.jp/about/rikojokyo.html>）。

- i) 平成 30 年度に受審する大学基準協会による大学評価(認証評価)の実施結果に基づき、
所要の改善を図るとともにその結果をウェブサイト公表する。
- j) 建学の精神及び理念・目的に基づき策定された、平成 29 年度から平成 33 年度までの
5 年間の中期目標・計画について毎年度着実に実施するとともに、中期目標・計画の
実施状況について定期的に大学経営会議及び理事会・評議員会に報告し、最終年度終了
後には実施状況をウェブサイト公表する。

〔具体的な取り組み〕

大学・学部・研究科等の理念・目的に基づく中期計画の履行に当たり、教育の質を確保
しつつ適切な教育研究活動等を行い有為な人材の育成が図られているかについて、毎年度、
学科長会議、研究科長会議、各学部学科の教授会及び学科会議等において点検・評価を行
っており、その結果について外部有識者による評価を実施(スクリー委員会：後述)し、
指摘された改善点を各学部学科にフィードバックを行い、PDCAサイクルに基づく教育
研究活動等の改善・充実に取り組んでいる(資料 2-7、2-8)。

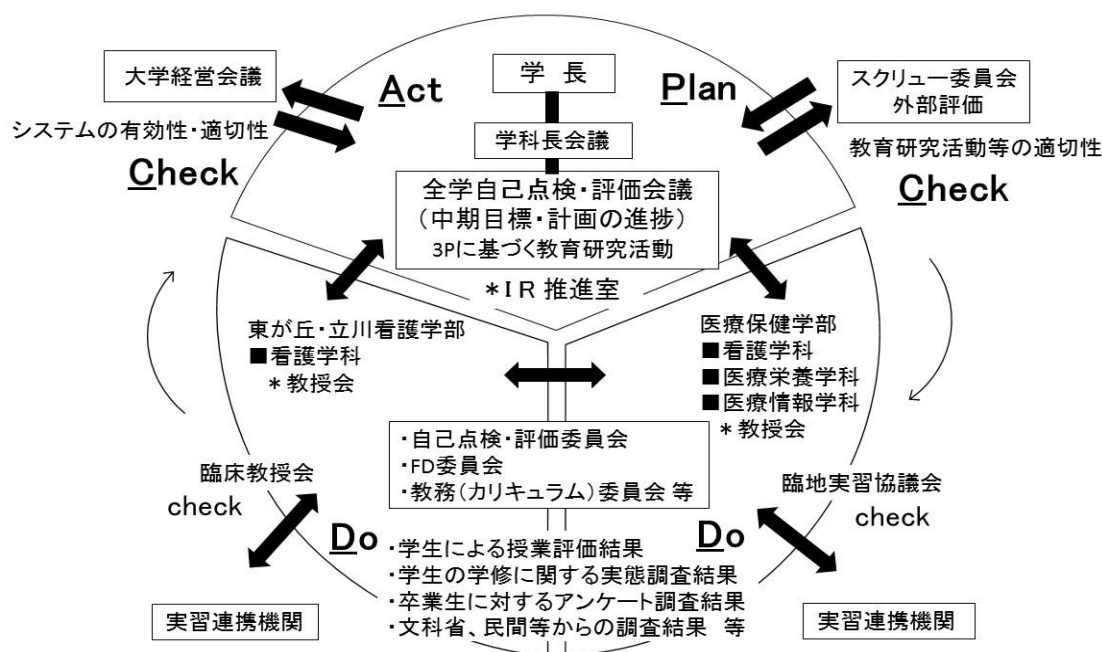
(主な手順)

- ア) 学長のリーダーシップの下、中期目標・計画の達成に向け 3 つの方針に基づく教育
研究活動等の取り組みが、各学部学科において適切に行われているか、全学自己点
検・評価会議において点検・評価を実施し改善方策を講じている。
- イ) 各学部設置する、自己点検・評価委員会、FD 委員会、教務(カリキュラム)委員会
等において、以下の調査結果を受けて教育内容・方法等の改善について検討し改善を
図っている。
- ・ 学生による授業評価 → IR 推進室(企画部、教務部)
 - ・ 学生の学修に関する実態調査 → 同上
 - ・ 卒業生に対するアンケート調査 → 学生支援センター
 - ・ 文部科学省、大学及び医療系関係団体、民間教育企業等からの調査 → 企画部
※医療保健学部は看護学科・医療栄養学科・医療情報学科の 3 学科で構成。
※東が丘・立川看護学部は看護学科のみ。
- ウ) 学部自己点検・評価委員会において、教育研究活動等の取り組み状況について点検・
評価を実施しその結果を全学自己点検・評価会議に提出。
- エ) 全学自己点検・評価会議において、教育研究活動等の取り組み状況を大学全体の点
検・評価報告書として取りまとめ、スクリー委員会(外部評価)に報告するとともに、
本学の最高意思決定機関である大学経営会議及び理事会・評議員会に報告され、社会
に公表する。
- オ) スクリー委員会で指摘された改善事項を含め、全学自己点検・評価会議で取りま
とめた改善事項等を各学部学科にフィードバックする。各学部学科は改善事項等につ
いて、教育内容・方法等の見直し・改善を図り、教育研究活動等に反映させる。

また、「本学の中長期計画の策定に関すること」「学則その他重要な規則の制定改廃に
関すること」等の教学及び経営に関する重要事項については、本学の最高意思決定機関で
ある大学経営会議(構成：学外委員 9 名、学内委員 7 名、概ね年 5 回開催)の審議・承認を
経て、学校法人青葉学園寄附行為に基づき本学の経営に関する事項については、理事会・

評議員会(概ね年3回開催)の審議・承認を経て決定しており、大学経営会議及び理事会・評議員会における意見・提言等を踏まえて、本学の管理運営及び教育研究活動等を適切に実施している。

内部質保証システム イメージ図



点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

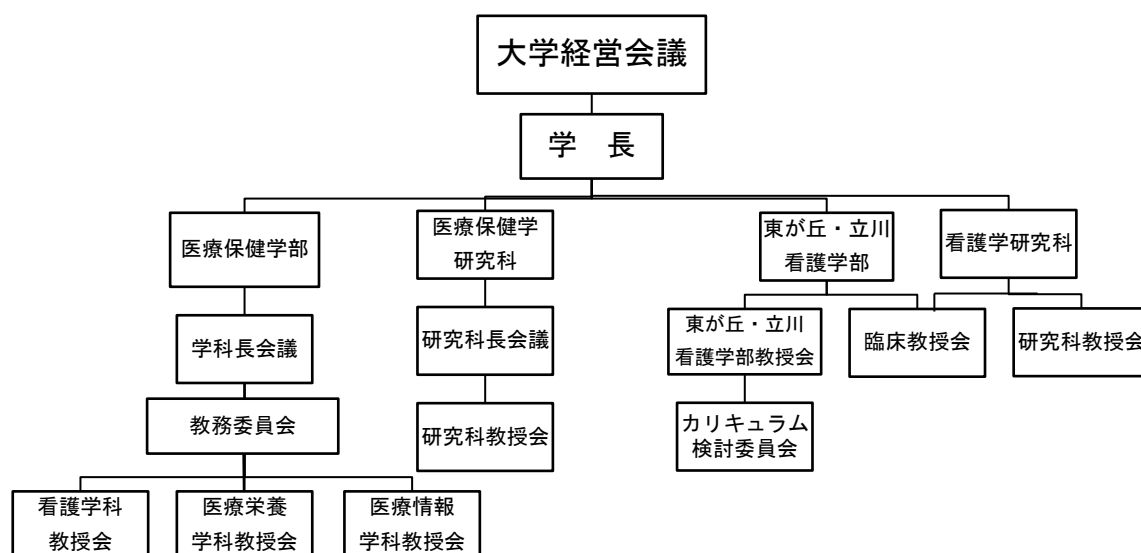
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

全学的な教育の質保証の取り組みについては、点検・評価結果に基づく教育研究活動等の改善に資する重要事項について、医療保健学部3学科では学部教務委員会、各学科教授会及び学科長会議で、東が丘・立川看護学部看護学科ではカリキュラム検討委員会及び教授会において審議を行い、学長の下に設ける4学科合同(各学科2名選出)の全学自己点検・評価会議において審議を行った後、本学の創設時からのスクリー委員会による外部評価を実施し改善点を各学部学科にフィードバックして改善を図っている。なお、内部質保証システムが有効に機能しているかについては、本学最高意思決定機関である大学経営会議において最終的なチェックを行っており、全学的な教学マネジメント体制により学士課程教育の改善・充実を図るとともに、教育の質の向上に努めている(資料2-9、2-10)。

また、大学院課程の医療保健学研究科(1専攻8領域)及び看護学研究科(1専攻3コース)に係る教学上の重要事項についても、各研究科教授会の審議の後、大学経営会議において審議・決定を行っている。

現在、学長の下に副学長、学部長、学科長、研究科長等をチームとする総合的・戦略的に教学マネジメントを行う体制を整備している。なお、平成30年4月から、千葉看護学部及び和歌山看護学部を開設したことを踏まえ、「内部質保証推進会議」を設置し、PDCAサイクル等を適切に機能させつつ、教育の質の向上を図っていくこととしている。

【全学的な教学マネジメント体制について】



点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学の建学の精神及び教育理念・目的に基づく人材の育成を図るため、「社会からの信頼に応え、国際的通用性を備えた学士課程教育の構築を実現するために」をスローガンに、a)学位授与の方針としては、「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」及び「総合的な学習経験と創造的思考力」に関する学士力を有するとともに医療分野において高い専門性、豊かな人間性及び教養を備えていることを定め、b)教育課程の編成・実施方針としては、本学の建学の精神、理念・目的及び学位授与方針に基づいて制定することとし、c)入学者受け入れの方針としては、「医療の現場に強く、豊かな国際感覚を備え、医療の情報化に対応し、他の専門職と協働してチーム医療を実現できる人材を育成」するため、入学者選抜においては「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」という「確かな学力」を把握するとともに、各学科の教育・人材育成の目的にかなう能力・

資質・意欲・適性等を判断することとしている（資料 2-11、2-12、2-13）。

これら 3 つの方針を踏まえ、本学の教育研究活動等の状況を把握しその分析及び評価を通じて、教育研究活動等及びこれを支える経営の改善に資するため、教育、研究、学生支援、財務・施設、人事等に関する情報の総合的な分析・評価、共有等を図るべく、平成 26 年度から学長直属の「大学情報マネジメント室（I R 推進室）」を設置している（資料 2-14）。

I R 推進室においては、主に学生の修学支援等の充実を図るため「学生の学修に関する実態調査アンケート」を毎年度実施し分析・評価を行っており、学生の能動的学修を促すための取り組みに活用している。また、教育研究活動等のデータベース化を推進するとともに、平成 26 年度からスタートした「大学ポートレート」（後述）に本学の個性・特色が伝わるよう積極的に教育研究活動等に関する所要の情報を公表している。

なお、本学が保有する教育研究活動等の情報に関する公開請求に関しては情報公開規程に基づき適切に対応している。

本学の教員及び事務職員において、相互に協働して教育研究活動等に取り組んでいく上で必要な関係法令及び服務関係規程等に関し、学内で共有する「デスクネッツ（文書管理タグ）」に掲載して教職員が常時見られるようにしており、また、学則等規程の改正・制定等の概要について教職員向けに学内の動きをお知らせする「THCUトピックス」（概ね年 4 回発刊、メール配信）（資料 2-15）において周知を図る等コンプライアンスの徹底を図っている。特に法令遵守等に関しては次のとおり対応している。

a) 行政機関及び認証評価機関からの指摘事項に対して、平成 26 年 4 月に看護学研究科に博士課程を届出により新設したが、平成 27 年 5 月に設置計画に基づく履行状況を明記した「設置計画履行状況報告書」を文部科学省に提出するとともにホームページに公表しており、平成 28 年 12 月 14 日に大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による設置後の履行状況を把握する面接調査ヒアリングにおいて、研究科長から設置計画を適切に履行していること、教育研究の質の確保を図り第 1 期生の輩出に向けた取り組みを行っていること、学生の充足率等について説明し評価をいただいた。なお、ヒアリングで指摘された学生の声を聞く方法や博士課程の教員向け F D 等について検討し博士課程の一層の充実に努めている。本件については、平成 30 年 2 月 23 日付で文科省から「設置計画履行状況等調査の結果について（平成 29 年度）」通知があり「意見が付されなかった大学等」にノミネートされている（資料 2-16）。

b) また本学は、平成 23 年度に、本学の教育研究活動等の取り組みに関して大学基準協会による大学評価を受審し「大学基準に適合している」と認定（認定期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の 7 年間）された際、努力課題として指摘された事項について、平成 24 年度以降速やかに改善を図り平成 25 年 7 月に改善状況報告書を大学基準協会に提出した。大学基準協会において改善状況を確認の後、次のとおり検討結果の通知を受けた（26.3.17）。

〔１〕 概評

2011(平成 23)年度の本協会による大学評価に際し、問題点の指摘に関する努力課題として 14 点の改善報告を求めた。今回提出された改善報告書からは、これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。

ただし、次に述べる取組の成果が十分に表れていない事項については、引き続き一層の努力が望まれる。

教育内容・方法・成果については、1 年間に履修登録できる単位数の上限は定められたものの、1 セメスター 30 単位、かつ連続した 2 セメスターで 50 単位と高く、さらに、履修登録できる単位数への算入の除外対象となっている科目が、国家試験に関連する資格科目のほかにも多数あるので、単位制度の趣旨に照らして一層の改善が望まれる。

教育研究等環境については、医療保健学部の演習室の拡充整備に向けた改善への意欲は認められるが、取組が開始されたばかりであるので、今後の成果に期待したい。

〔２〕 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

上記指摘の教育内容・方法・成果に関する 1 年間に履修登録できる単位数の上限について、医療保健学部医療情報学科においては、平成 27 年度入学生から 1 年間に履修登録できる単位数の上限を 50 単位から 44 単位に改正を行い、履修登録単位数の上限から除外する科目数の見直しを行うとともに、医療保健学部看護学科、医療栄養学科及び東が丘・立川看護学部看護学科においても、学生の過剰な授業科目の履修登録を防ぐことを通じて単位制度の実質化を図るため、平成 27 年度入学生から履修登録単位数の上限を低く設定した(27.3.4 施行)。

本学は、開学当初から教育研究の質の向上を図るとともに内部質保証を図る観点から、本学の教育研究関連課題(教育研究組織・教育研究活動・学生支援・社会貢献及び社会連携に関する活動等)について、社会的側面から検討願ひ外部から提言・評価をいただくため、有識者等をもって構成する「スクリュウ委員会」(構成員：学外有識者 5 名、理事長・学長・大学経営会議室長・事務局長)を設置し年 3 回開催している(スクリュウは「船のスクリュウ(推進機)」、「改修(改善)のネジ」の意)。

スクリュウ委員会においては、学士課程及び大学院課程に係る教育研究活動等に関する提言・評価等を頂いている。毎年度取りまとめる点検・評価報告書に記述した本学の教育研究活動等の取り組み状況及び課題等について、スクリュウ委員会の 5 名の学外有識者にお目通し頂いた意見等を踏まえ、教育研究活動等の改善に真摯に取り組んでいる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点１：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点２：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点３：公表する情報の適切な更新

学校教育法施行規則に定める教育情報及び医療保健学部各学科・医療保健学研究科・東が丘・立川看護学部・看護学研究科に係る教育研究活動の状況については積極的にウェブサイトにて公表している（資料 2-17 <http://www.thcu.ac.jp/about/eduinfo/>）。

また、特に研究活動の成果としては「東京医療保健大学紀要」「医療関連感染 (Journal of Healthcare-Associated Infection)」を発刊しウェブサイトにも公表している。

教育情報の公開状況は次のとおり。

事 項	公開している内容
ア) 大学の教育研究上の目的及び学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針に関すること	建学の精神、大学学則、大学院学則、社会連携・協力に関する基本方針、国際交流に関する基本方針、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針
イ) 教育研究上の基本組織に関すること	大学組織及び事務組織、大学・学部学科・研究科等の理念・目的
ロ) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	教員組織の編成方針、教員数・事務職員数（嘱託職員含）、年齢別教員数、教員一人当たり学生数（平成 29 年度）、専任教員数と非常勤教員数の比率（平成 29 年度）、教員の紹介
ハ) 入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	志願者・合格者・入学者数の推移、学生定員及び在籍学生数、卒業（修了）者数及び学位授与数、退学者及び除籍者数、留年者数、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数、就職・進学状況

事 項	公開している内容
わ) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	教育課程編成・実施の方針、講義内容（シラバス）等、授業カレンダー
か) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	学位授与の方針、医療保健学部履修規程、東が丘・立川看護学部履修規程 ※各種アンケート調査結果を追加
キ) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	教育環境の整備に関する実施計画、校地・校舎・講義室・演習室等の面積
ク) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	学部学科・専攻科・研究科の入学金、授業料等
ケ) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生支援に関する基本方針、学生支援の取り組み状況、就職支援スケジュール
コ) 社会連携・社会貢献に関すること	社会連携・協力に関する基本方針、公開講座の実施状況、大学院公開講座等の実施状況、ボランティア活動状況、学生の課外活動の状況、国際交流（研修）事業、産官学連携事業

このほか、平成 26 年度から、政府の教育振興基本計画(25.6.14 閣議決定)に定める「データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組み」に基づき実施された「大学ポートレート」（公的な教育機関として公表が求められる情報等を公開する仕組み）に参加して、本学の各学部学科・各研究科に係る特色ある教育研究活動等の情報を公表している。また、私立大学に係る「大学ポートレート」は日本私学振興共済事業団のホームページ上で公開されている。

本学においては、社会への説明責任を果たすとともに、特色ある教育の取り組み状況を情報提供し学生及び保護者が適切な情報を得られるよう教育情報の公表に積極的に取り組んでいる。

自己点検・評価結果の公表については、全学の自己点検・評価会議（医療保健学部及び東が丘・立川看護学部合同）において報告書に取りまとめ、本学の最高意思決定機関である大学経営会議及び理事会・評議員会において審議・承認を経た上で本学のウェブサイト公表しており、これにより社会への説明責任を果たすとともに、社会からの評価を真摯に受け止めて教育研究活動等を着実に推進している。

また、決算等の財務状況についても独立監査人による監査結果報告書及び学校法人青葉学園の2名の監事による監査結果報告書についてホームページに公開している。財務情報の公表は次のとおり。

- 1) 決算説明書 2) 資金収支計算書 3) 消費収支計算書 4) 貸借対照表 5) 財産目録
- 6) 事業報告書 7) 監事監査報告書 8) 独立監査人の監査報告書
- 9) 消費収支計算書関係比率（法人全体）（大学基礎データ表 9）
- 10) 消費収支計算書関係比率（大学単独）（大学基礎データ表 10）
- 11) 貸借対照表関係比率（私立大学）（大学基礎データ表 11）
- 12) 科学研究費の採択状況（資料 2-18）
- 13) 学外研究費（資料 2-19）

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の全学的な教育の質保証の取り組みについては、学則第4条（自己点検・評価）、第5条（第三者評価）、第6条（情報の積極的な公表）において規定するとともに、第2期中期目標・計画に定める方針の下に積極的に取り組んでいるが、特に点検・評価結果に基づく教育研究活動等の改善に資する重要事項については、各学部の各種委員会（自己点検・評価、教務（カリキュラム）、FD、入試、学生生活等）及び各学科教授会等の会議において審議を行い、全学の自己点検・評価会議において審議・取りまとめを行った後、本学最高意思決定機関である大学経営会議及び理事会・評議員会において最終的な審議・決定を行っている（資料 2-20、2-21、2-22）。

また、教育研究活動等の改善に資する重要事項を含め毎年度取りまとめる「点検・評価報告書」については、外部有識者による評価（スクリュウ委員会）を実施しその意見聴取の結果を改善・充実施策に反映させるとともに社会に公表している。

このようなPDCAサイクルに基づき、全学的な教学マネジメント体制により教育研究活動等の改善・充実に努めるとともに教育の質の向上に努めており、本学の内部質保証システムは適切に機能している（資料 2-23、2-24、2-25）。

なお、PDCAサイクルが有効に機能しているか内部質保証システムの適切性については、大学経営会議（現員16名中9名が外部委員）において、最近の大学教育を取り巻く社会の変化や国の制度改革等の動向を踏まえ、大所高所からチェックし改善に努めている。

（２）長所・特色

本学は、医療系の大学として建学の精神及び教育理念・目的に基づき、わが国最先端の医療を実施する機関と連携・協力し優れたチーム医療人の育成を図り、社会に有為な人材を送り出している。

医療保健学部看護学科（品川区）及び同学部医療栄養学科並びに医療情報学科（世田谷区）においてはＮＴＴ東日本関東病院及び他の多くの中核医療機関と、東が丘・立川看護学部看護学科（目黒区及び立川市）においては独立行政法人国立病院機構東京医療センター・災害医療センター及び他の国立病院等との連携・協力により最先端の臨床実習教育を展開している。

このような本学の教育研究の取り組みの評価として、平成 30 年 4 月より、新たな教育研究組織として、千葉看護学部（船橋市）及び和歌山看護学部（和歌山市）が開学する。

千葉看護学部については、独立行政法人地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ）がこれからの医療・看護・福祉の主要なテーマに先駆的に取り組み、地域医療・地域包括ケアの要となることができる看護師を養成する大学の設置を切望しており、本学としても建学の精神、理念・目的に照らしてその趣旨に賛同しＪＣＨＯとの協働による看護学部設置の一般競争入札に応募し決定をいただき、平成 28 年 11 月 22 日に協定書の調印を行った。

また、和歌山看護学部については、和歌山県と和歌山市からの強い要請を受け、県及び市並びに日本赤十字社和歌山医療センターとの連携・協力の下に設置されるものであり、平成 28 年 5 月 30 日に 4 者間の連携に関する協定書の調印を行った。県及び市は看護学部の設置に対し、地方における医療の発展に寄与する優れた看護師の養成のみならず、若者の県外流失傾向に一定の抑制効果が見込まれ、地域の活性化に好影響を及ぼすと期待されている。

（３）問題点

内部質保証を考える際に必要となる自己点検・評価、改革方策の検討に重要な学内各種データの収集・加工が十分とは言えないため、ＩＲ推進室の機能強化のための工夫を検討している。具体的には、職員を学外研修会に参加させて専門職員として育成していくとともに、専門的知識・能力を持った外部人材の雇用も考えている。

（４）全体のまとめ

本学の内部質保証については、公教育機関として教育研究活動等に関する社会への説明責任を果たすため、内部質保証システムの基本方針を定め、第 1 期（平成 24 年度～28 年度）の取り組みを踏まえ、平成 29 年度にスタートした第 2 期 5 年間の中期目標・計画の達成に向け、教員と事務職員が相互に協働し教育研究活動等に取り組んでいく上で必要な学内各種データをデスクネットで教職員が常時見られるようにし、より充実した情報共有体制とＩＲ体制の下に、不断の点検・評価、検証を継続して行い、教育研究活動等の改善・充実に努めている。

このような本学創立以来 10 数年における教育研究活動等の取り組み実績に対し、独立行政法人や県及び市の行政機関から強い要請があり、平成 30 年 4 月に千葉看護学部及び

和歌山看護学部を開設できたことは、本学の教育研究の在り方に対し一定の評価が行われたものと思われる。

これにより、平成 30 年度から本学の教育研究機能は 6 つのキャンパスに拡大することになるが、各キャンパスがそれぞれの特色を発揮しつつ、教育の質の向上を図っていけるよう内部質保証システムの充実が必要であり、平成 30 年度から学長をトップに学部長、学科長、研究科長、外部有識者で構成する「内部質保証推進会議」を設置し、その下に、教育研究活動等の改善・充実を図るための個別事案に対応する全学委員会（自己点検・評価委員会、FD・SD委員会、アドミッション委員会等）を整備し、より機動的に取り組んでいくこととしている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学の建学の精神及び理念・目的を実現するために必要な教育研究組織を設置するとともに、社会からの要請に応じて教育研究組織の充実・発展を図っている（大学基礎データ表1）。

創設時は、医療保健学部（看護学科、医療栄養学科、医療情報学科）でスタートしたが、その後大学院医療保健学研究科修士課程・博士課程、東が丘・立川看護学部、大学院看護学研究科修士課程・博士課程を設置して実践的な教育研究体制を整備し、それぞれの理念・目的に基づき教育研究活動を着実に履行している。また、国際的通用性の視点からこれらの教育研究活動の充実に資するために国際交流センター及び感染制御学教育研究センターを設置している（資料3-1、3-2）。

〔医療保健学部〕

医療保健学部においては、理念・目的に基づき「グローバルな視点で活動できる高度な知識・技術を持ち、医療保健活動のチーム化を踏まえ、他の専門職と協調して活動を遂行できる幅広い視野を持った人材の育成」を図っており、看護学科、医療栄養学科及び医療情報学科の各教授会、学部教務委員会、医療保健学部学科長会議において教育内容・方法等に関し審議を行い、学士課程教育の改善・充実に図るとともに教育の質の向上に努めている。また、3つの学科を擁している利点を生かしチーム医療の訓練として協働実践演習を行っているのも一つの特徴である。

平成26年度からは、学生の能動的学修を促すための取り組みの一環として「アクティブラーニング実施委員会」を設置し、学生の能動的な学修を促すため教育設備・教材の活用方策を推進するとともにその教育成果に関する検証等を行っている。

〔大学院医療保健学研究科〕

医療保健学研究科においては、主として臨床経験を持つ社会人を大学院生として受け入れ、理念・目的に基づき「学際的・国際的な視点から医療保健学を教授し、臨床現場における卓越した実践能力、研究・教育・管理能力を持った高度専門職業人の育成」を図っており、研究科教授会及び研究科長会議において研究及び教育内容・方法等に関し審議を行い大学院教育の改善・充実に図るとともに質の向上に努めている。

平成23年度に大学基準協会の大学評価（認証評価）を受審した後、社会からの要請に応じ平成24年度以降としては、次のとおり教育研究組織の整備充実を図っている。

a) 平成24年度において、助産師資格を有し臨床現場において5年以上の経験を有する

者を対象として実践力のある指導者を育成するため修士課程に助産学領域を設置。

- b) 平成 25 年度は、周手術医療安全に関する専門的知識及び問題解決能力を有する人材を育成するため周手術医療安全学領域を修士課程及び博士課程に設置。
- c) 平成 26 年度は、滅菌供給に関する専門的知識及び創造的問題解決能力を有する人材を育成するため修士課程に滅菌供給管理学領域を設置。
- d) 平成 27 年度は、社会の変化に応じ適切な医療・看護を提供していくため社会を俯瞰し理論を活用しながら新しい看護実践提供の在り方を見出すとともに、これを理論化し社会や教育現場において説明・実践する高度な看護能力を有するリーダーを育成するため博士課程に看護学領域を設置。また、グローバル化や少子高齢化を迎えて看護とは何かを探究し、看護実践に埋め込まれている知を明らかにするとともに、社会のニーズに対応した看護実践の開発能力の育成を図るため、修士課程に看護実践開発学領域を設置。

〔東が丘・立川看護学部〕

東が丘・立川看護学部においては、理念・目的に基づき「看護実践能力、自己啓発能力、キャリア開発能力を備え、高度な判断と実践ができる国際的視野を持った tomorrow's Nurse の育成」を図っており、連携・協力する独立行政法人国立病院機構本部と運営協議会を設置し教育研究活動等に関し意見調整を行うとともに、主たる実習機関である同機構東京医療センター及び災害医療センターと臨床実習に関し意見交換を行っている。連携機関との意見交換を踏まえ、学部・研究科教授会において教育内容・方法等に関し審議を行い、学士課程教育の改善・充実を図るとともに、教育の質の向上に努めている。

平成 22 年度開設の東が丘・立川看護学部は、平成 25 年度に完成年度を迎えたこと及び国立病院機構との連携・協力を一層推進し看護教育の高度化を図るため、平成 26 年度から同機構災害医療センターとの連携・協力により、災害に伴う防災・減災にも適切に対処できる看護師の育成を図ることとし、入学定員を 100 名から 200 名に増員するとともに看護学科に臨床看護学コースと災害看護学コースを設置した。

両コースの授業は、1 年次は国立病院機構キャンパス(目黒区東が丘)において基盤・基礎教育を行っており、実習については、より効率的に履修するために臨床看護学コースは国立病院機構キャンパス(国立病院機構東京医療センター)、災害看護学コースは立川キャンパス(国立病院機構災害医療センター)において実施している。2 年次以降は災害看護学コースについては立川キャンパスにおいて基盤・基礎教育及び実習を実施している。

〔大学院看護学研究科〕

修士課程においては、理念・目的に基づき、「高度化・先進化・複雑化する医療保健を効果的、効率的に円滑に進めていくためのタスクシフト、スキルミックスに対応できる看護師及び助産師の育成」に取り組む中で、国立病院機構東京医療センター等と協働し救急医療やリスクの高い患者を対象にしたクリティカル領域で「特定行為」も実施できる、より高度の実践能力を備えた看護師の育成及び産科医療を支えると同時に「性と生殖のキーパーソン」としての役割を果たすことができる、高度の専門技術・能力を備えた助産師の育成に 3 つのコース(高度実践看護、高度実践助産、看護学)を設置して取り組んでいる。

- a) 高度実践看護コースでは、国立病院機構と連携して医学の知識と高度な実践力を備え、

患者さんにタイムリーに診療を提供できる診療看護師（NP）の育成を図っている。

このコースは、保健師助産師看護師法の改正（平成 27 年 10 月施行）により「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関として厚生労働省から認定され、21 の特定行為区分すべての特定行為を実施できる診療看護師の育成に取り組んでいる。また、高度実践看護コースの院生や教員等を対象に、日本 NP 教育大学院協議会主催のハワイ研修に参加しており、この研修においてアメリカの診療看護師（NP）の活動現場や NP 教育を実施している大学等を視察し、実際に診療看護師（NP）と交流することで、日本における NP 制度の役割や活動、教育、研究の在り方を検討する貴重な情報を入手している。

- b) 高度実践助産コースでは、助産師免許取得を目指すプログラム及び助産師の有資格者が、さらに専門性を身に付けられるプログラムにより、周産期医療の質の向上に貢献できる助産師、性と生殖のキーパーソンとしての役割を果たせる助産師の育成を図っている。
- c) 看護学コースでは、科学的根拠に基づき自然科学をベースにした人の健康につながる研究により、臨床現場で「つかえる」エビデンスを「つくり」「つたえる」ことができる能力や、臨床現場での連携を図りながら看護基礎教育を担える能力等臨床現場においてリーダーシップがとれる能力を備えた研究者、教育者、看護管理者の育成を図っている。

博士課程においては、看護学の発展・進化及び看護のさらなる質向上を目指し研究マインドを持って看護の実践現場と連携を図りながら、大学での看護学の基礎教育に係わることができる研究・教育者の育成を図っている。

看護学研究科においては、今後も医療保健に対する社会・時代のニーズに実践的に対応できる高度実践看護師及び高度実践助産師を育成するため教育環境（カリキュラム、教員の質、施設設備等）の一層の充実に努めるとともに、国立病院機構東京医療センター・災害医療センター等を主たる実習施設として、引き続き国立病院機構との連携・協力を一層強化しつつ教育・研究を推進していく。

〔助産学専攻科〕

助産学専攻科においては、近年、医療の発達とともに、高齢出産や合併症を伴う女性が妊娠・出産できるようになり、一方で助産所等での自然な出産を望む女性も増え、多様なニーズに対応できる助産師が求められている現状を踏まえ、周産期医療に対する高度な専門知識を持ち、保健・医療チームと連携しながら、女性やその家族を心身ともに支える助産師の育成を図っている。

〔国際交流センター〕

建学の精神及び教育理念に基づき、実践を重視した教育研究の充実・発展を図るため、国際交流センター等を通して国際的通用性の高い教育・研究を組織的に推進するとともに、「国際交流に関する基本方針」定め（資料 3-3、3-4）、これに基づき、教職員・学生に係る海外派遣・海外研修を積極的に推進すること、海外からの受入れを積極的に行うこと、海外の大学等との国際交流協定の締結を推進することにより、本学の国際化の推進を図ることとしている（資料 3-5）。

なお、国際交流事業の推進に向けて、引き続き、a)教員・院生の意識啓発を図るため、海外の学術集会等への参加及び学会誌等に研究論文等の積極的な投稿の促進、b)グローバル社会においては医療機関及び医療関連企業等に勤務する人材に語学力及びコミュニケーション力が求められることから英語等外国語科目の教育内容の充実、c)医療保健学部において「国際看護論」（看護学科のみ）、「国際関係論」（看護・医療栄養・医療情報の3学科共通）の科目を、東が丘・立川看護学部において「国際看護学」の科目を開講しておりこれらの授業を通じて時代の要請に応じた国際水準に適合する医療人の育成に取り組んでいく。
〔感染制御学教育研究センター〕

医療現場の地球規模で関心となっている医療関連感染症の予防と制御に関わる教育研究の充実・発展を図るため、基礎・応用研究を行い国内外の感染制御に貢献するとともに、感染制御を目指した新たな学問拠点の形成を図ること、さらに大学院の教育研究において医療現場等の感染制御関連分野で活躍する人材の育成に取り組んでいる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性及び整備・充実の状況等については、毎年度、学科長会議・研究科長会議・各学部学科の教授会及び学科会議等において点検・評価、検証を行っている。

外部評価についても、毎年度取りまとめる「点検・評価報告書」に記した教育研究組織を含む本学の教育研究活動等の取り組み状況や点検・評価で明らかになった課題等について、外部の有識者で構成するスクリー委員会での意見等を踏まえ、改善・充実に努めている（資料2-2）。

平成17年度に1学部3学科でスタートした本学は、現在では2学部4学科1専攻科2研究科という規模に発展している。これは、社会の要請に応え、わが国最先端の医療を実施する中核医療機関と連携・協力をを行い教育の質を確保しつつ、社会に有為な医療人を送り出してきた結果であり、また多面的な評価を実施しその意見に真摯に取り組み教育研究組織を適切に整備してきた結果と言える。

点検・評価、検証を行った結果については報告書としてまとめ、教育研究組織の状況についてウェブサイトで公表しており、点検・評価で得られた本学の教育研究活動等の強み・特色を社会に理解いただくよう効果的な情報発信に取り組んでいる。

（2）長所・特色

本学は、建学の精神及び理念・目的に基づき、わが国の最先端医療を実施する中核医療機関と連携・協力した教育研究組織を整備し社会に有為な医療人を育成し送り出している点が本学の強み・特色である。

医療保健学部（看護学科、医療栄養学科、医療情報学科）が連携・協力するN T T 東日本関東病院においては、早くから「チーム医療」に取り組んできた実績があり医療専門職の

協働の実際について身をもって体験できることが大きな特徴である。また診療システムを日本で初めて電子化した最先端医療機関であることも実習先として理想的である。

東が丘・立川看護学部(看護学科)が連携・協力する独立行政法人国立病院機構においては、日本最大規模の病院ネットワーク(全国143病院で組織)を持ち、地域医療に貢献する疾病や政策医療に取り組んできた実績と歴史があり、系列の東京医療センター(臨床看護学コース)及び災害医療センター(災害看護学コース)において特徴的な医療や様々な症例を体験できる最適な実習先である。

(3) 問題点

東が丘・立川看護学部看護学科において、臨床看護学コース及び災害看護学コースとも目黒区東が丘にある国立病院機構キャンパスにおいて基盤・基礎教育を行い、実習に関してはより効率的に履修するために、臨床看護学コースは国立病院機構キャンパス(国立病院機構東京医療センター)で、災害看護学コースは立川キャンパス(国立病院機構災害医療センター)において実習を行っている。

平成29年4月からは、災害看護学コースの2～4年次生が立川キャンパスに引っ越して教育と実習を行っているが、1年次生及び災害看護学コース担当教員は東が丘と立川を行ったり来たりしており、災害看護学コースについてはできるだけ早期に1年次生から4年次生まで立川キャンパスで学業が行えるよう学修環境を整備し、教育・研究に支障が生じないよう施設・設備等の整備に努めていくこととしている。

(4) 全体のまとめ

本学は創設時から13年を経過し、建学の精神及び理念・目的に基づき、社会の要請に応えらるとともに、教育研究活動等の取り組み状況について継続的な自己点検・評価、外部評価を実施し、その結果を踏まえて教育研究組織を整備している。各学部学科・研究科等の教育研究組織は、わが国の最先端医療を実施する中核医療機関との連携・協力の下に成り立っており教育の質の確保・向上を図りつつ社会に有為な医療専門職を送り出している。

平成30年4月より、独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)との連携・協力により千葉看護学部が、また和歌山県、和歌山市及び日本赤十字社和歌山医療センターとの連携・協力により和歌山看護学部がそれぞれ新たにスタートしたが、このことは本学の教育研究組織の整備方針に関して一定の評価を頂いた結果と言える。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：全学的な基本方針の設定

評価の視点2：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

全学的な「学位授与の方針」を定め、これに基づき学位の授与(卒業・修了認定)を実施している。このことは、東京医療保健大学ホームページにおいて公表している(資料2-16 <http://www.thcu.ac.jp/about/eduinfo/>)。その内容については、次のとおりである。

学士課程においては、本学に4年以上在学し、学則に定める所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」及び「総合的な学習経験と創造的思考力」に関する学士力を有するとともに、医療分野において高い専門性、豊かな人間性及び教養を備えていると認められる者を卒業とし、学位を授与する。

大学院医療保健学研究科修士課程にあつては、修了要件を満たし臨床現場における卓越した実践能力及び研究・教育・管理能力を有する高度職業人であると認められるとともに、研究成果としての修士論文審査に合格することで修了とし、修士の学位を授与する。

博士課程においては、3年以上在学し、所定科目の単位を修得した上で、研究者として広い視野に立ち積極的かつ実践的に研究活動を行うことができ、卓越した研究・教育・管理能力を修得し、かつ、創造的問題解決能力を有する高度専門職業人であると認められるとともに、研究成果として提出された博士学位論文の可否について厳正に審査を行った後、合格と認められる者に、博士の学位を授与する。

大学院看護学研究科修士課程においては、2年以上在学し、所定の単位を修得した上で、必要な研究指導を受け、かつ、特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者であり、高度実践看護、高度実践助産、看護科学のいずれかの教育プログラムを通して、各プログラムが掲げる能力を習得した者に、それぞれ修士(看護学)、修士(助産学)、修士(看護学)の学位を授与する。

博士課程においては、3年以上在学し所定の単位を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格した者であり、次に掲げる能力、ア)看護学の継承・発展を担うための研究能力、イ)人間の発達段階に応じた看護学に関する研究能力、ウ)地域社会の保健ニーズに即した実践的研究教育能力、エ)臨床現場で「つかえる」エビデンスを「つくり」「つたえる」ことができる能力、オ)臨床現場との連携を図りながら看護基礎教育を担うことができる能力、カ)実践を行いながら学部学生の臨地実習を指導できる能力を有すると認められる者に、博士(看護学)の学位を授与する。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点１：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点２：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学の建学の精神、理念・目的に基づき、医療分野において特色ある教育研究を実践することで高い専門性及び豊かな人間性と幅広い教養並びに高い倫理性を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に対応し解決できる人材を育成するため、学位授与方針に基づき「東京医療保健大学 教育課程編成・実施の方針」を制定し、これに基づき授業科目を適切に開設し教育課程を体系的に編成するとともに、教育方法等を適切に実施し、学生の学修意欲を高めるための履修指導を行っている。このことは、東京医療保健大学ＨＰにおいて公表している(資料2-16 <http://www.thcu.ac.jp/about/eduinfo/>)。「教育目標」「教育課程編成・実施の方針」及び「学位授与の方針」の適切な連関性については「教育成果」に関して定期的な自己点検・評価と合わせて外部の有識者による外部評価(スクリュウ委員会)を実施して検証を行い、その結果を踏まえて不断の教育課程及び教育内容・方法等の改善・充実を図っている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点１：各学部・研究科・専門領域において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>

- ・初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

<修士課程、博士課程>

- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点２：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学の理念・目的に基づき、医療分野において特色ある教育研究を実践することで時代の求める高い専門性及び豊かな人間性と幅広い教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に対応し解決できる人材を育成するため「教育課程編成・実施の方針」に基づき、授業科目を適切に開設し教育課程を体系的に編成するとともに、知識の展開力を重視した教育、学生の主体性を尊重する教育を実施している。また学習意欲を高めるために適切な履修指導を実施している。

具体的な取り組みにおいては、質の高い医療人に必要とされる豊かな人間性を育み、様々な角度から物事を見て、多様な現場で実践的な力を培う「教養の力」を身に付け、健全な倫理観を持ち「知識・技術・心」を兼ね備えた医療専門職の育成を目指し、次のとおり教育に取り組んでいる。

- a) 学士課程においては、臨床現場で相手の気持ちを理解し思いやりと誠意を持って接することができる、寛容で温かみのある人間性、生命を尊重する心を養うため、科目区分を「いのち・人間(心理学、哲学、文学、生命倫理学等を含む)」「社会科学(経済学、社会学、法学、国際関係論等を含む)」等の教養を重視した区分とするとともに、各種外国語教育や海外研修等国际感覚を養うプログラムを編成し、グローバル化が進む医療現場で必要とされる異文化理解や語学力、コミュニケーション能力を修得させる。
- b) 上記の教養の力を基盤に「チーム医療」の充実という時代の要請に応えるため「医療のコラボレーション教育」を導入し、医療現場でチームケアを実践し、他の専門職と協調して優れたチーム医療を実践できる力を修得させる。
- c) また課題解決型教育を積極的に推進し、社会が抱える多様な課題に主体的に対処できる力を修得させる。このため、授業においては学生が主体的に学習するアクティブ・ラーニングを積極的に行うとともに、ICTの利活用を積極的に推進し、学生の能動的な学習を促すための工夫に努めている。
- d) 修士課程、博士課程においては、科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動を通じて、学際的・国際的視点から医療保健学を伝授し、臨床現場における卓越した実践能力及び研究・教育・管理能力を有する高度専門職業人の育成のため、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、授業科目を適切に開設し教育課程を体系的に編成するとともに、教育方法を適切に実施している。
- e) 本学の学生は医療専門職として自立するため各種国家試験等に合格することが求められており適切な学習支援に努めている。

〔教育課程の編成〕

学士課程のうち、看護、医療栄養、医療情報の3学科からなる医療保健学部では、教育課程を3分野に分けて編成し、3学科共通科目として「いのち・人間の教育」「医療のコラボレーション教育」の2分野、学科それぞれの専門性に基づく独自科目を配置する「専門職の教育」の1分野がある。医療保健学部3学科共通科目は、医療保健の専門家としての人間性を涵養し、チーム医療で協働する力を養うことを目指して科目を配置している。

学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るため、医療・福祉・健康分野への興味・関心を持たせることを主眼に、医療保健学部では、看護・医療栄養・医療情報各学科において1年次から3年次までの各学年必修の共通科目として「キャリア教育」(配当年次1～3年次生)及び「協働実践演習」(配当年次4年次生) (資料4-1)を4年間で系統的かつ連続性を持って行っている。

具体的には、1年次の「キャリア教育Ⅰ」においては、「学生時代を有意義に過ごすための基本的な考え方や知識」「社会で長期的に成長するための素地となる能力を身に付ける。」ことを学修する(例：国語力・文章力及び計算力トレーニング、看護・医療栄養・医療情報各学科の専門性を知り、チーム医療ができる専門職を目指す上での互いの学科を知る等)。

また、看護・医療栄養・医療情報各学科の4年次生が合同(3学科混成クラス)で実施する「協働実践演習」においては、患者への生活支援等に関するテーマに基づき、各学科の学生がそれぞれの立場から患者支援等に関する認識や情報を共有し意見交換を行いながら課題に取り組んでいる。この協働を通じて、各自の役割を認識させることでチーム医療人の育成を図ることとしている。さらに、医療・ヘルスケア産業の現場において実務の一端を経験することを通じて職業選択の幅を広げるとともに個々の学生のキャリアアップを図るため、企業実習等のインターンシップを積極的に実施している。

(医療保健学部看護学科)

看護学科の教育課程は、医療保健学部全学科共通科目としての分類にあたる「いのち・人間の教育」「医療のコラボレーション教育」の他に、看護学科独自の分類である「専門職の教育」がある。平成27年度入学生からは「専門職の教育」分類を中心にカリキュラム改正を行い、学生の動機づけを継続的に高め、確かな看護の知識と技術を身に付けられるよう体系化している。それに伴い「専門職の教育」分類は看護の学びを支える<専門支持>科目、あらゆる看護実践のコアになる能力を養う<専門基幹>科目、対象の発達段階や病期、場に応じた看護を追及する<専門展開>科目、これらの学びを統合する<実践統合>科目の構成としている。(図4-1参照)

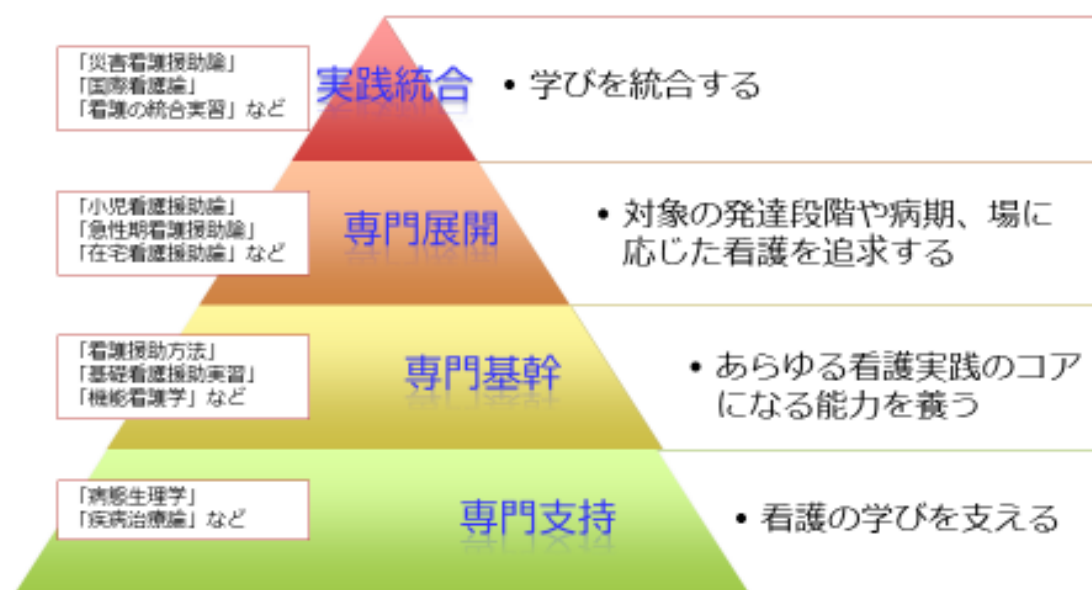


図 4-1 医療保健学部看護学科カリキュラムの特徴

「専門職の教育」は、入学間もない1年次前期から開講しており、4年間を通じて看護学を学べるようになっている。また、実習科目も1年次から4年次まで各年次に開講されており、学生の学修の進度に応じて理論と実践が統合しやすいよう配置されている。

新カリキュラムでは、全学年に配置している実習科目のほか、学外での演習による演習科目を新設し、学生が臨地実習先と学内と往還する学修により個々の学びを深化、発展させることをねらっている。

看護学科の特徴的な科目の多くは＜専門基幹科目＞に集中しており、以下7つの能力育成をねらっている。

- a) 看護専門職として連携、協働する力の育成
- b) 医療専門職として必要な基礎的能力である、基本的読解能力、論理的表現能力の強化
- c) 看護専門職としての倫理的態度を醸成し、質の高い看護を行うことができる能力の育成
- d) 看護専門職として必要な基礎的知識の獲得
- e) 看護専門職として自らの実践を自己点検、評価する能力の育成
- f) 看護専門職として幅広く健康を捉え、全体を俯瞰して方針決定する能力の育成
- g) 現在の医療の状況に即した看護実践に必要な思考過程を展開する能力の育成

看護師・保健師の国家試験受験資格、養護教諭1種の資格取得に必要な科目は、同時間重複開講をなくし、資格取得に必要な科目の履修が可能になるよう時間割を組んでいる。

また、AO入試、推薦入試に合格した入学予定者に対しては、全学で行う「入学前教育」に加え、学科独自の「入学前教育」を実施している。実際の授業参加やノートテイキングの体験を通して、高校から大学への円滑な移行を促し、学修の動機づけを図っている。

（医療保健学部医療栄養学科）

医療栄養学科では、医療現場において、これから管理栄養士や栄養士の役割がますます重要になるとの認識の下に、医療分野の各専門家と連携し「チーム医療」の一員として医療に参画できる管理栄養士の養成を目指している。また人間としても調和のとれた人材の育成を目指している。したがって、管理栄養士としての基礎的・基本的な知識の修得を徹底するとともに、個々の能力を生かしつつ、人々が協働し共に生きてゆく社会の実現に貢献できるような人材を養成することを教育目標としている。

「専門職の教育分野」では、管理栄養士に必要な専門的な知識・実践能力を養うために、専門科目を「専門基礎分野」「専門応用分野」に分け、1年次から4年次まで順序に沿った教育を実施している。「専門基礎分野」への足掛かりとして、1・2年次には「いのち・人間の教育分野」及び「医療のコラボレーション分野」に配置された基礎的な科目の連続性や順序性を考慮しながら、3・4年次には「専門基礎分野」の知識を活用し「専門応用分野」の科目を学び、より実践的な学習を行えるように科目を配置している。例えば、1年次に「自然科学」や「体の仕組みと働き」等基礎的な知識を学んだ後、2年次に「生化学」や「病理学」等管理栄養士に必要な専門的知識を養い、3年次に「臨床栄養学」等の専門的知識を必須とする実践的な学問を横断的に学べるようにしている。また、専門的科目を学ぶ際には学生の理解度をより深められるよう、関連科目間の講義、実験、実習、演習を

できるだけ同時期に組み合わせて開講するようにしている。

このほか、食品衛生管理者、食品衛生監視員(任用資格)、フードスペシャリスト(認定資格)及び栄養教諭一種教員免許状が取得できるように所定の科目を配置している。必修及び選択科目については、専門分野を修得するために必須となる基礎的な科目及び栄養士資格取得に必須の専門科目を必修科目としている。他の資格取得に関連する専門科目は資格ごとに規定されているため、希望する学生が適切に選択できるよう選択科目とし、資格に応じて必要な科目は「履修案内」の科目履修条件において明示している。また、4年次においては卒業後の進路を見据え「病態生化学」「臨床検査学」「臨床栄養実践演習」等の選択科目を履修できるようにしている。これらの学習を体系的に進めることができるよう履修系統図を作成し、各年度のガイダンス等で指導している。

これまでの教育成果を振り返ると、特に1年次の基礎科目等において個々人の能力のバラツキが多く見られることから、授業によってはできるだけ平易な説明を行いながら、基礎学力の確認と充実に心がけている。また入学時に高校レベルの化学、数学の試験を行って学力を確認し、必要に応じて選択科目の「化学Ⅰ」「基礎数学」、導入教育として開講する「リメディアル化学」等の履修を勧めている。

(医療保健学部医療情報学科)

医療情報学科では、医療保健学部の共通の教育分野である「いのち・人間の教育分野」及び「医療のコラボレーション教育分野」は、学士としての教養を身に付け、医療専門職としての自立を目指すための重要な教育分野として捉えており、学生自身が自らの興味・関心に基づく意思を持って学べるよう、可能な限り自由選択科目とし、かつ就職等の学生生活を考慮して4年間を通して学習できるように配置している。

「専門職の教育」においては、医療情報分野の卒業生に求められる知識や技術が多様化していることに対応できるよう、医療情報に限定せず情報処理系の技術と知識を学ぶ「情報系科目群」、病気の診断法、治療法や検査法等の臨床医学や診療報酬制度をはじめとする医療政策等の知識を学ぶ「医療系科目群」、電子カルテシステムや診療データ分析等医療と情報処理の知識を学ぶ「統合系科目群」の3科目群に整理した。特に、「統合系科目群」においては、医療と情報を融合させ医療データを用いて情報処理演習を行う等医療における情報の活用を学べるように教育課程を構成した。

3つの科目群は基礎的から専門的または応用的へと授業科目を体系的に配置し、1、2年次では3つの科目群とも必修科目とし医療情報の専門家としての基礎学力を付け、3年次からは学生の興味に合わせて「医療系科目群」または「情報系科目群」のどちらかに力を入れて学習できるように選択科目を多く配置するように教育課程を構成している。1、2年次の基礎的な学修では「情報ワークショップⅠ」及び「Ⅱ」や「情報基礎実験Ⅰ」及び「Ⅱ」等の科目を配置し、パソコンの組み立てやネットワークの実験等を通じて座学の理論を目で見て、体験して確認できるように教育課程を構成している。3年次では高度な専門性を学ぶため択一選択科目を設置し、情報系科目群では「情報応用演習Ⅰ」及び「Ⅱ」において電子カルテシステム等の開発体験を、医療系科目群では「応用国際疾病分類法演習Ⅰ」及び「Ⅱ」において診療情報の高度なコーディング技術を学修するように教育課程を構成している。

(東が丘・立川看護学部)

東が丘・立川看護学部においては、教育理念に基づき自律性を持ち、高度な看護実践ができる看護職の育成のため「看護実践能力」「自己啓発能力」「キャリア開発能力」を中核能力と捉え、それぞれの能力の醸成に必要な科目を、中核能力への到達の順序性を考慮して配置している(図 4-2 参照)。

具体的には、各授業科目を「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」「統合分野」の 4 分野に分けている。「基礎分野」及び「専門基礎分野」は「専門分野」の学習を深めるための基礎となる科目群で構成しており、主として 1・2 年次に配置している。例えば、1 年前期に「自然科学の基礎」として、数学・物理学・化学・生物学の基礎を復習することで、学生の入学試験の受験科目の違いによる理数系の知識のバラツキを軽減することができ、「解剖生理学」や「生化学」等の学習が深められることにつながる。

なお、学修する「基礎分野」「専門基礎分野」のすべての単位を取得することが 3 年次への進級要件になっている。「専門分野」は、「基礎看護学」「基礎看護技術学」「臨床実践看護学」の 3 つのまとまりからなり、その中で「基礎看護学」「基礎看護技術学」は、主に 1 年次に取得することになっている。「統合分野」は、「在宅看護学」「地域看護学」「研究」「看護マネジメント」「キャリア開発」の 5 つのまとまりから構成されている。

また、医療現場でチーム医療の中心的存在となり、コーディネータ役を果たせる看護師に必要となる、チーム医療やスキルミックスの概念を理解し、その実現に向けて積極的に関与できるよう「臨床検査学演習」「臨床栄養学演習」「臨床薬理学演習」「チーム医療論」「疾病予防看護学」等の科目を設置し講義と学内演習を組み合わせた教育を実施している。

そのほかにも、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自律を図るため、「自己啓発能力」「キャリア開発能力」を育成するための科目を 1 年次から 4 年次までに配置し教育している。具体的には「政策医療論」「看護研究の基礎」「看護職とキャリア形成」「NP 論」等の科目を設置している。4 年次の看護学統合実習では、卒業後リアリティーショックに陥らないように、交代勤務や複数患者受持ちを取り入れ、臨床現場に近い実習を行っている。

医療専門職として自己の特質を知り、自らのキャリアを自らの意思で築き、生涯にわたって自己研鑽し、成長発達していくための能力を修得することができるよう、教育内容の充実を図っている。また、災害看護学コースでは「災害看護学実習」を必修科目として配置し、コースの特徴を生かした教育をしている。

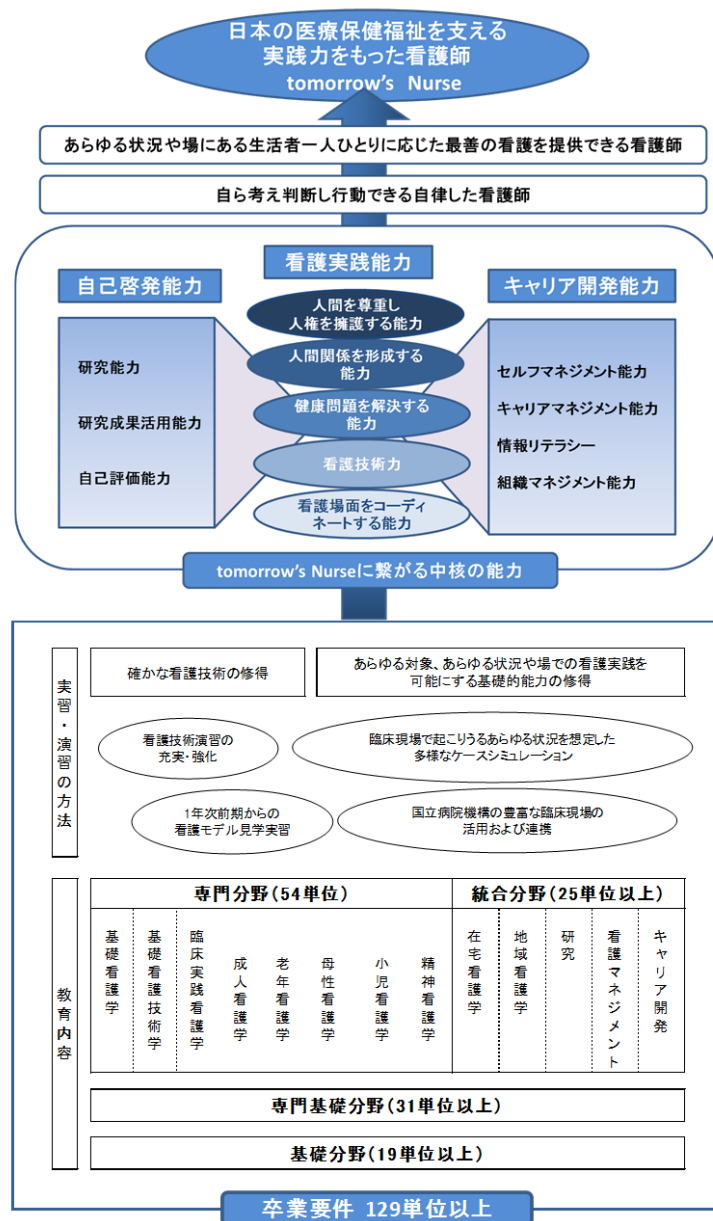


図 4-2 東が丘・立川看護学部における教育の特徴

(大学院医療保健学研究科の取り組み)

A. 修士課程

修士課程1年次はコースワークが主で、2年次は修士論文のための研究(リサーチワーク)が中心となる。しかし、研究計画書は1年次の秋に提出となるため、研究テーマは入学した早い段階で担当教員と決定することとなり、コースワークプログラムと並行して個別に研究活動を実施している。領域別の教育方針と内容は次のとおりである。

1) 看護マネジメント学領域

- ・「看護マネジメント学特論Ⅰ【人材育成】」及び「看護マネジメント学特論Ⅲ【人材活用】」においては、院生の実践経験を最大限活用し理論理解の上に立った具体的問題解決スキルの学修を支援するため、ケースメソッド法を採用し典型的な事例における課題解決演習を実施している。「看護マネジメント学特論Ⅰ」については専門職教育においてシステム設計並びに評価を実践している講師を招聘し、最新の現状理解を図るとともに、理論を活用し実践を改善する方法が学修されるよう工夫している。
- ・「看護マネジメント特論Ⅱ【看護情報のマネジメント】」においては、質的情報のマネジメントを学ぶことに主眼を置き、質的研究方法、インタビュー調査法について講義・演習により学んでいる。受講生がお互いにインタビューを行い、分析、発表を行う演習も行っている。
- ・「看護マネジメント学特論Ⅳ【質保証、リスクマネジメント、クリティカルパス論】」においては、質を支える構造として労務管理とその後ろ盾としての労働政策、プロセスを担保するために重要となる倫理課題とその対処に重点を置き、講義とディスカッションを組み合わせながら理解を深めた上で、質管理の具体的な方法について総合討論を行っている。また、病院の質管理のみならず、様々な場において質管理を考えるため、外来、ケア施設、ターミナルケアにおける質管理についての論文講読も行っている。
- ・「ケアマネジメント特論」においては、特に国際看護及び病院経営の視点から対象への個別ケアをマネジメントする方法と課題について事例とディスカッションを通して授業を展開している。
- ・「組織の経済学」と「看護政策論」においては、平成29年度は隔年開講のうち「組織の経済学」を開講し、原書講読と実践事例のプレゼンテーションに基づくディスカッションを行っている。
- ・「精神保健学」においては、職場におけるメンタルヘルスマネジメントをテーマとして、教科書の輪読を行っており、教科書は最先端の研究から対策の実践までを取り扱ったものにし、職場におけるソーシャルキャピタルやバーンアウト等、履修生が修士論文に取り組む上で活用できそうな内容を多く扱っている。またリエゾン看護師による講義も取り入れ、より実践的なテーマでディスカッションできるよう工夫している。
- ・「研究演習Ⅰ」については、入学初期の段階で、研究の初学者であると同時に看護現場での実践課題を担っている院生が、研究に適しテーマを探索しやすくなることをねらって、院生自身の関心課題を提示するよう指導するとともに、指導教員が日頃実施している研究のテーマを複数提示し、これと同時期に文献のクリティーク演習を行うこととしている。この過程を活かして指導教員を決定し、前期終了時点の8月に研究計画の発表会を

実施している。

- ・「研究演習Ⅱ」については、全コース共通で行う中間報告会に加えて、8月に研究進捗報告会を設け、論文作成に向けた方向性や進捗の確認・指導を行っている。提出後の論文については、学会発表にとどまらず原著化を促進させるため学内紀要へ投稿する仕組みを整えている。

2) 看護実践開発学領域

- ・「看護実践開発学特論Ⅰ」では、院生のこれまでの実践事例を基に、看護理論、各種援助方法、プログラム研究の批判的吟味、評価方法に関する研究論文の批判的吟味等を通じて、今後の課題を明確にし、受講者が社会人であることを考慮し、課題準備の時間の確保に努め、授業内で十分なディスカッションができるように工夫している。
- ・「看護実践開発学特論Ⅱ」では、複数提示された探求テーマから院生の関心のテーマを選択させ、ケアのニーズ探求を試み、その結果から、課題準備時間の不足が、課題となったため、平成29年度は授業時間内に十分な議論に充てられるよう、事前資料作成を充実させるためのガイダンス資料配布、ガイダンスは4月に行うことで講義の狙いを受講生が明確に理解できること、授業準備時間の確保を試みている。また、質問を事前に受けることで当日の授業では充実した議論につながっている。
- ・「看護実践開発学特論Ⅲ」では、7名の教員が担当し、人生の様々な時点における健康課題とその支援の理解、及び地域社会を対象として働きかけることを考える授業展開を行っている。7名の教員でテーマと共に、学生に課す課題についても事前に共有し、科目として統合した学びが得られるように配慮している。地域保健に関わるデータ開示が多くなされているため、データを用いて地域を理解する演習も取り入れている。
- ・「看護実践研究方法論」では、自分が目指す看護研究を行うためにはどのような研究方法論を活用するとよいのか、グループワーク、グループディスカッション、論文等を用いて学修できるようにしている。具体的には、「なぜ私たちは研究するのか？」をグループディスカッションし、その結果をKJ法を用いてまとめる作業を行っている。
- ・「看護学教育指導論」では教育の専門家による講義を通して、教育に関する基本概念や学習者に関する最新の知見を提供すると共に、受講生の経験に照らした成人学習理論に関するプレゼンテーション演習を通して、実践現場での教育指導のあり方について考えられるようにしている。

3) 助産学領域

- ・「臨床助産学演習」においては、臨床における助産やケアを探究するため、助産院において助産管理、健康診査や超音波診断検査等の助産ケアの専門技術の修得を図り、また、医療機器メーカーの工場見学を通して機器の製造過程等を学び、及び医療安全管理に活かす学びにつなげている。
- ・「助産学教育演習」においては、指導教員が行う講演や講義等に院生が同行して、授業・講義計画の立案・実施に当たっている。
- ・「助産学特論」においては、助産学の専門教育として参加型・グループワーク・プレゼンテーションを中心とした協働(共同)学修を行っている。
- ・「助産学教育特論」及び「助産学教育演習」においては、出産準備教育(母親学級)におけ

る教育指導として演習施設に出向き、母親学級の企画・運営を学修する。また、学内においてリハーサルを行い体験演習を実施した後、臨床指導者及び臨床の管理者として受け入れている助産演習について教育体験を通して再考している。分娩介助実習の引率をティーチングアシスタントとして担当の教員とともに赴き、学生の教育について探求している。

- ・「研究演習」においては、臨床課題に取り組み、文献検討、研究計画書の作成を行っている。この学修訓練を経て修士論文のリサーチ・クエスチョンを明らかにしており、段階的に修士論文に取り組む工夫を行っている。

4) 感染制御学領域、周手術医療安全学領域及び滅菌供給管理学領域

- ・「感染制御学特論Ⅰ」においては、器材の洗浄・消毒・滅菌学、院内環境整備に関するファシリティマネジメント学、手指衛生学、手術部位感染防止学、個人防護具学、歯科領域の感染制御等に分かれており、それらに加えて演習を実施している。近年の滅菌法は、高圧蒸気滅菌から低温滅菌法が臨床現場で多く使用されるようになったため、酸化エチレングス滅菌、過酸化水素ガスプラズマ滅菌等を中心に学び、滅菌のバリデーション等の滅菌保証の基本的概念について履修できる体制としている。
- ・「感染制御学特論Ⅱ」では、臨床微生物検査学として重要な基礎知識を身に付けるとともに、微生物実験演習を取り入れている。修士課程の研究において微生物を使用した実験を行うことが多いため、それらを安全に取り扱うための技能を身に付けることを第一目標としている。
- ・「感染制御マネジメント学特論」では、専門職としての医療従事者に必要な諸概念及び感染制御実践上における各種の課題について探求している。現実の感染制御マネジメントを学ぶため、急性期病院だけではなく老健施設等を訪れ、実際と課題を探究し、頻発する自然災害被災地における感染制御の重要性を共有しながら知見を深めていく。感染制御においては、各自が抱えている臨床での課題を可視化すべく実験的取り組みが研究の主体となる。院生は各担当教員の下、実験計画を立案し指導の下実験に着手し手技を学ぶ。また、定期的に研究進捗を発表することで、研究内容に関する指導はもとより、プレゼンテーション能力を養う機会としている。

5) 医療栄養学領域

- ・「総合人間栄養学特論」は、2人の教員によるオムニバス授業をそれぞれの専門的な立場から授業を行い、栄養を専門としない院生にも興味を持っていただくよう臨床現場に役立つと思われる臨床栄養関連の研究の内容に焦点を絞って授業を行っている。また、摂食嚥下のメカニズムを理解し、食事の形態との関連を深く学んでいただけるよう嚥下食を使った実習も行っている。
- ・「臨床栄養学特論」「ライフステージ栄養学特論」「公衆栄養学特論」等の専門科目では英語の論文を教材にして、論文の組み立て方や解析方法・まとめ方等、研究論文のP E C O (Patient、Exposure または Intervention、Comparison、Outcome) についての授業を行っている。臨床栄養学特論では、臨床現場において栄養管理のリーダーとして活躍できる人材の養成のために、疾病及び栄養障害に至った病態を理解できること、科学的根拠を下にした適切な栄養管理を提案できること、チーム医療において栄養管理の専門

性を十分に発揮できる知識を修得できること、を達成目標としている。また、病態ごとに栄養管理の基本的理論を修得させ、適正な栄養管理法について実践体系を構築し理論展開を図ることとしており、臨床現場における栄養管理を多角的な視点を持ちながら、多職種との連携を活用した栄養介入により解決する技術を身に付けるようにしている。

- ・「公衆栄養学特論」（2 年次・選択科目）では、栄養疫学の研究デザインの基礎的事項を復習しつつ、さらなる理解を深めることを重視した授業展開している。最新の栄養疫学のエビデンス構築に関わる英文論文を共に読みながら、論文読解のポイントや栄養疫学研究を読み解く際の注意事項を栄養疫学的、また、統計学的な視点をもとに教授している。また、実践的な研究成果の記述能力や発表能力も身に付けることができるよう、院生の積極的発言や発表能力の向上につながる課題等を設けている。
- ・「生体防御機能論」では、進化医学の視点や感染・免疫からの様々な疾患の講義に加えて、受講者の実務を行う中で抱えている疑問に対し生体防御の面からの解説を実施している。

6) 医療保健情報学領域

- ・「サーベイランス特論」及び「疫学・保健統計論」においては、タブレットPCを用いた講義を行い、因果推論における抽象的な概念を直感的に理解できるよう図や事例を用いた講義を心がけている。あわせて、講義で得た因果推論の理論を実践に結びつけられるよう、受講院生には統計解析ソフトJMPを用いてサンプルデータを分析させる演習を実施している。事後学習を支援する資料として、これまでの講義内容を基に作成したテキストを参考図書に加え講義に活用している。
- ・「医療情報テクノロジー特論」においては、秘密分散暗号方式等医療分野に必要不可欠になる最新技術もやさしく解説し、演習問題をディスカッション形式で進めることで理解を深めている。また、受講生の現場での実例を下にフリーディスカッションを行っている。
- ・「安全管理情報学」においては、実際に発生した事件を題材にすることで、身近な具体的問題としてパスワードや暗号化による情報の安全管理について考え、ディスカッションしている。

B. 博士課程

博士課程においては、主に研究活動がメインである。コースワークは、「特別研究Ⅰ」では研究テーマの設定・研究計画の立案等、研究活動をサポートする科目として、「特別研究Ⅱ」では研究の進め方・実験等の方法・実験等の結果の検討・研究結果のまとめ・学会誌に論文投稿・博士論文の書き方等を実施、「特別研究Ⅲ」では主論文の研究テーマの絞込み・実験等の実施・実験等の結果の整理検討・補充実験等の指導を行っている。

（大学院看護学研究科の取り組み）

A. 修士課程

修士課程においては、教育理念・目的に基づき「高度化・先進化・複雑化する医療保健を効果的、効率的に円滑に進めていくためのタスクシフト、タスクシェアリング、スキルミックスに対応できる看護師及び助産師の養成に取り組むとともに、国立病院機構東京医

療センター、災害医療センター、東京病院等と協働して、救急医療やリスクの高い患者を対象にしたクリティカル領域で「特定行為」も実施できる、より高度な実践能力を備えた看護師の育成、及び産科医療を支えると同時に「性と生殖のキーパーソン」としての役割を果たすことができる高度な専門技術能力も備えた助産師の育成に取り組んでいる。

保健師助産師看護師法の一部改正(27.10.1 施行)及び「特定行為研修省令」の公布(27.3.13)・施行(27.10.1)に伴い、看護学研究科看護学専攻高度実践看護コースにおいては、平成27年10月1日付で「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関として厚生労働大臣から認定を受けた。

このことにより、高度実践看護コースにおいては、特定行為研修の実施を統括管理するため、研究科長をはじめとする医師等9名をもって構成する特定行為研修管理委員会を設置し、既にコースを修了したものに対し、特定行為研修に関する事項の審議を行い、特定行為研修の免除認定を行い修了証の交付を行った。また、平成28年4月からは特定行為研修指定研修機関として指定後初の新入生を受け入れ、修了認定を行った。平成30年3月末までの修了認定者は135名となっている。

なお、看護学の発展・進化及び看護の更なる質向上を目指すためには研究マインドを持って看護学の基礎教育に係わることができる人材の育成が喫緊の課題であることから、平成26年度から新たに、修士課程に看護科学コース及び博士課程に看護学専攻を設置し、看護の実践現場と連携を図りながら、大学での看護学教育に関わることができる教育者の育成を行っている。

また、看護学研究科においては、医療保健に対する社会・時代のニーズに実践的に対応できる高度実践看護師及び高度実践助産師を育成するため、国立病院機構東京医療センター及び災害医療センター等を主たる実習施設として連携・協力を強化し、教育環境(カリキュラム、教員の質、施設設備等)の充実に努めている。

1) 高度実践看護コース

- ・高度実践看護コースでは「臨床の現場(主としてクリティカル領域)での多様な状況に対応するために、チーム医療として、患者の「いのち」の一番近くで、高度な専門知識を活用した総合的な判断により、医療的介入にも対応可能な実践ができる、自律した看護師」の育成を目指している。クリティカル領域における高度実践看護師には、救急患者、周術期患者、ハイリスク患者を対象に、安心・安全な医療を医師との連携・協働の下に適時に効果的に提供できる能力が求められる。そのために、クリティカル領域における高度な看護実践能力として「クリティカル領域における看護実践能力」「状況を総合的に判断(診察・包括的健康アセスメント)できる能力」「状況に対応した治療を実践できる能力」が第一義に求められる。これらの実践を行うにあたり、患者の安心・安全を常に考え、診療看護師・特定看護師としての能力の限界を認識する「倫理的意思決定能力」「医療従事者との協働・ネットワーク推進能力」が求められる。さらに、高度看護実践者として看護職の教育等にリーダーシップを発揮することができる「トップマネジメント能力」「研究開発能力」が必要である(図4-3参照)。
- ・教育内容としては、高度実践看護師の役割・機能を認識し専門職としての倫理観を基盤に、医療従事者と協働の下に健康状態を判断し、その対処が実践できる内容、教育的・

経営的な観点からのトップマネジメントに関する内容、自己の実践に関する課題を追究し新たな知を創出する研究開発に関する内容、診療看護師（NP）に関する国際的な見識を深めるために必要な能力等を養う内容で構成している。

- ・臨床現場で患者に医療を提供するためには、高度実践看護師の役割と実践内容、人体構造と機能→疾病・診察・診断・フィジカルアセスメント→臨床推論→治療（薬剤治療ほか）の教育内容が必要であり、学習者の理解を系統立てて構築するために、学習の順序性にも配慮している。また、病院実習ではクリティカル領域で必要とされるアセスメント・検査・治療の方法を修得し多様な医療ニーズに対応できる実践能力を養うため、医師臨床研修医制度に基づく初期臨床研修（救命救急センター）のプログラムを活用し実施している。

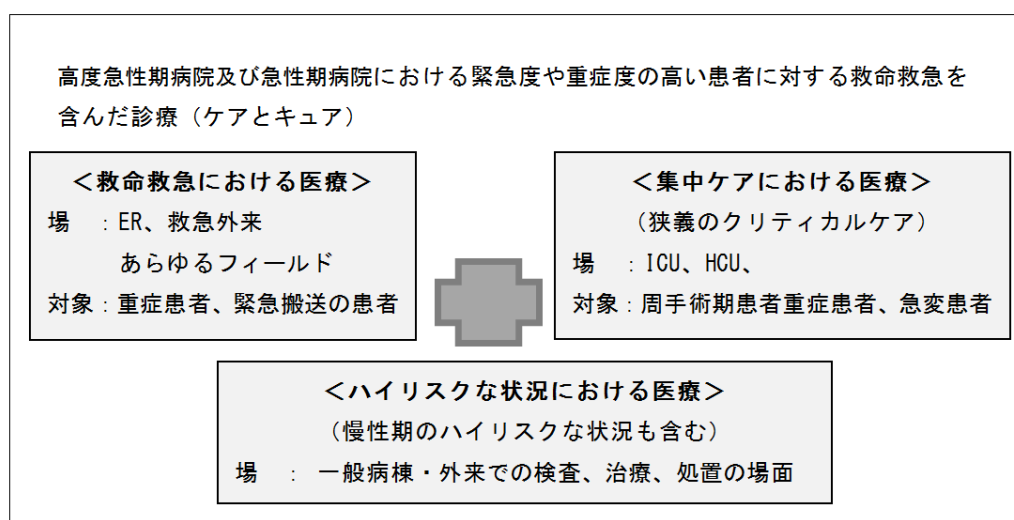


図 4-3 【診療看護師（NP）が活躍するクリティカル領域の考え方】

- ・高度実践看護コースのカリキュラムは、指定行為に係る指定研修機関として、厚生労働大臣より 21 区分の特定行為全てが認められている。なお、本学における特定行為研修は、大学院の課程として実施されるものであり、その目標、内容、時間数、方法及び評価は、医政発 0317 第 1 号「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」に基づいている。

2) 高度実践助産コース

- ・高度実践助産コースにおいては、21 世紀の助産師の養成教育を目指し、研究マインド、研究手法の基本を修得し、エビデンスに基づく助産実践 (Evidence Based Practice in Midwifery : E B P M) の展開ができる能力を備えた助産師の養成及びウィメンズヘルス全般にわたる幅広い分野を自律的に支援できる助産師の養成を図るとともに、現場における継続教育を担える助産師の育成、管理者・指導者としての基本的なスキルを備えた助産師を育成するための教育課程を編成している。

妊産褥婦・胎児・新生児の正常な状態の判断と対象のニーズに沿ったケア、これらを

自律して行うためには助産診断力と助産診断技術力の強化が必要であり、助産臨床推論力の強化、超音波検査法の修得と評価能力の強化、産科危機的状況下では医師と協力し適切に対応できる緊急時の実践能力の強化を図っている。また、妊娠・出産を医療の視点で管理する医学モデルに対して女性の産む力を尊重した非介入的な助産モデルにおける助産実践力を高めるため「地域助産活動論」「助産診断技術学特論」において、東洋医学、助産の代替ケア、様々な出産スタイルに対応できる助産ケアを実践できる能力を育成している。

- ・「助産学基礎実習」「助産実践力開発実習」においては、助産師免許取得に必要な基礎的知識や技術の習得を段階的に図っている。また「助産実践力発展実習」ではハイリスク実習を行い、ハイリスクな状態にある妊婦や新生児・乳児を持つ親へのケアや支援、施設内外の他職種との連携・協働できる実践力と調整力を育成している。会陰縫合については学内で講義・演習を行った後、実習施設で医師の指導の下に見学実習を行っている。「地域助産学実習」では、地域において助産院が医療システムの中で果たす役割を地域母子保健、地域連携医療の観点から学ぶとともに、女性のニーズに応じて自然な出産(Women-centered care)を実現するために必要な助産技術、女性と家族に対する支援、正常範囲を見極め医療連携する助産診断能力を育成している。
- ・現状の医療システムを変革できる能力を育成するためには、EBPMを実行できる力の育成、助産実践の現状を分析できる研究能力、得られたエビデンスを導入し医療現場を変革できる能力が重要である。そのため「EBPM探究論」では、エビデンスの必要性、エビデンスを探す力、つくる力、使う力の修得を支援し「研究特論」では助産学研究の基礎を教授している。これらを踏まえた上で、各自の研究テーマを発展させ「課題研究」へとつなげ研究論文を作成するための研究指導を行っている。コースの他の講義科目でも医療現場で慣例化されている助産実践・ケアに疑問を持ち、それを意識化し言語化できる力を養っている。さらに現場の問題を明確にした上で、それを解決できる力、そして得られたエビデンスを医療現場に導入するための経済的・人的・時間的資源の活用等について学べるような教育方法を用いて講義・演習を行っている。
- ・これからの助産師には新たな挑戦への勇気や経営的な視点、またチーム医療を推進するマネジメント能力等幅広い能力が求められている。さらに後に続く助産師を教育し、エビデンスに基づいて現状を変革していくためには、助産師個々人がリーダーシップを発揮することが必要である。そのため、コースの科目では一斉教授法だけではなく、グループ学習法や事例やテーマについての討論等、リーダーシップに必要な力を育成するための方法を用いて授業を進めている。

3) 看護科学コース

看護科学コースにおいては、看護学の発展・進化及び看護の質向上に寄与することができる研究能力及び教育能力、高度実践現場における看護マネジメント能力の養成を主眼としており、看護基礎教育において看護の対象であるヒト、人、人間を理解するために必須とされる看護の基盤となる学問領域に関する教育研究能力を持った人材を育成するため、「看護基盤科学」「臨床看護学」及び「応用看護学」領域に関する教育課程を編成している。看護学を科学的な視点から探究することにより、エビデンスを

蓄積しそれらのエビデンスを看護実践にまで発展させることができる資質 (Evidence-Based-Nursing) を涵養し、社会のニーズ、時代のニーズに的確に対応できる教育研究能力を持った人材を育成している。具体的には、看護基礎教育において、各専門領域の教育(講義・演習・臨地実習指導)ができる教育研究能力、看護の対象を理解するための基盤となる学問領域(看護基盤科学)に関する教育研究能力、看護科学のスキルをベースに地域社会の保健ニーズに対応できる実践的な教育研究能力という3つの能力の育成に努めている。

B. 博士課程

博士課程においては、看護学の発展・進化及び看護の質向上に寄与することができる研究能力及び教育能力の養成を主眼としており、看護の対象であるヒト、人、人間を科学的に捉え、その発達段階に応じた看護学の各専門領域に関する研究教育能力を持った人材を育成するための「成育看護学領域」、看護科学をベースに地域社会の保健ニーズに柔軟に対応できる研究教育能力を持った人材を育成するための「地域環境保健学領域」に関する教育課程を編成している。具体的には、看護対象であるヒト・人・人間を科学的な視点から捉えその発達段階に応じた各専門領域における課題解決に向けた研究教育能力、看護科学をベースに地域社会の保健ニーズに対応できる実践的な研究教育能力という2つの能力の育成に努めている。

(助産学専攻科)

近年、わが国では、医療の発達とともに高齢出産や合併症を伴う女性が妊娠・出産できるようになりハイリスク妊娠が増加している。一方、助産所等での“自然な出産”を望む女性も増えており、多様なニーズに対応できる助産師が求められている。

助産学専攻科においては、社会に求められる質の高い専門性と、真摯に生命と向き合い慈しむ心を持った医療人の育成を目指し、助産学の発展に寄与する高い志を持つ人材の育成に努めており、周産期にある女性や家族(パートナー、新生児、乳幼児含む)、生活の場である地域社会を対象として、人間性を重視したケアを実践できる助産師の育成を目指している。特に、健康の維持増進並びに健康問題を解決するために必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、自己決定を支える力、判断力、実践力を基盤に対象者の健康の向上に貢献する助産師の育成を目標としている。

また、高度な科学的思考力・判断力・創造性を総合的に培い、チーム医療を推進及び医師と協働できる助産師の育成、自律性のある助産活動を実践できる基礎的な能力を育成すること、さらに生活文化を知る意味でも島嶼医療に触れることから助産師として求められることを自らが考え、自己理解を深めるのみならず、他者と誠実に向き合って気遣うことができる豊かな人間性の育成を目指している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点１：各学部・研究科・専門領域において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した１授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

単位の実質化を図るための履修登録単位数の上限設定については、全学的に定め、上限単位数は各学科、学部の教育課程（学位課程）の特性に応じて具体的に定めている。

全シラバスは、毎年１２月～１月頃に学科単位で、チェックリストを用いて記載内容を確認する等のシラバスチェックを行っており、シラバスチェックによる教員間での相互確認を経て印刷（１年次用）またはデスクネットに掲載（２年次以上）し、学生に周知している。また、講義・演習の内容に応じてクラスサイズは２０名程度から１００名とし、特に実践的な技術演習や臨地実習等では、少人数制として適切なクラスサイズを選択している。

授業における全学的な取り組みとしては、学生の主体的参加を促すため、クリッカーの活用や授業時間内に学生から意見や質問を求めるなど、双方向の授業が展開できるように務めている。またリアクションペーパー等に質問や意見、感想などを書くことで理解の程度を確認し、次の授業に活かしている取り組みもある。さらに、各教員が特定の曜日や時間を予めオフィスアワーと定めてシラバス等に明示し、学生ホールや正面玄関付近には電子表示板を設置し、リアルタイムに教員の所在を明らかにすることで、学生から教員に対して授業に関する質問や相談をしやすい環境を整えている。

また、実践を重視した教育研究の充実・発展を図るため、外国語の授業科目のうち英語については、１年次において必修としているが、英語の授業は習熟度別クラスでの演習を実施しており、各学生がレベルに合った内容を効率よく学修できるよう工夫している。授業はレベルにより基本的に英語で行っており、全員ネイティブまたは留学経験のある教員が、生きた・使える英語を中心に演習を行っている。

学士課程では、単位の実質化を図るための履修登録単位数の上限は、通年開講の科目が存在するためにセメスター毎ではなく年間とし、年間の履修登録単位数の上限は学科別に設定している。

〔医療保健学部看護学科〕

医療保健学部では、単位の実質化を図るための履修登録単位数の上限は、通年開講の科目が存在するためにセメスター毎ではなく年間とし、年間の履修登録単位数の上限は学科別に設定している。

看護学科では 1 年間の履修登録上限は 44 単位と定めているが、保健師国家試験受験資格、養護教諭 1 種免許状の資格要件に係る一部の選択科目は上限設定の対象から外している。履修を確実にし単位制度の実質化を図れるよう、上限設定の対象から外れる選択科目の一部では、単位修得すべき科目を明示する等履修前提条件を付し対応している。

学生の習熟度に応じた教育として「クリティカルシンキングⅡ」「老年看護援助論Ⅱ（臨床看護援助論）」「看護の統合と実践Ⅲ（看護実践展開演習）」「小児看護援助論Ⅱ（臨床看護援助論）」において、習熟度別授業を導入し継続している。学生個々にあった段階的な準備学修の促進を目的とする場合は開講前半の授業で、履修内容の十分な理解に基づく単位履修・修得を目的とする場合は、開講後半の授業において習熟度別クラスとしている。

この取り組みにより学生の成績が向上し、不合格者を 0 にする等の成果を収めており、科目担当者独自に行う授業評価等学生からの評価では、自らの力に見合った学修方法で取り組めた、自ら復習する動機づけとなった、等の評価を得ている。

セメスターごとに再試験受験者や単位未修得者を把握し、看護学科教務委員会履修支援担当を中心に支援している。さらに、看護師国家試験及び保健師国家試験の模擬試験の学校別総合結果は、教育効果・成果の指標として必要に応じ活用している。

また、看護師国家試験及び保健師国家試験の合格率を上げるために、看護学科各領域代表の教員で構成される看護学科教務委員会・国家試験ワーキンググループを中心に、自薦他薦の学生代表により活動する国家試験委員会と協働して模擬試験の実施及び弱点別対策講義の実施等を計画的に行っている。

平成 27 年度に改正したカリキュラムの評価として、看護学科教務委員会カリキュラム評価班が中心となって、段階的な評価計画を立案し取り組んでいる。またカリキュラム評価の参照基準として、看護学科における学位授与方針をもとに卒業時到達目標の見直しに取り組んだ。

〔医療保健学部医療栄養学科〕

医療栄養学科では、単位の実質化を図るための履修登録単位数の上限はセメスター毎ではなく年間とし年間の履修登録単位数の上限を 45 単位と定めている。教職課程の科目については例外として上限設定を設けていないが、学生の学習時間を確保させるために、担当教員が履修カルテ（後述）等を用い学生の指導を行っている。

個々の授業科目における成績評価の基準は、シラバスに到達目標を示した上で、評価基準を明示している。実験、実習及び演習等の科目では、授業内容に応じて 3、4 人のグループ構成とし、更に実験、実習に関しては、最大 40 人を 1 クラスとし各学生が授業に参加できるよう授業形態に配慮しており、全ての学生が実験や実習を通して様々な体験できるようにしている。また関連科目間の講義、実験、実習、演習をできるだけ同時期に組み合わせ開講するようにしているので、学生自身が講義で感じた疑問を題材に、並行して行われる実験、実習、演習時に学生同士で議論したり成果を発表することで、主体的に学ぶ

ように促している。

〔医療保健学部医療情報学科〕

医療情報学科では、単位の実質化を図るための履修登録単位数の上限は、一年間で 44 単位と定めている。

各科目のシラバスにおいては、授業の目的、到達目標、授業準備のための事前学習、受講の前提となる知識または履修しておくべき科目、成績評価の基準と方法、及び授業内容を掲載している。また資格試験に関連する科目においては、対応する資格試験名を記載することで学生の自発的な学修を促し、効果的に学習を行う措置を講じている。

また、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うために次の措置を講じている。

- a) 1 年次の「情報リテラシー」及び「情報科学」では、入学時のコンピュータに対する経験・知識により 4 クラス構成として、学生のレベルにあったきめ細かな授業を行うこととしている。
- b) また、上記 2 科目は 4 年間の学修の基礎となることから、1 年前期に週 2 回の授業を行うことで、早い段階からパソコンを学修に活用できる基礎作りをしている。
- c) 座学で行う専門職の教育の授業科目は、できる限り 2 クラス構成にして、学生の理解度を把握しながら授業展開ができるようにしている。
- d) 実験及び演習等の科目では、授業内容に応じて 2～4 人のグループ構成とし、全ての学生が体験でき、また学生同士で議論ができる体制としている。

学生が取得した知識を自ら確認できたり、自己学修をできる環境を整備するために導入された e-learning に対し、2017 年度は資格試験対応の演習問題を整備しながら試験運用を開始した。2018 年度からは本格的な運用を開始し、新たに教材等を構築しながら活用を図っていくこととしている。

医療情報学科では、教育課程編成・実施の方針に従いカリキュラムを変更し、平成 28 年度入学生から適用を開始している。新カリキュラムでは、医療 IT 技術者として医療情報システム等の開発で活躍するための「医療 IT 技術者育成履修モデル」診療情報管理士として診療情報の管理・分析などを通じて活躍していく「診療情報管理士育成履修モデル」を明確にし、学生の興味に合わせて学修できるようにした。さらに、体験型の授業やグループワークを多く取り入れており、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の育成が期待されている。

〔東が丘・立川看護学部〕

東が丘・立川看護学部においては、単位の実質化を図るための履修登録単位数の上限は、1 年間で 45 単位と定めている。各科目のシラバスにおいては、授業の到達目標、授業準備のための事前・事後学習、成績評価の基準と方法及び授業内容を掲載している。

また、保健・医療・福祉分野への興味関心を持つことができるよう、授業の一環として医療施設・保健施設・介護施設、学校等における実習・見学を行っており、4 年次生の「看護学統合実習」では、政策医療を担う独立行政法人国立病院機構施設を中心とした医療保健福祉の諸機関と連携し、スキルミックスの展開を総合的に学べる実習を設定している。さらに、国立病院機構東京医療センターを初めとした国立病院機構の病院が行っている

インターンシップに学生が参加している。

学生の能動的学修を促すための情報入手の一環として、全ての学年を対象に学生生活実態に関する定点調査を行い、学生の学修時間の実態及び学修行動を把握し、結果を学生に対する生活支援のためにフィードバックしている。また、異なる学年次の学生間の交流や教員と学生のコミュニケーションを図る場として、コンタクトグループ(注)を組織しており、各グループ最低年2回のミーティングを実施している。「先輩の話が聞けてよかった」「実際の学修計画が解った」等の意見が聞かれ、能動的学修を促す機会となっている。

(注)コンタクトグループとは学生間及び教員間の相互交流・情報交換を通して、豊かな学生生活が送れることを目的に組織された学生と教員のグループである。

グループは1学年概ね200名の学生を43グループに分け、各学年概ね5～10名ずつ1年次生から4年次生まで合わせて概ね20名の学生と教員1名で構成されている。グループごとに、学修支援や生活相談等の活動を行っており、年2回、43のコンタクトグループ(概ね860名)が一同に会するコンタクトグループミーティングの機会を設けている。

看護師国家試験の合格率を上げるために、各領域の教員代表者からなる国家試験対策委員会を設置し2年次生から支援を行っている。また、学生の自主性を高めるために学生によって構成された国家試験対策学生委員会が組織され、国家試験対策委員会と連携・調整しながら活動している。看護師国家試験の模擬試験の結果を教育効果・成果の指標として履修支援に活用し、国家試験対策委員を中心に模擬試験の実施及び強化対策講義の実施などを計画的に行っている。さらに、コンタクトグループの活動を通して、学生同士の情報交換も活発に行っており、看護師国家試験を受験した4年次生が、後輩に学修スケジュールの計画立案(年間・月間・週間・日々の計画)や学修方法(場所や時間)、不得手科目の取り組み方、1日の学修時間や必読図書などを紹介し指導している。

4年次生に対しては、卒業研究で配属された領域の教員を中心に個別的で継続的な支援を行っており、国家試験不合格の既卒者に対しても、ニーズに対応した継続的な受験支援を実施している。

〔大学院医療保健学研究科〕

A. 修士課程

修士課程は、所定科目の30単位(研究演習ⅠⅡを含む)を修得することと、修士論文に合格することの、両要件を満たすことで学位が授与される。(図4-4参照)

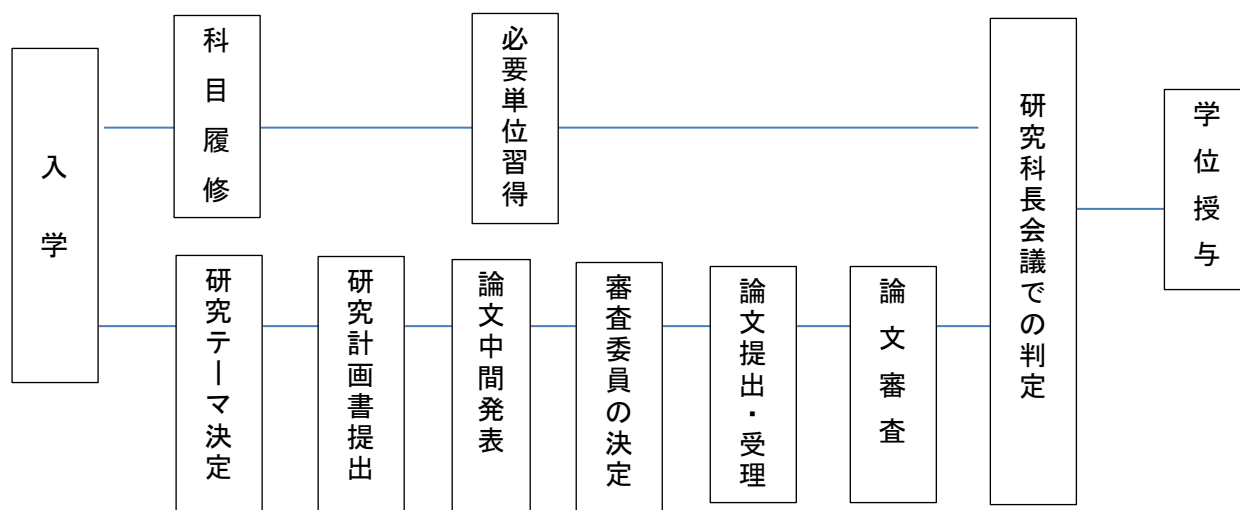


図 4-4 大学院医療保健学研究科 学位授与までの流れ

研究は図の下段に従って行われる。研究計画書は 1 年次の秋に提出するため、入学時に早い段階で指導担当教員が決定される。研究計画書は研究科長に提出し、客観的な評価を受け、修正すべき点は担当教員の元で行われる。また、研究の進捗状況は各領域内でも共有されるが、2 年次の初めに「中間発表」として領域を超えた全教員から評価を受ける。このように、最終審査に至るまでに、客観性の担保する工夫をしている。また、学会発表することも評価の一端としている。

B. 博士課程

博士課程は、3 年以上在学した上で、所定科目を修得することと、博士論文に合格することの両要件を満たすことで学位が授与される。

修士課程と博士課程とも年間スケジュールに従って実施されている（資料 4-2）。

〔大学院看護学研究科〕

A. 修士課程

- 1) 高度実践看護コース及び高度実践助産コースにおいて、高度な実践能力を備えた看護師・助産師を育成するための教育環境（カリキュラム、教員、設備・備品等）を整えることが不可欠であり改善に向けて努力している。また、実習施設である国立病院機構東京医療センター、災害医療センター及び東京病院の医師、看護部長を臨床教授等に委嘱して教育を行っているため、臨床教授会を定期的に開催し、実習前の実習目標、実習方法等の確認及び実習後の評価等について連携・協力の推進を図っている。特に高度実践助産コースでは仮眠室を設置し実習指導医師の指導の下に、当直も含めた実習を可能とする等の学生が積極的に自己学修できる環境の充実を図っている。さらに両コースでは、学生の技術的なスキルを向上するために学内演習室に必要な備品（シミュレーター、超音波診断装置等）を整備し、学生が積極的に自己学修できる環境の充実を図っている。また、学生の研究支援として学生個人が、統計解析ソフトウェア（IBM SPSS Statistics）にアクセスできる環境を整えている。このほか、英語力の向

上を目指し、ネイティブスピーカーを講師に、医療現場で使用するテクニカルタームや会話の勉強会を実施している。

(高度実践看護コース)

- ・高度実践看護コースでは、「治療のためのNP実践演習」の一環として実施していたテルモメディカルプラネックスにおけるシミュレーショントレーニングを平成 27 年度より「統合演習」として単位化するとともに、平成 28 年度からシミュレーショントレーニングを学内で実施できるような環境(新型シミュレーターの設置)を整備している。平成 29 年度は修了生によるワーキングを立ち上げ、医師の協力を得て、NPのシナリオづくりを実施し出来上がったシナリオに基づいて統合演習を学内で実施している。また、日本NP教育大学院協議会と国立長寿医療研究センターにより共同開催された「認知症」「医療面接」及び日本NP教育大学院協議会と東京ベイ・浦安市川医療センターにより共同開催された「臨床薬理学」等の卒後研修に修了生が参加できるよう支援し、各研修に修了生を参加させている。
- ・このほか、厚生労働省から出された「情報通信技術(ICT)を活用し看護師を通じて死亡診断するための指針」に対応するために法医学に関する講義や研修を行っている。

(高度実践助産コース)

- ・高度実践助産コースでは、助産実践力発展実習における実習を通して多くの分娩介助を経験する中で、常に現場の臨床担当指導者と相談しながら分娩経過の判断や個別性を考慮したケアが実践でき、さらに自然出産や産婦が望む出産について考える機会にもなっている。
 - ・また、コースの助産師プログラムの学生に対して、ALSO(周産期救急医療の教育コース)の研修を取り入れ、助産師としての緊急時対応スキルの充実を図るとともに、助産学基礎実習をエクスポージャー型の体験活動から基礎的な知識と技術を習得する内容とし、教育効果の向上に努めている。
- 2) 看護科学コースにおいては、定員若干名であり、少人数であることから、学生同士のディスカッションの機会をできるだけ多くするために、夜間開講の共通科目を設け、高度実践看護、高度実践助産コースの学生と同時に受講できるようにしている。また、平成 27 年度から、共通科目にラボラトリー・メソッド特論を設け、実験等(ラットの解剖、PCR等)を通して、臨床的な基礎知識を教授するようしており、選択科目であるが、全学生が履修している。
- ・原発事故を契機に、看護職の放射線、放射線被ばくに伴う健康影響・リスクに関するスキルの不足が明らかになったことから、全学生の放射線への関心を高めることを目的に、平成 23 年に発生した福島原子力発電所の事故後の復興に係る現場を視察し、災害医療に関わった保健師等との話し合いの機会を作っている。

B. 博士課程

- 1) 特別研究(8 単位)に関しては、博士課程の期間内(3 年間)に博士論文を完成することを目指して、全ての学生に対して、特別研究の中間結果を関連学会において最低 2 回は発表ができるように指導している。このことにより、特別研究を計画的に遂行できる上に、各学生の特別研究に関連した専門分野の数多くの先生方からの幅広い意見

を聴取でき、特別研究論文をより質の高いものとして完成することができる。

- 2) 専門科目(2単位)に関しては、博士課程在学学生全員でコロキウムを定期的を開催し、
ア) 英文論文の抄読、イ) 15分レクチャー(指導教官から与えられたテーマについて抄録
としてまとめ、15分間で発表する)、ウ) 特別研究の進行過程の報告を行っている。

コロキウムを通して、博士課程の学生は、自分の専門分野以外の領域の最新の学問的な動向を把握することができ、チーム医療が必要といわれる中で、他の領域の情報入手の機会となっている。大学院教員参加して行われるコロキウムでは、論文のまとめ方、議論の仕方等を学ぶことができ、教育研究者としての基本的なスキルを修得する機会になっている。

〔助産学専攻科〕

少子化や産科医不足という社会情勢の中で、助産師の役割は拡大している。そこで「医療の高度化・対象のニーズの多様化に対応できる知識と技術を修得する」、「人間を尊重した助産活動が展開できる」などの教育目的を達成するために、以下のような工夫をしている。

「家族支援論」において、助産の対象や家族を含めた社会、倫理的問題について思考できるように、シナリオディベート(Scenario Debate)を実施して内容を深めており、肯定・否定側に分かれ論述を行い、ジャッジも体験し、論理展開でき、各立場の考え方にも理解を示せる発言やフローシートへの記載からは思考過程も明らかにでき記録できる力も育成されている。

また、家族計画実施指導員養成の一環として実際の指導を想定してロールプレイを展開する等、理論と技術を実践に結びつけることができるように工夫し、「助産診断・技術学Ⅰ」と「助産診断・技術学Ⅱ」においても、実践に即した事例を展開し自己・他者評価を取り入れ、主観的・客観的に評価している。

「助産学研究」では、平成25年度からクリニカルクエスチョンを導入し、研究の導入前に、クリニカルクエスチョンへの解答のために文献検討や思考訓練を行うことで研究的思考に入りやすいという効果が得られている。

集団を対象とした健康教育として、前期に「健康教育論」の講義と指導計画の作成、後期に学内・臨地リハーサルと検討を重ね、妊婦対象の健康教育を実体験の基に学修ができています。

さらに、NCPR(Neonatal Cardiopulmonary Resuscitation・新生児蘇生法)Aコース及び受胎調節の実施指導員の資格取得ができる研修も行っている(資料4-3)。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置・単位制度の趣旨に基づく

単位認定

- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続きの明示
- ・適切な学位授与

学士課程における既修得単位認定については、学生から提出された申請書及び修得済み科目のシラバス等関係書類を該当科目の担当教員により精査し、学部・学科単位での審査を経て、学長が単位認定の承認を行うこととしている。

学修の成績評価は、筆記試験・レポート・実技及び平素の成績により行うこととし履修規程において明示しており、単位認定についてはS（100点～90点）、A（89点～80点）B（79点～70点）、C（69点～60点）を合格とし、D（60点未満）を不合格としている。追・再試験は原則1回とし、追試験の成績は、最高80点とし、再試験の成績は、C又はDとしている。授業の欠席回数が定められた授業回数に対して、一般講義科目及び演習科目においては3分の1、実験・実習においては5分の1を超えた場合は、単位の認定は行わないことを原則としている（資料4-4、4-5）。

また、シラバスに評価方法や評価基準を公表し、それに基づき成績の評価を行うが、英語関連科目等複数の教員がクラス別で同一科目を担当する場合においては、教員間で一定の評価基準を設け評価を行っている。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置として、全成績評価は、学部・学科単位の教授会全構成員による会議にて点検し、審査を経て学長が承認している。

学士課程の卒業要件は、学位授与の方針を反映させるとともに、年度末には学部・学科単位の教授会の構成員による卒業判定会議を開催し、学位授与について審査を経て学長が認定している。

〔医療保健学部看護学科〕

看護学科では、看護学科教務委員会及び看護学科教授会において全学生の成績評価を確認し承認している。2年次、3年次への進級時には進級要件を設けて、適切な学修を促すとともに成績評価及び単位認定を段階的に確認し、承認することで適切な学位授与を行っている。学位論文審査にあたるものとして、4年次「看護の統合と実践Ⅲ」を必修科目とし、4年間の学修に基づく演習とレポート作成及びプレゼンテーションを課している。

〔医療保健学部医療栄養学科〕

医療栄養学科では、年度末に学科教授会の構成教員による卒業判定会議で学位授与の審査・認定を行っており、同様に各学年の進級判定を行っている。

〔医療保健学部医療情報学科〕

医療情報学科では、学則に基づく単位認定基準を踏まえ各科目のシラバスにおいて、成績評価の方法及び基準を明示している。

卒業研究は選択科目であるが、卒業研究に関する内規を定め卒業研究を行う学生に提示し、卒業論文審査を厳格に実施している。なお、卒業研究においては中間発表会で卒業研究計画を審査することで卒業研究の方向性を確認し、卒業研究発表会で研究成果を審査し、更に最終的に提出された卒業研究論文を審査する3段階の審査を実施している。

履修案内において卒業要件を提示し、医療情報学科全教員が参加する卒業判定会議において学位授与を審査している。

平成28年度入学生から適用しているカリキュラムにおいては、4年次後期に必修科目として医療情報総合演習Ⅳ(卒業試験)を配置し、学位授与基準を満たす医療情報の卒業生として必ず身に付けておくべき知識・技術について確認の授業を行うとともに、卒業試験を課すこととしている。

〔東が丘・立川看護学部〕

東が丘・立川看護学部においては「履修案内」に「東京医療保健大学 東が丘・立川看護学部履修規程」を明示するとともに、卒業要件についても、必要単位数等を明示している。また、学則に基づく単位認定基準を踏まえ、各科目のシラバスにおいて成績評価の方法及び基準を明示している。平成30年度からは、シラバスに「学位授与方針との関連」も明記することとした。

単位認定については、カリキュラム委員会で審査の後、東が丘・立川看護学部教授会(全教授・准教授が参加)において認定し、同時に進級判定も行っている。

〔大学院医療保健学研究科〕

医療保健学研究科においては、修士課程は所定科目の30単位を修得することと、修士論文に合格することの両要件を満たすことで学位が授与される。修士課程の成績評価及び単位認定は、単位認定責任者が主として授業への参画状況とレポートにより実施している(資料4-6、4-7)。

研究のプロセスは、担当教員の指導の下に遂行されるが、すべての領域のそれぞれの研究計画書は研究科長に提出され、客観的な評価を受け、修正すべき点は担当教員の下で実施される。また、研究の進捗状況は各領域内でも共有されるが、2年次の初めに「中間発表」として各領域すべての院生が全教員と院生に現状発表し評価を受ける。このように、最終審査に至るまでに客観性の担保する工夫をしている。さらに、学会発表することも評価の一端としている。

博士課程は3年以上在学した上で、所定科目を修得することと、博士論文に合格することの両要件を満たすことで学位が授与される。

研究プロセスは、各自の進行度に添って担当教員の指導の下に遂行されるが研究は主体的に実施される。研究の進捗は領域内の責任で共有され、研究を学術誌に投稿することで評価及び客観性を担保している。

論文審査は、修士課程は各領域の方法で外部審査委員を含む審査が行われ、博士課程は

3 領域とも外部審査委員による口頭試問が行われる。それらの審査終了後、両者とも学内の「研究科長会議」に一律に諮られ承認を受けることで学位授与が決定する。

〔大学院看護学研究科〕

看護学研究科においては、「学生便覧」に「学位授与の方針」及び「東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻 学位授与基準」「東京医療保健大学大学院看護学研究科履修規程」「履修要項」等が明示されている。また「課題研究及び特別研究について(高度実践看護コース及び高度実践助産コース)」「修士論文の審査に関する申し合わせ(高度実践助産コース【助産師プログラム】及び看護科学コース)」「博士論文の審査に関する申し合わせ」「学位(博士)授与に関する申し合わせ(細則)」も明記されている(資料 4-8、4-9、4-10、4-11、4-12、4-13)。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒表生、就職先への意見聴取

学生の学修時間等に関しては、全学的に把握する必要があることから平成 29 年度から、全学生を対象として、授業出席時間、学修時間、P C 利用の学修時間についてアンケートを実施している。

学生の成績評価を踏まえて学修指導を効果的に行うため、平成 26 年度入学生から f G P A (functional Grade Point Average。機能する G P A であり、成績をより忠実にポイント (G P) に反映するための評価の仕組み) による成績評価を試行的に実施している。f G P A の試行を踏まえ、その効果・影響等の検証を行う。また、f G P A 制度の実施に伴い、学生が適切な授業科目を履修できるようにするため、平成 26 年度から履修系統図を作成しているが、今後、授業科目に適切な番号を付し分類することで学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する「ナンバリング」を併用する方向で検討している。

〔医療保健学部看護学科〕

現在進行中のカリキュラムについては、看護学科教務委員会カリキュラム評価班を中心に、学位授与方針に基づき到達目標案を作成し、学科教員全体で検討会を複数回設けることで、学科教員の意識合わせを行っている。

セメスターごとに再試験受験者や科目不合格者を把握し、看護学科教務委員会履修支援担当を中心に支援している。さらに看護師国家試験及び保健師国家試験の模擬試験の学校

別総合結果は、教育効果・成果の指標として必要に応じ活用している。現行カリキュラムの完成年次となる平成 30 年度には、卒業時到達目標に即した卒業時の学生調査を実施予定である。

看護学科においては、大学が実施している授業評価とは別に各科目においてミニレポートや試験等を随時実施し、教育効果及び教育成果を検証している。その結果は履修学生へ適時フィードバックし、学生の理解状況に応じて講義内でタイムリーに再学修できるようにする等の工夫を行い、また、次年度の各看護学領域の目標管理に反映させ改善を図っている。特に、「基礎看護援助実習Ⅰ」及び「基礎看護援助実習Ⅱ」では、科目担当者が作成したルーブリックを活用し、学生の自己評価及び担当教員による評価を行い、学習成果を可視化し把握している。その結果は、科目担当者間で分析評価し、次年度の授業計画や授業方法の改善に活用している。

〔医療保健学部医療栄養学科〕

医療栄養学科の学位授与の方針は、「食と栄養管理の専門家としての管理栄養士」を目指す上で必要とされる能力の修得であり、3 年次に模擬患者に対する栄養指導の演習を取り入れ、疾病に関する知識、栄養指導の対象者との適切なコミュニケーション能力等を総合的に評価・把握する機会を設けている。

管理栄養士養成課程で必須となっている「臨地実習」は、全学生がそれぞれ、3 年次に 1 週間、4 年次に 3 週間、学外の施設にて行っており、それまでに学内で学んだことを活かして保健所・病院・福祉施設等で実習することで、学習成果及び今後の課題を学生自身及び担当教員が把握することができる。多くの医療・福祉施設や保健所等に協力を得ており、学科の担当教員が実習先に定期的に巡回する等して連携・協働して運営している。また、1 年次から、国家試験相応の模擬試験を実施し管理栄養士に必要な知識の修得レベルを客観的に評価・把握している。更に日本フードスペシャリスト協会により、食の専門職に与えられるフードスペシャリスト資格の養成課程としても認定されており、その認定試験の受験は 3 年次以降で可能で専門科目の学習成果の指標ともなることから、当該認定資格の取得を推奨しており、多くの学生が 3 年次に当該認定試験に挑戦している。

〔医療保健学部医療情報学科〕

医療情報学科では、学修過程に対応した資格取得を各学年で推奨している。1 年次に IT パスポート、2 年次に医療情報基礎知識検定、3 年次に基本情報技術者及び医療情報技師、3 年次終了時に診療情報管理士の資格取得を推奨している。資格試験を用いることで学習成果の第三者評価を可能としている。医療情報ゼミ発表会及び卒業研究発表会等を実施する際には、インターンシップ・病院実習等を実施している企業・病院等の担当者を招待し、学修内容に関し意見を聴取している。

開学 10 周年を経過したことから、平成 28 年にそれまでの卒業生に案内し、医療情報研究会を開催した。研究会では、病院施設の見学に加えて、卒業生から就職先での業務報告や大学での学修内容に関する意見交換を実施した。その中で「診療報酬の実務」「診療データ処理」の重要性が指摘され、2016 年度に改訂したカリキュラムに盛り込まれており改訂の正当性が確認できた。

〔東が丘・立川看護学部〕

東が丘・立川看護学部看護学科においては、教員と実習施設の指導者が、連携・協働し、日々の実習を通して、教育効果、改善点等を把握し教育環境の充実を図っている。

また、実習施設の実習担当者が一堂に会し相互理解を深める場として「看護学実習施設に対する説明会」を開催し、看護部長をはじめとする実習担当者との意見交換を行っている。平成 29 年度は 36 施設 56 名の実習担当者と教員 55 名が参加して、教育の取組に関する説明、実習指導に関する意見交換が行われた。説明会は、テーマで分けた分科会形式をとっており、実習の在り方等について具体的な意見交換を行えるようにしている。

実習施設の指導者との連携会議や説明会等を定期的かつ継続的に行うことで、教育の進め方について共通認識を深めることや効果的な学修環境確保につながっている。

〔大学院医療保健学研究科〕

医療保健学研究科においては、平成 26 年度に、東京医療保健大学大学院開学以降初めての修了生動向調査を実施した。回答率は 61.8%で修了生の半数強から回答を得ることができた。調査の視点は、学位取得後の職位、給与の変化、自身の変化等で、取得後に昇格したものがあるが、その中の 66.6%が学位とは関連がないと回答し、給与の変化も同様であった。しかし、学位取得が昇格昇給へ必ずしも影響をしていない中、修士課程入学時の目的を達成できたとの回答は全体の 73.9%を占めた。また、学位取得後の変化として、全体の 71%が仕事内容に前向きな変化があり、82%が現場に役立っていると回答した。そして、71%がモチベーションの向上や、積極性、やりがいにつながっていると回答した。このように、学位取得が職業人としての姿勢に大きく影響していることがうかがえ、さらに、回答者(転職者も含む)の 71%が管理的職位にあることから、各自の職場に少なからず良い効果をもたらしていくことが期待される。

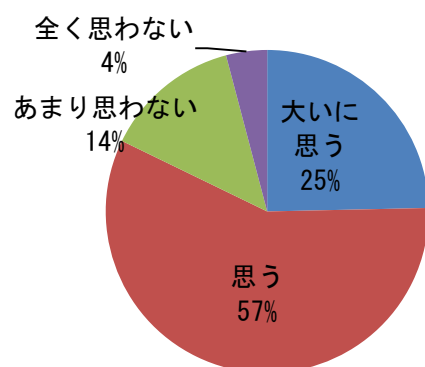


図 4-5a

学位(修士)取得が現場に役立っていると思う割合 n = 73

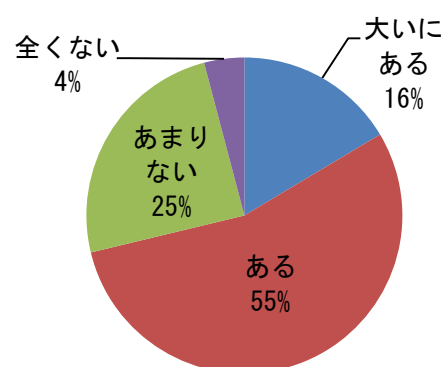


図 4-5b

学位取得後の業務に対する気持ちの変化 n = 73

学位取得は仕事への前向きな姿勢を支える大きな自信につながっている。

本学は、大学院開学 10 年を迎え、少子高齢化を支える「高度専門職業人」としての医

療職の育成は過渡期を迎え、社会背景をかんがみ具体的な「高度専門職業人」像を改めて検討する必要性に迫られている。

〔大学院看護学研究科〕

看護学研究科においては、高度実践看護コースでは、本コースの教育目的、目標を達成するための教育が行われ、修了時点で到達目標に達していることを確認するために、2 年次後期セメスターにおいて必要な履修科目を修了した学生に対して「最終試験」を行っている。さらに「最終試験」に合格した学生は日本NP教育大学院協議会が実施する「NP 資格認定試験」を受験している。平成 29 年度の本コースの修了生は 18 名で、NP 資格認定試験(第 8 回)を全員が受験し、17 名が合格している。第 2 回から第 8 回 NP 資格認定試験までの、本学の修了生の資格取得者は 120 名に達している。コースの学生に対しては、入学時の「能力確認試験」、17 週間の総合実習を行う前の「実習前試験」(筆記試験と、OSCE (Objective Structured Clinical Examination))及び、前述の「最終試験」と教育の質の確保が担保されていることを段階的に確認している。

高度実践助産コースでは、「助産師プログラム」と「免許取得プログラム」の二つのプログラムを設置し、学生の入学前の経験を活用したカリキュラムを提供し学生の就学ニーズに対応した教育を提供している。免許取得プログラムの学生は本コースの修了試験を合格した後、助産師の国家試験を受験し本年も含め毎年 100%の合格率を担保している。

修士課程の 3 つのコースは全て、科目ごとの授業評価を実施し、学生の授業に対する満足度、理解度等を把握し、結果を分析し、フィードバックを図っている。

博士課程(看護学)の修了生は、全て看護系大学で教育研究者として活躍しており、本学博士コースで習得した研究能力を発揮している。博士課程の学生に対しては博士論文に係る研究過程での学びを重視しており、博士課程の 2 年次(D2)及び 3 年次(D3)にそれぞれ関連する学術集会において発表することを課しており、進行している研究に対して学会発表のための査読を含めて第三者の評価を仰ぐようにしている。D1~D3 の全学生及び指導教官から構成されるコロキウムを毎月 1~2 回開催し、研究の進め方等についてディスカッションを繰り返し、研究の進捗状況等をお互いに確認(ピアレビュー)している。論文審査は学外の専門家 2 名を含む 5 名の審査員で博士論文に相応しいかどうかを厳重に審査し投票により学位授与を判断している。

〔助産学専攻科〕

助産学専攻科においては、特に分娩介助実習について、総合周産期母子医療センターから地域の中核病院まで多岐にわたっており、臨地実習における教育の質の向上を図る目的で毎年度臨地実習協議会を開催している。協議会においては、学生が受持ち実施した分娩実績等のデータや助産学習の到達度の分析結果を提示し、助産学実習に対する臨床指導者間の情報共有の機会や次年度の実習に向けての方向性を共有及び検討、問題等の討議により次年度の課題を明らかにしている。今後も継続して協議会を開催していく。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的に毎年行っている自己点検・評価において、その結果を、外部有識者で構成するスクリー委員会にて報告し、意見を頂いたことをもとに全学で改善・向上に向けて取り組んでいる。学生の学習成果を把握するため実施している学生による授業評価は、セメスターごとに集計した結果を全担当教員へ通知している。各担当教員は授業評価の結果について検討し、評価点・改善点などを明らかにして学長へとフィードバックしている。

〔医療保健学部看護学科〕

看護学科においては、理念・目的に基づき教員が学生とともにチームとして発展・協働していくための教育力・研究力の向上を図るため、毎年度FD委員会主催によるFD研修会を年２回実施しているが、平成28年度末には、１年間の教育・研究活動、特別研究費活用による成果、各プロジェクトの成果報告等の「活動報告会」を開催した(29.3.9(木))。平成29年度は、夏期FD研修会として「将来構想の具体化」をテーマに、今後の教育研究活動の取組について検討した(29.9.15(金))。

進行中のカリキュラムについては、看護学科教務委員会カリキュラム評価班を中心に、学位授与方針に基づき到達目標案を作成し、学科教員全体で検討会を複数回設けることで、学科教員の意識合わせを行っている。

セメスターごとに再試験受験者や科目不合格者を把握し、看護学科教務委員会履修支援担当を中心に支援している。さらに、看護師国家試験及び保健師国家試験の模擬試験の学校別総合結果は、教育効果・成果の指標として必要に応じ活用している。また、看護師国家試験及び保健師国家試験の合格率を上げるために、看護学科各領域代表の教員で構成される看護学科教務委員会・国家試験ワーキンググループを中心に、模擬試験の実施及び弱点別対策講義の実施等を計画的に行っている。

平成29年度の看護師国家試験の合格率は100%であった。

〔医療保健学部医療栄養学科〕

医療栄養学科では、平成28年度にカリキュラム改訂を行い、平成30年3月時点で2年次生までが新カリキュラムで学修している。新カリキュラムの適切性は、まだ点検・評価を実施していないが、4年経過を目処に実施する予定にしている。

教育方法については、全科目の授業評価を実施し、その結果を各担当教員に提示している。各担当教員は、その結果に基づき、今後の教育方法について改善策を検討し、学科長に報告している。また、ピアレビューとして、教員間で授業参観を実施しており、参観者は他の教員の手法を参考に、自身の教育方法の改善にもつなげることができている。こまめに学生の理解度・学習成果を把握するため、各セメスター末に実施する定期試験以外に、小テスト等の確認テストや課題提出等を行っている科目が多くある。その結果を受けて、学生の理解が十分ではなかった箇所を次の授業で補足でき、学習支援につながっている。

また、年々変化する学生の特性に合わせ、定期的に教育方法の見直しをすることにも有用となっている。

〔医療保健学部医療情報学科〕

医療情報学科では、平成 28 年度入学生から「医療～情報の関心に関する学修ニーズのアンケート調査」を、1 年次の前期セメスター終了時点及び 2 年次進級直後の 2 回実施しており、これによると入学時点より多少「医療」寄りに関心が移行しているのが伺えるが、3 年次には医療又は情報のどちらかに学習の重点を定められていないのが判る。今後もアンケート調査を継続して学生のニーズ動向に合わせた授業計画の微調整を実施していく。

セメスター終了ごとに成績表を用いて学修上課題のある学生を抽出し、アドバイザー教員による面接を実施しており、面接結果について教授会で報告し情報の共有を図るとともに、教育内容に関して評価を行っている。なお、平成 26 年度から学習の評価として f G P A を導入し学生へも通知していることから、平成 30 年度(4 年目)以降のアドバイザー面接対象者の抽出には f G P A を用いることにしている。

教育成果に関する検証への取り組みとしては、平成 21 年度から、教授・准教授が新任教員(助教)の授業参観を行うこととしており、その実施結果を踏まえて授業運営の課題・工夫等についての検証を行い、授業内容・方法の改善に反映している。

〔東が丘・立川看護学部〕

東が丘・立川看護学部看護学科においては、全科目の授業評価を実施し、その結果を学部長が総括して教育効果の検証を行い、必要な改善を行う等の対応をしている。単位認定のための試験とは別に、各回の授業終了時に学生の理解度等をこまめに把握して、個々の教育成果を検証し次の授業に反映している。また、各セメスターで科目不合格者を把握し、看護学科カリキュラム検討委員会や学生生活支援委員会が協働して履修支援を行っている。

さらに、看護師国家試験の模擬試験の結果も教育効果・成果の指標として履修支援に活用しており、看護師国家試験の合格率を上げるために国家試験対策委員会を中心に模擬試験の実施及び強化対策講義の実施等を計画的に行っている。平成 29 年度の看護師国家試験の合格率は 100%であった。

また、毎年「学生生活実態調査」を行っており、調査では、学生生活の一環として、1 か月当たりの食費や、平均的な睡眠時間、授業の満足度に関すること、1 日の学修時間、学修場所・教員との交流・担任制に関すること等について聴いている。これらの調査結果については、今後の学生の能動的学修を促すために活用するとともに教育改善に役立てている。カリキュラム検討委員会をはじめとした 11 の委員会において、学生の学習環境や生活環境についていろいろな側面からの検討を重ねているだけでなく、これらの各委員会の活動内容を、毎月開催される教授会において情報共有を図ることにより、個々の教員の取り組みに還元されるようにしている。

〔大学院医療保健学研究科〕

医療保健学研究科においては、毎年度、7) この授業に意欲的に取り組めたと思うか、1)

この授業に興味関心が持てたと思うか、ウ)授業内容をよく理解できたと思うか、エ)この授業内容は将来役立つと思うか、オ)この授業は期待していた通りの内容だったか、カ)この授業をほかの人にも勧めたいと思うか、キ)授業はシラバスに沿って行われたと思うか、ク)この授業の進め方は適切だったと思うか、ケ)この授業の教材・教具等は適切だったと思うか、コ)教員は質疑応答の機会を適切に作ったと思うか、サ)教員は限られた授業時間を適切に活用したと思うか、シ)教員は授業に熱意を持って臨んでいたと思うか、ス)教員は学生のレベルを把握して授業を行ったと思うか、セ)この授業は総合的に満足出来たと思うかの14項目で授業評価を実施している。

直近(平成27年度)の評価では、14の質問項目全体の前年度別比較では「そう思う」と「ややそう思う」を含めると平均91.8%で前年度の90.0%より1.8ポイント増加した。また、14の質問項目すべてにおいて0.2~8.9ポイント前年度より上回り、平成23年以来はじめてのことだった。平成26年度ポイントがその前年度より3ポイント以上低下した質問項目「この授業は将来役立つと思うか」と「授業はシラバスに沿って行われたと思うか」は平成27年度にはそれぞれ0.2ポイント、2.6ポイントと上昇し、努力がうかがえるものだった。しかし、大学院の講義はかなり幅広い領域を対象として行われているものが多く、院生に直接的に将来役立つかどうかを見極めるのは困難な場合も否めない。また、シラバスの作成において、授業内容と照らし合わせて院生が予習しやすい項目立てること等は今後も必要であると思われた。

〔大学院看護学研究科〕

看護学研究科においては、大学院教育の理念・目的に沿った教育活動を実施するとともに、講義・演習・実習を円滑に実施するために国立病院機構各診療科の医師・看護部長等を臨床教授等に任命しており、各医療機関との間で定期的(概ね年2回)に臨床教授会を開催し指導内容等について評価・検証し意見交換を行っている。また、研究科教員をもって構成する研究科教授会を定期的(毎月1回)に開催しており、臨床教授会の意見交換での内容も踏まえ、教育課程の在り方について検討し教育内容・方法等の改善充実を図っている。

〔助産学専攻科〕

助産学専攻科においては、教育目標を達成するために、平成27年度から医師による医学分野及び助産学講義や演習について思考過程の順序性を考慮して授業の時間割を作成する等、より理解を得やすい方法を検討するとともに、助産師の担う役割の拡大に応じたカリキュラムを考慮して助産学実習・助産管理実習・新生児特定集中治療室(NICU: Neonatal Intensive Care Unit)及び母子保健科の実習、乳児院の演習も実施している。

災害看護演習の一環として、平成27年度から継続して大学体育館において、妊産婦・次世代を対象とした避難所運営演習を開始しており、後期には、災害時の助産ケアとして実践を踏まえた課題に応じて学生が分娩介助を実践する等の演習を実施することにより、助産師として災害時の運営の実際や役割等を実践に役立てられる学習ができている。「助産診断・技術学」の講義・演習を強化するために、実践に即したロールプレイ等も導入して、臨場感をもって事例展開し、教育効果を主観的・客観的に評価できている。

これらのことから、周産期の生理と病態、生殖の形態と機能、助産診断・技術学等の学修が可能な模擬事例の授業の工夫や、実習を通して得た実際の体験と根拠に基づいた医療(EBM:evidence-based medicine)を分娩事例と共に医学及び助産学の知識を確認し、臨地における受け持ち事例のアセスメントを深める指導を行うとともに事例研究を行うことで、更に探求できるように研究指導の改善を図った。また平成29年度は、実習の段階評価に応じて、2段階目、3段階目に目標を達成できるように症例検討を行い、医学的根拠と助産ケアの在り方を明らかにしていった。さらに、沖縄における離島実習も開始し離島における医師や看護師、地域行政に触れ、また、乳児院の見学演習等、今ある場所だけではない価値観や育児文化に触れ、育児環境の変化や課題等学びや検討事項が明らかとなってきたことを授業に取り入れ、母子関係に興味を持ち、助産師として何を実践していくのかを自ら考えるようになってきている。学生は分娩事例も10例体験し、事例研究等課題が達成できていたと考える。また、平成27年度から修了認定試験を施行し、国家試験合格のためにも対策講義等継続して努力している。

(2) 長所・特色

〔医療保健学部看護学科〕

医療保健学部看護学科では、学生自らが目的・目標を持ち、その実現に向けて「自ら学び、成長し続ける力」の育成を図るため、1年次前期より4年次後期までポートフォリオを用いて学生の主体的学びや学びの統合を看護学科全教員で支援している。ポートフォリオは学生個々の意志ある学びを実践するためのツールであり、学生自ら描いた将来像に向けて達成目標を立てその実現に向けて学修を計画し、実施・評価するというプロセスを4年間連続して行うものであり、1年次「看護学概論」「基礎看護援助実習Ⅰ」、2年次「保健活動演習」「基礎看護援助実習Ⅱ」、3年次「基礎看護援助方法Ⅴ」、3年次後期及び4年次前期の各看護学実習、4年次後期「看護の統合実習」といった看護実践の場に身を置いて学ぶ科目に関連付けて、学生の自己評価を記載する機会を設け「自ら学び、成長し続ける力」の育成を図っている。

また、建学の精神に則り、開学当初より目標管理に基づく学科運営を継続しており、目標管理によって、課題を明確にし、取り組み計画の具体化を図ることは、実質的な評価に基づく改善活動につながっている。その例として、看護学科内では目的に応じて各種委員会、プロジェクト、ワーキンググループを立ち上げており、全教員が何らかの役割をもって学科・学部、大学運営に参画している。また、より質の高い成果を得るために、これらの組織は1～2年間の活動実績に基づき、組織改編を行い活動の充実を目指している。組織改編による活動の充実は、看護の専門領域を超えた相互理解と協力体制を産み出しており「多様な価値観を尊重し、一歩先を歩み続ける開かれた大学」という本学のビジョンにも適合している。

平成29年度からは、次の10年に向け更なる発展のために、看護学科新ビジョンの暫定案をもとに検討し共有ビジョンの構築に取り組んでいる。今後は、新看護学科ビジョンをもとに、FD研修会や学科会議での対話を通して、組織的な取り組みを継続していく。

〔医療保健学部医療栄養学科〕

医療栄養学科では、医療分野に特化した管理栄養士の養成を特色としている。

1 年次後期の必修科目「医学・医療概論」において、病院見学を実施し、早い段階で医療職として自覚できるように促すとともに、目指す管理栄養士像を具体化できるように支援している。また、3 年次前期の必修科目「栄養教育論実習Ⅱ」や「総合演習Ⅰ」においては、医学部で専門的な研修を受けた模擬患者の方に協力をいただき、医学生や看護学生に行われている O S C E (Objective Structured Clinical Examination; 客観的臨床能力試験) の栄養士版と言える演習方法により、栄養指導の演習を行っている。

学科創立 13 年を経過し、これまで教員相互のピアレビューによるアドバイス・学生による授業評価に対する教員の反省、などを考慮しつつ教員同士で話し合いながら、授業の改善やカリキュラムの改編を行ってきた。

わが国はますます高齢社会となり健康寿命の延伸が求められ、管理栄養士の役割はますます重要となっている。時代のニーズの変化も考慮しながら、今後も授業の改善・カリキュラム改編を行っていきたいと考えている。

〔医療保健学部医療情報学科〕

医療情報学科では、周辺環境を含め再現した模擬臨床環境を用いた医療・情報の実践的な学習と医療シミュレーション技術者の育成が特色として挙げられる。

模擬臨床環境については、高機能患者シミュレータや病棟情報システム、教育用電子カルテ等を用いて医療機関の環境を再現し、生理学・解剖学等の基礎医学の体験学習や、外来診察場面の再現と医療記録の学習、病棟情報システムによるデータベースの学習等を実施している。類似の事例として、教育用の電子カルテのみを用いた教育は他大学でも試みがあるが、情報源の学習として臨床環境を再現した本格的な環境で、有効活用しているのは他大学には見られず先駆的で独自性がある。これらは、医学教育やシミュレーション教育に関する国内外の専門家(ハワイ大学、琉球大学、岡山大学等)と連携しながら改善を重ねて来た成果である。

医療シミュレーション教育では、医療情報学科の新たな専門性としての技術者養成を行っている。近年、医療専門職や医療者教育として、シミュレーション教育が注目されており、日本においても医師養成課程の要件になる等、重要視されているものの、欧米と比較すると普及と充実には課題がある。その原因の一つとして、高機能シミュレータ等を含めた機器の操作・管理・運営を行う人材の不足がある。米国においては学会認定資格として一定の地位を占めつつあるが、日本においては、まだまだ制度の議論が始まっていない状況にある。本学では、医療情報学との親和性に着目し、正規科目の一つとして専門科目を配置したほか、岡山大学等でのインターンシップを実施して、新たな人材の養成の先頭に立とうとしている。このような計画的な取り組みは、国内外にも類を見ない、先駆的かつ独自性のある教育である。これらの取り組みは、単に取り組み自体の科目だけでなく、情報技術者や診療情報管理士の学習への波及効果が期待できる。

また、平成 27 年度カリキュラムの実施から、授業に係る内部評価として、授業評価に加えて学生の興味を図るアンケート調査を実施しており、学生が将来どのような分野を目指すのか考える契機を与えている。

外部評価としては、各学年において推奨する資格を設け、学修のレベルを図る仕組みを

設けている。さらに、岡山大学や琉球大との交流を通じて学生が学修した内容が現実に役立つことを確認できている。

国際交流に関しても全学で行う海外研修だけでなく、インドネシアからの交流生を受け入れ、医療栄養学科とともに学生間の交流を図ることで、国際感覚やコミュニケーション能力を身に付けている。

以上のように、医療情報学科の理念・目的を実現する取り組みは、大学基準に照らし良好な状態にある。今後は、新カリキュラムを学修した学生が平成 32 年に卒業となるが、学位授与方針に示した知識や技術が獲得できるように常勤教員だけでなく非常勤講師も含めて意識統一を図り、取り組む予定である。

〔東が丘・立川看護学部〕

「実用英語Ⅰ・実用英語Ⅱ・実用英語Ⅲ」（各 2 単位）とし、3 年次まで継続的に英語の学修ができるように設定し、その後の「英語論文の講読」や「英語論文のクリティーク」につなげられるようになっている。

看護の判断や実践の根拠となる基礎的知識・技術、スキルミックスの展開に向け多職種と相補的な連携を図るための基礎的知識等を実践的な具体例を通して学ぶことを意図し「臨床栄養学演習」「臨床検査学演習」「臨床薬理学演習」を必修科目としている。実際に心電計やスパイロメーター等を使ってお互いに測定することで、学生は医療従事者としてだけでなく患者としての体験ができるため現場に必要な知識と心遣いを学んでいる。

平成 26 年度に災害看護学コースを新設したことを踏まえ、『看護マネジメント』の区分に「災害看護学Ⅰ」に加え、選択科目として「災害看護学Ⅱ」を開設した（災害看護学コースは選択必須科目）。災害時の防災・減災におけるチーム医療の中での看護師の役割を理解し、救援活動に必要なスキルを学ぶことや、NBC 等の特殊な災害に対する基本的な知識・技術を理解することを目的としている。平成 29 年度より、災害看護学コースにおいて、災害看護学Ⅰ、災害看護学Ⅱで習得した知識を基盤として、災害看護の実践に必要な技術や技能の獲得を目指す「災害看護学実習」を実施している。災害医療における看護職の役割機能について考察を深めると共に、災害の疑似体験を通して命を守るための事前対策や訓練の重要性について考究することを目的とした。実習内容は、トリアージ実習、外傷初期治療・看護実習、災害体験実習等であるが、実際に災害医療センターに所属する DMA T メンバーの全面協力を得ることで、より現実的な実習となり、学生からも好評である。

また、「小児看護学領域」において、講義資料を 1 週間前にイントラネット（ナースング・スキル）上にアップし、講義中はその資料を各自の PC で閲覧するという、ユビキタス教育に向けた環境整備を実施しており、今後は、事前学習習慣の獲得状況等の教育効果等を評価しながら、他の教科にも取り入れることを検討していく。

〔大学院医療保健学研究科〕

医療保健学研究科においては、主として臨床経験を持つ社会人を大学院生として受け入れ、理念・目的に基づき、学際的・国際的視点から医療保健学を教授し、臨床現場における卓越した実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度専門職業人の育成を図っている。講義等は土曜の休日等を実施され、学生は仕事を継続しながら修学・研究に取り組んでおり、大学としても一人ひとりの能力が発掘されるよう、支援に努めている。

〔大学院看護学研究科〕

高度実践看護コースの平成 29 年度入学生に対し、改正保助看法による特定行為研修制度によるカリキュラムを開始している。4 月に講師変更による届出を厚生労働省に提出し、NP 教育との整合性を担保しつつカリキュラム運営が出来ている。平成 27 年度以前の入学生であり、平成 28 年度修了の 6 期生に対し、研修管理委員会を開催し 21 区分 38 特定行為の特定行為研修修了基準を満たしていることを免除審査し全員の修了が認定された。また、平成 29 年度修了予定 7 期生、平成 30 年度修了予定の 8 期生に対し修了認定を行っている。

〔助産学専攻科〕

特に島嶼地区にある臨地実習施設との連携による教育は、分娩実習に限らず総合的な助産師教育の取り組みとなっており、本学方針に沿った女性の生涯を見据えた支援者となる助産師育成につながっている。

（３）問題点

〔医療保健学部看護学科〕

大学教育としての基礎要件を満たしているが、看護学の学習に欠かせない実習科目、特に母性・小児看護学実習、老年・在宅看護学実習では、より良い実習実現のために小児系病棟、訪問看護ステーション等の実習施設において単年度ごとの調整を要するという状況がある。各実習施設との連携を図り、より良い実習環境を作り出すため、開学当初より看護学科臨地実習協議会を年 1 回定期開催するほか、学内で関連科目の担当教員との情報交換会を年 1-2 回開催する等し、課題の把握と改善活動に取り組んでいる。

〔医療保健学部医療栄養学科〕

「食」の多様化が進みつつあり、入学生の「食文化」も様々に変化している。近年、入学する学生においては、これまでに入学前までに身に付けていてほしい基本的な食に関する知識が不足傾向にあるため、個々の能力にも差があり、各授業において創意工夫がこれまでも増して求められている。したがって、1 年次の初年次教育において「食文化」の面についてもっと多く取り入れていくことを検討していくとともに、昨年度からの新カリキュラムにおいて 1 年次の導入教育の目的で加えた「総合学習Ⅰ」、2 年次までの総括的教育を目的として加えた「総合学習Ⅱ」に関しても、それらの効果を検証していく予定である。

〔医療保健学部医療情報学科〕

近年は医療分野への情報の適用は様々な部門に渡り、高度化・専門分化が益々進みつつある。さらに学生の興味も多様化していることから、専任教員のみでは全ての分野を網羅することが不可能で、その分野で卓越した知識を持つ非常勤講師を有効活用することが重要である。その際の課題としては、非常勤講師にも大学の理念、学科の教育目標等の理解を得て、常勤教員と一体となって学生指導にあたる必要がある。これまでも医療情報ゼミ発表会や卒業研究発表会等の要所要所では非常勤講師等を招待して医療情報学科の現状理解を進めている。一方で、常勤教員と非常勤講師が意見交換し、互いを理解する場等がなかったため十分な学生指導ができていなかった可能性がある。今後はこの点を改善し、学生教育に関わる教員が一致団結して学生指導に当たれるよう改善していく。

〔東が丘・立川看護学部〕

実践の科学である看護学教育においては、効果的な実習を進める必要があり、実習担当教員の資質及び教育力の向上に向けて、助手・助教を対象として、実習指導や授業設計に焦点を当てたFD活動に取り組んでいるが、今後も実習担当教員の継続的な確保と質の向上に向けてFD活動の充実を課題として取り組んでいきたい。

また、災害看護学コースは、現在1年次が東が丘キャンパス、2年次以降が立川キャンパスと別れているため、学生、教員共に移動の不便が生じており、早急に同じキャンパスで学習が行えるように対策を講じていく。

〔大学院医療保健学研究科〕

大学院開学10年を迎えた今日、最大級の社会問題である少子高齢化を背景に、医療人に求められる社会的ニーズも変化してきている。現状のカリキュラムがニーズに合わなくなっており、建学の精神及びビジョンを踏まえた上で、それらの社会的課題に対応すべくカリキュラムの抜本改訂を検討している。新カリキュラムは2019年度より実施される予定である。また、本学が求める「高度専門職業人」としての医療職の在り方についても社会背景をかんがみ、具体的「高度専門職業人」像を改めて検討する必要性に迫られている。すでに社会人として一定の役割を有している人材の再教育の場として、医療現場をけん引する人材育成について検討し継続して取り組んでいきたい。

〔大学院看護学研究科〕

平成30年度の高度実践看護学コースの入学試験を第3次募集まで実施したが、定員(20名)を確保することはできなかった。志願者のニーズを把握し、他大学大学院の情報をも収集しつつ、学生確保に向けて授業形態の在り方(昼間開講、実習施設等)を含め検討していきたい。

大学院修士課程の3コース(高度実践看護、高度実践助産、看護科学)の共通科目として取り上げている「ラボラトリー・メソッド」は、臨床検査等の原理原則に立ち返ることができる演習であり、今までの看護教育で経験したことがなかったことを取り上げているため、学生に大変好評である。しかし、最新の医学、看護学研究の進歩を取り入れた演習内容を追加・充実していくために、DNA解析や遺伝子治療関連設備等の充実が課題である。

〔助産学専攻科〕

臨地実習施設との良好な関係に基づく総合的な学修を実現しているが、遠方での実習施設に関しては、施設担当者との調整や教員・学生の移動・滞在を含めた環境調整のために時間的・経済的負担を継続的に要しており検討課題である。また、助産学の特性に応じた学習成果を測定する指標及び把握方法に関しては、より適切に、より具体的にすることが継続検討課題である。

(4) 全体のまとめ

学部・大学院ともに、全学的な基本方針に従い、授与する学位ごとに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定め公表している。その内容は、各部局における教授会、学科長会議等により検討され適切に設定されている。また、各教育課程の長所・特色を生かしながら、学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための優れた取り組みとして、教育ツールの工夫・活用をめざし、ポートフォリオの活用(医療保健学部看護学科)、専門的研修を受けた模擬患者の協力による栄養士版 OSCE(医療保健学部医療栄養学科)、模擬臨床環境を用いた医療情報の実践的学習と医療シミュレーション技術者の育成(医療保健学部医療情報学科)、ナーシング・スキル機能の利用による学習環境整備(東が丘・立川看護学部)がある。

学部・大学院ともに、全学的な基本方針に従い、各教育課程にふさわしい学位を設定し、成績通知表には GPA を記載し、半期ごとに個別通知している。これにより学生の学習成果を把握するとともに、学生との共有により具体的な評価につながっている。

学生による授業評価はウェブ上に公開し、学部・大学院とも授業評価に基づく改善への取り組みに活用している。これら改善への取り組みは、医療系大学としての特色を生かした内容があり、各部局内のPDCAサイクルによる改善活動にも反映している。改善活動の内容や成果は各部局内で主に共有されている実情があり、全学的なピアレビューのシステム化へとつなげること、あるいは毎年の成果をアーカイブとして可視化を促進していくことで、組織的な活用資源へと発展させることが期待される。

本学の教育課程及び学習成果の自己点検・評価は、定期的に行われ改善・向上に向けた取り組みは年々充実している。今後より充実させるために、学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握・評価に関して、その内容・方法の更なる向上を目指し、例えば第三者あるいは卒業生や就職先への意見聴取内容の再検討などにより取り組んでいくこととする。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学においては、建学の精神である「科学技術に基づく医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探求できる人材の育成を図ることを理念・目的としており、学生の受け入れに当たっては、学部・大学院ともこれらの理念・目的「入学者受け入れの方針」を大学案内及び学生募集要項、大学ホームページに明記している（資料5-1）。

「入学者受け入れの方針」においては、本学としての求める学生像を明記しているほか、各学部学科がそれぞれ入学者に求めるメッセージを記載するとともに、それぞれの学科での入学者選抜の方法や評価の視点、教育の目的に適う能力の指標などを明示している。

また、本学の認知度の向上を図るため、高校や塾等への広報活動（高校を訪問して出張講義を実施、オープンキャンパスでの模擬授業や入試問題の出題傾向と対策講座等の実施等）を積極的に行う一方で、大学案内及び大学紹介パンフレット等の記載内容、大学ホームページへの掲載内容等の充実を図っている。

平成29年度において、新たに和歌山看護学部及び千葉看護学部が平成30年4月の開設認可を取得したことから、これらにおいても同様に「入学者受け入れの方針」を定め、大学案内、学生募集要項、大学ホームページ等で公表したほか、両学部の進学ガイダンス及び入試説明会において周知を図っている。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

既存学部である医療保健学部、東が丘・立川看護学部のみならず、新設学部である和歌山看護学部、千葉看護学部においても「入学者受け入れの方針」に基づき、意欲と能力の

ある学生を受け入れるために、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試など多様な入学者選抜方法を実施しており、それぞれ学部の入学試験について募集人員、出願資格、試験日程及び選考方法を学生募集要項に明示している（資料 1-6）。

平成 30 年度入学者選抜試験においては、学力を構成する 3 つの要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）に基づき、より多様な入学者選抜を目指し、医療保健学部の入試実施委員会、東が丘・立川看護学部の入試委員会を中心に、全学的な一般入試での入学者選抜試験について検討を行い、以下の見直し・改正を実施した（資料 2-12、2-13）。

- ア) 一般入試前期日程、一般入試後期日程の見直しを行い、一般入試による入学者選抜を A 日程、B 日程、C 日程の 3 回に改正。
- イ) 上記の日程見直しに伴い、A 日程は必須科目（英語）＋選択科目 1 科目の 2 科目入試、B 日程と C 日程は必須科目（英語）＋選択科目 2 科目の 3 科目入試に改正。（ただし、和歌山看護学部では、C 日程は A 日程と同様の 2 科目入試で実施）
- ウ) A 日程は希望する学科を一つの学科に絞る「単願方式」とする一方、B 日程と C 日程はこれまでの一般入試前期・後期と同様に複数の学科を同時に受験できる「併願方式」の選抜を継続。

また、学生募集要項においては、各学部学科の「入学者受け入れの方針」を明示することで、各学科が求めている学生像をより具体的に明記するとともに、各入試における選考方法や試験科目の配点を明らかにし公正な入学者選抜が行われる透明性を確保している。

さらに、A O 入試、推薦入試においては、自己推薦書、課題論文、小論文、総合問題等の評価の視点や評価基準、面接での着眼点なども表記し公正な入学者選抜の実施を心掛けている。視覚、聴覚などに配慮を要する入学希望者に対しては、入学試験実施の際に本学としてできる限り配慮し入学者選抜を行うとともに、入学後においては各学科の協力体制の下、着席場所の指定、周囲の学生サポートなど可能な範囲での配慮策を講じている。

入学者選抜試験の実施内容については、学部・研究科等の特色・特徴等を踏まえ、試験問題について「入学者受け入れの方針」に基づき適切に作成することとし、試験問題にミス等が生じないようにチェック体制を徹底している。また、試験会場において、入試実施上の注意事項の徹底を図り、試験監督を厳正に行うなど入学者選抜試験及び関係業務を公正かつ適切に実施している（大学基礎データ表 2、大学基礎データ表 3）。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点１：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

＜学士課程＞

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

＜修士課程、博士課程＞

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

本学においては、毎年度入学定員に基づき適切な入学者数を受け入れており、平成 29 年度の学士課程においては、特に医療保健学部 of 医療情報学科及び医療栄養学科において募集定員を下回る入学生に留まったが、医療保健学部 of 入学者数比率は 1.00 と募集定員を確保している。また大学全体の入学者数比率も 1.04 であり、入学定員に対して適正な入学者数を受け入れている（下表：入学者数比率）。

平成 29 年度の学士課程の収容定員に対する在籍学生数比率は医療情報学科で収容定員割れの状況となっているが、医療保健学部 of 在籍学生数比率は 1.02 であり学士課程全体としても 1.05 となっており適正な学生数となっている（下表：在籍学生数比率）。

大学院研究科における在籍学生数比率は、下表のとおり収容定員を充足する大学院生数となっている。

募集定員に対する学部合計の入学者数比率
(平成 29 年 5 月 1 日現在)

学部	学科	平成 29 年度 募集定員	入学学生数	募集定員に 対する入学 者数比率
医療保健学部	看護学科	100	125	1.25
	医療栄養学科	100	98	0.98
	医療情報学科	80	58	0.73
医療保健学部 合計		280	281	1.00
東が丘・立川看護学部	看護学科	200	217	1.08
学部合計		480	498	1.04

収容定員に対する学部合計及び大学院合計の在籍学生数比率
(平成 29 年 5 月 1 日現在)

学部・研究科	学科・専攻	平成 29 年度 収容定員	在籍学生数	収容定員に 対する在籍 学生数比率
医療保健学部	看護学科	400	467	1.17
	医療栄養学科	400	417	1.04
	医療情報学科	320	260	0.81
医療保健学部 合計		1,120	1,144	1.02
東が丘・立川看護学部	看護学科	800	863	1.08
学部合計		1,920	2,007	1.05
医療保健学研究科	修士課程医療保健学専攻	50	64	1.28
医療保健学研究科	博士課程医療保健学専攻	12	16	1.33
看護学研究科	修士課程看護学専攻	60	61	1.02
看護学研究科	博士課程看護学専攻	6	8	1.33
大学院合計		128	149	1.16

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では平成 20 年度以降毎年度自己点検・評価を行っており、その中で学生の受け入れに関しても定期的に点検・評価を行っている。さらに、学外有識者 5 名で構成され、年 3 回開催される「スクリュウ委員会」において、本学の教育研究関連の課題について外部からの評価・提言を受ける体制にもなっている。学生の受け入れの適切性についてもこのような内部（自己点検・評価）、外部の両面からの点検・評価・提言を踏まえて、継続的に検証を行い改善・向上に努めている。

開学以降、学部及び大学院とも入学定員を充足して学生を受け入れており、これは本学の教育理念・教育目的が社会一般から高い評価を得ていることの現れと言える。

また、看護学科においては、医療保健学部、東が丘・立川看護学部の両看護学科における着実な看護職人材の育成の取り組み実績により、平成 30 年度に新たに千葉看護学部、和歌山看護学部の開設が実現しており、医療系大学としての発展の証となっている。

入学者選抜にあたっては、AO入試・推薦入試・一般入試・大学入試センター試験利用入試など多様な入試を実施しているが、近年の動向も踏まえつつ平成 28 年度、平成 29 年度にそれぞれ見直し・改正を行い、より適切な入学者選抜を実施できるよう努めている（資料 5-2）。

(2)長所・特色

本学は、建学の精神に基づき平成 17 年に開学以降、今日まで医療系大学として着実に前進を続けてきている。この間、入試広報部の学生募集担当者の高校訪問による学生募集を根幹に据え、関東・甲信越地域を中心に高校教員との直接対話により本学の求める学生像の説明や具体化に尽力するとともに、各高校からの要望や意見等を集約することで高校との信頼関係を築き上げ「絆」を強くすることを念頭に活動を行っている。

また、入学者の受け入れにおいても上記のような多くの高校からの要望事項も踏まえ、多様な人材の入学及び育成を図るべく A O 入試、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試など様々な入試区分での入学者選抜を行っている。これらの入学者選抜方法については、毎年の入試状況の確認を行いつつ必要に応じて選抜方法の見直しに取り組んでいる。

(3)問題点

現在、次のような点について本学が取り組む課題として認識し対応を進めていきたい。

「高大接続システム改革」に基づく入学者の受け入れ方法の検討について、現在の最大の課題として取り組んでいる。同改革で求められている英語の外部試験の利用や、4 技能評価の方法、一般入試における記述式問題の導入の可否、学校推薦型入試(現推薦入試)、総合型入試(現 A O 入試)への対応など、全学での組織であるアドミッション委員会の中で早急に検討を進めていきたい。

また、志願者が減少傾向にある医療情報学科の意義を理解いただくため、高校を訪問し出前授業を開催する等、これまでの募集活動を検証しさらに多角的な取り組みを推進するために「情報教育研究センター」を平成 30 年 4 月に立ち上げたところである。

さらに「国際交流に関する基本方針」の下に、本学の国際化を図り国際的通用性の高い教育研究を推進するため、海外からの留学生・研究生の受け入れ方策について、海外大学との交流協定の締結や受け入れ環境(授業料等経費面の配慮など)を検討していきたい。

(4)全体のまとめ

本学では、平成 17 年の開学以降建学の精神や教育理念・教育目的に基づいた大学教育活動を着実に進めており、平成 22 年 4 月に東が丘看護学部(平成 26 年に東が丘・立川看護学部へ改称)、平成 30 年 4 月に千葉看護学部、和歌山看護学部をそれぞれ開設したことは、本学での開学以降の取り組みが周辺環境からのニーズに応え、社会一般からの高い評価を反映したことの大きな現れと言える。当初 1 学部 3 学科でスタートした大学が、今日では 4 学部 6 学科の医療系大学としてこれからの日本の医療・保健の発展に大きく寄与できるものと思料する。とりわけ看護職の養成という観点で見れば、4 学部で 490 名の入学定員を擁する大学となり、看護職の養成大学としては国内最大規模の大学に成長してきている。

今後も教育理念・教育目的に叶った大学教育に専念していくが、高大接続システム改革が要請されていることから、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受け入れの方針において、学力の 3 要素に関し、入学希望者に求める能力の適切な入学者選抜の改善を推進していく。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の教員組織の編成に当たっては、本学の建学の精神及び理念・目的を達成するため「教員組織の編成方針」に基づき、教育研究を担当するに相応しい能力を有するとともに、臨床現場の経験が豊富であり熱意を持って、かつ、真摯に教育研究に取り組む教員を配置することとしており、学部学科・研究科においては、大学設置基準、大学院設置基準に定める教員数を増員するとともに、学部学科・研究科が求める教員像を踏まえ、医療系の大学として関係法令に基づき、教育課程に相応しい教員組織を適切に編成・整備を行っている（資料6-1）。

また、医療系の大学である本学においては優れたチーム医療人の育成を図ることとしているが「臨床現場に強い」人材を育成する観点から、医療機関の臨床現場等において教育実習・臨床実習の指導等に当たってもらうため、保健・医療・介護等の分野において優れた見識・知識を有するとともに、豊富な経験を有し教育上の能力があると認められる者について、大学経営会議で選考を行い臨床教授・客員教授等に任用することとしている。

さらに、10年先を見越した「東京医療保健大学ビジョン」の作成に当たり、全教職員を対象としている「東京医療保健大学を語る会」（FD、SD活動の一環）でコンセンサスを得た後、大学経営会議、評議員会、理事会で審議し承認された。「大学ビジョン」には、求められる教職員像、学部・研究科像も示されておりその実現に向け進んでいる。

教員組織の編成に当たっては、引き続き中期計画に基づき教育研究を円滑に実施するため有効かつ適切な教員配置に努めることとする。また、教員に欠員等が生じた場合には、原則公募により募集を行うこととし、教員の採用・昇任等に当たっては教員選考規程及び教員選考基準に基づき公正かつ適切に行っている（資料6-2、6-3）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点１：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点２：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点３：学士課程における教養教育の運営体制

本学は、教員組織の編成に当たって、大学経営会議において定めた「教員組織の編成方針」「教員選考規程」「教員選考基準」に基づき、医療系の大学として教育課程に相応しい教員組織を編成することとしており、編成に際し学部学科・研究科の教育における主要な授業科目については、専任教員の役職のバランスや医療系（看護系等）の大学であるため、女性比率が高い傾向にあり、また実習が多いため、授業負担への配慮、年齢構成にも配慮した選考を行い適切な配置に努めている（大学基礎データ表４、表５）。

○教育職員（契約教職員含む）											（人）
区分	計										
学長											1
学事顧問（常勤）											4
	教授		准教授		講師		助教		助手		
医療保健学部											
看護学科 （含む助産学専攻科）	(12)	12	(9)	9	(2)	11		11		6	(23) 49
医療栄養学科	(3)	7	(1)	6		4		2		5	(4) 24
医療情報学科	(4)	5		2		2		5		1	(4) 15
小 計	(19)	24	(10)	17	(2)	17		18		12	(31) 88
東が丘・立川看護学部											
看護学科臨床看護学コース	(6)	6	(10)	10	(7)	7		9		7	(23) 39
看護学科災害看護学コース		4	(1)	4		7		8		4	(1) 27
小 計	(6)	10	(11)	14	(7)	14		17		11	(24) 66
計	(25)	34	(21)	31	(9)	31		35		23	(55) 154
大学院											
医療保健学研究科	(19)	1	(10)	1	(2)	0		0		0	(31) 2
看護学研究科	(6)	0	(11)	0	(7)	0		0		0	(24) 0
計	(25)	1	(21)	1	(9)	0		0		0	(55) 2
合 計	(25)	35	(21)	32	(9)	31		35		23	(55) 161

※（ ）は、大学院と兼務の教員であり、内数である。

学士課程における教養教育の運営体制については、教育理念・目的に基づき、医療人として豊かな「教養の力」を身に付けるため「いのち・人間（心理学、哲学、文学、生命倫理学等を含む）」「社会科学（経済学、社会学、法学、国際関係論等を含む）」等教養を重視した科目区分とし、かつ、専門科目の中でも関連するリベラルアーツを教えるなど工夫し、豊かな教養と健全な倫理観を持ち、多職種と協働できる心温かい医療人の育成に努めており、科目担当教員は一の学部学科に属しつつ全学科共通の科目を担当している。

なお、教養教育を専門教育の中でどのように取り上げていくか運営体制を含め、さらに検討していく。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点１：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点２：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学は、現在２学部４学科・２研究科・１専攻科を有しており、教員人事に当たっては、大学経営会議において定めた「教員組織の編成方針」「教員選考規程」「教員選考基準」に基づき、医療系の大学として教育課程に相応しい教員組織を編成している。

創設当初は、１学部 医療保健学部（看護学科、医療栄養学科、医療情報学科）でスタートしたが、東が丘・立川看護学部（平成 26 年 4 月東が丘看護学部から名称変更）が平成 25 年度末に完成年度を迎えたことにより、同学部の教員組織の充実が図られたことから、平成 26 年度から全学的な見地から教員人事の選考を行うこととし新たに全学委員会である人事委員会（学長を委員長とし、各学部長、各学科長、助産学専攻科長、各研究科長、大学経営会議室長、事務局長をもって組織）を設置している。

人事委員会においては、教員の採用・昇任等に関する選考に当たって、教員選考委員会を置くこととしており、内規に基づいた同委員会の選考審査結果に基づき、公正・厳正に審議を行った後、大学経営会議に提案している。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点１：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点２：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

各学科に「FD委員会」を設置し、教育の質向上に努めているとともに、全学的なFD活動の一環として授業内容・方法の改善・充実及び教員の教育力の向上を図るため、本学では開学当初の平成 18 年度から毎年度学生による授業評価を実施している（資料 6-4）。

平成 28 年度の全授業科目について実施した学部学生及び大学院生による授業評価アンケート結果については、学内各キャンパスに掲示するとともにウェブサイト公表している（資料 2-23）。アンケートの実施に当たって、講義・演習科目と実習・実験科目に関してそれぞれの授業形態の特性に応じて評価項目及び評価方法の見直しを行うとともに、評価項目では「授業を受けて良かったと思うことがありますか」「この授業の進め方等に

ついて改善を図るべき事項はありますか」の項目を加え、授業における良い点及び改善されるべき点も抽出できるようにしている。なお、評価項目については逐次見直しを行っており、平成 29 年度においてもこれまでの評価方法を検証し、見直し後の評価項目で授業評価を実施する。

各授業科目のアンケート結果については各担当教員に渡しており、各教員はアンケート結果を受けて、授業において工夫を行っていること、今後授業の改善に取り組むこと等の感想を記述したペーパーを各学科長等に提出し、各学科長等は各教員の感想等を踏まえて「授業評価結果に関する考察」をまとめ、授業評価集計結果とともに公表している。

授業評価結果については評価項目の経年比較を行い、学部学生による授業評価においては「学生としての自分自身の授業態度」「教員の姿勢」「教員の教え方」「授業内容」「総合評価」の各項目について、着実にポイントが増えていることから、授業評価実施の効果が確実に上がっており、学生及び教員の双方に良い結果をもたらしていると言える。また、授業評価実施結果を公表することにより、授業評価に対する理解推進・意識啓発及び授業内容・方法の改善・充実がより一層図られると評価することができる。

また、全学的な F D ・ S D 活動の一環として、教育力の向上等に関するテーマに基づき全教職員が一堂に会して発表・意見交換等を行う「東京医療保健大学を語る会」を、平成 20 年度から毎年度実施している。平成 29 年度は、平成 17 年度の開学から 13 年を経過し、第 2 期 5 年間の中期目標・計画がスタートした年度であり、また、今後 10 年の本学の進むべき方向について、学長のリーダーシップの下、本学の建学の精神及び教育理念・目的に基づき検討が行われ、“明るく夢と活力に満ちた「東京医療保健大学ビジョン(案)」” が取りまとめられたことを踏まえ、理事長が「リベラルアーツについて考える」と題して講話を行うとともに、学長が大学ビジョンについて説明を行った。講話後、参加した教職員と理事長、学長との活発な意見交換が行われ、教職員は改めて本学の果たすべき使命・役割を認識する機会となった。

さらに、外国の大学及び国内の大学等から講師を招いての講演会・研修会を毎年度開催している（資料 6-5）。

なお、各学部学科・研究科においては、毎年度授業目標・計画に基づく F D 活動報告会等を開催して各教員の教育力の向上に努めており、各教員においては外部機関開催による F D 研修会・セミナーへの参加、専門分野の学会への参加・発表等により F D 活動に積極的に取り組んでいる。

今後、全学的な F D 活動の一環として、学士課程の 3 つの方針「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の適切性等を検証し、高大接続の関連において求められるものに見直していく。また、教員相互の資質向上を図るため各学部学科において教員の授業参観を行って評価を行う等、ピアレビュー（同僚評価）を行っている。現在、一部の授業公開を行っているが、今後も授業公開を拡大することなどピアレビューの活用を推進していく。

中期目標・計画において「教育研究の質の向上及び活性化を図るため、教員の教育研究活動等の実績・成果を評価し、処遇等に反映する仕組みの導入を図る。」と定めていることを踏まえ、平成 27 年度から「教員評価規程」を定め、次のとおり当面の措置として教員

の教育研究活動等に係る評価(教員評価)を実施している。

1) 教員評価実施に当たっての原則的な考え方について

- ・教員評価は、教員の資質の向上と自らの能力開発の一助とすること。
- ・教員評価は、教員の優れた取組を評価するプラス評価を原則とすること。
- ・教員評価のための評価データ(以下「評価データ」という)は教員の自己申告によること。

2) 評価項目について

- ・教育研究活動等の実績・成果を評価する項目を「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の3項目とする。
- ・「教育活動」「研究活動」の評価に当たっては、教育及び研究の質の向上を図るために取り組んだ(取り組んでいる)ことについて重点をおいて評価を行う。
- ・「学内外活動」の評価においては、全学及び各学科等における各種委員会における活動状況・実績、本学が主催・共催した公開講座における活動状況・実績・成果、学会等における活動状況・実績・成果等について重点をおいて評価を行う。

3) 評価実施方法について

- ・医療系の大学である本学においては医療機関の臨床現場及び医療関連企業等における実習等に重点をおいて教育課程を編成していること等を勘案し、3項目全体による総合評価ではなく「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目による業績評価を行う。
- ・各教員は、毎年5月1日現在で、前年度の教育研究活動等に関する具体的な取り組み内容について「教員評価データ入力(記述)要領」等に基づき、5月末日までにデスクネットの評価データの様式に入力(記述)する。なお、当該年度当初に採用された教員は対象としない(教員は毎年5月1日現在でウェブサイトの教員紹介データ(学位・資格、担当科目、研究テーマ、最近の業績または代表的な業績、専門領域での活動等)の入力を行っていることから教員紹介データと併せて評価データを入力(記述)する)。
- ・評価データの記述に関して説明資料がある場合には別途メール添付等により総務人事部長に提出する。総務人事部長は説明資料を各学科長・各研究科長(「各学科長等」という)及び学長に送付する。
- ・学部所属教員のうち研究科教員を兼務している教員については学部及び研究科それぞれにおける教育研究活動等について評価データに入力(記述)する。
- ・各学科長等は、総務人事部から付与されるパスワードにより各教員の評価データを開き、6月中旬までに評価データに各評価項目に係る業績の評価を入力(記述)する。
- ・各学科長等に係る評価については、学長が評価結果を入力(記述)する。

4) 処遇等への反映方策について

- ・学長は各学科長等が入力(記述)した評価結果に基づき「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目の業績が特に顕著であると認められる教員に対しては、就業規則第44条(表彰)第1号「職務上の功績が顕著であり他の職員の模範と

なる場合」に基づく「表彰制度」を活用して教員表彰を行っていただくよう理事長に上申する。

- ・理事長は学長からの上申に基づき教員表彰を行う。
- ・学長は教員表彰を受賞した教員のうち、業績が特に顕著な教員に対してはインセンティブを付与するため学長裁量経費の中から特別教育研究費を配分する。

また、本学専任教員の教育研究活動の振興と円滑化を促しその成果の発表のため、平成18年度から毎年度1回「東京医療保健大学紀要」を発刊している。紀要に掲載する原著論文及び研究報告については、学内で投稿募集を行い、紀要委員会の審査を経た後掲載しており毎年質の充実を図っている。原著論文が紀要に掲載され発行されるまでの期間を短縮するため、原著論文の速報性を重視する観点から、紀要委員会において投稿論文の採否についての審査結果が出た後、速やかに採択原著論文を本学ウェブサイトに掲載している（資料 6-6 <http://www.thcu.ac.jp/research/bulletin.html>）。審査に当たっては原著論文の内容によって適任の学外有識者に査読を依頼している。

なお、医療保健学研究科においては、医療関連感染に関する研究成果等を発表するため、毎年度原著論文・短報等を掲載した雑誌を年2回発刊している（「医療関連感染 Journal of Healthcare-Associated Infection」）。平成29年度は「医療関連感染 Journal of Healthcare-Associated Infection (Vol.10 No.1. September 2017)」を発刊するとともに、本学ホームページにおいても公表している。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織について、本学の理念・目的を具現化し、教育研究を円滑に実施するため「教員組織の編成方針」を定め、大学設置基準及び大学院設置基準に定める教員数を措置し、学部・学科・研究科が求める教員像を踏まえ、医療系の大学として関係法令（保健師助産師看護師学校養成所指定規則等）に基づき、教育研究に相応しい教員組織を適切に編成・整備している。

教員組織が適切に機能しているかについては、各学部学科・研究科における教員の教育研究活動の取り組み状況について、自己点検・評価を実施しており、具体的には、学生の学修に関する調査及び学生生活実態調査の結果や教員との面談による意見聴取を実施し、これを踏まえて、改善・向上に努めている。また、自己点検・評価結果については、外部有識者で構成するスクリー委員会に報告し意見を参考に改善に努めている。

（2）長所・特色

本学は、専任教員による教員組織のほか「臨床教授等の称号付与規程」により、特に、看護学科においては、現在わが国最先端医療を実施する中核医療機関であるN T T 東日本関東病院及び独立行政法人国立病院機構（東京医療センター・災害医療センター等）等の

医療人 191 名が臨床教授等として臨床教育に協力し、学生は最先端の高度な医療現場で実習を受けている。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

本学は、平成 23 年度に大学基準協会の大学評価(認証評価)を受審し、その結果を踏まえ、平成 24 年度に「教員組織の編成方針」及び「教員選考基準」を定め、建学の精神及び理念・目的に基づき、中期目標・計画を達成するため、適切な教員組織の下、教育研究活動等に取り組んでいるが、今後も高齢社会の進展に伴う社会のニーズに応じて、看護教育、医療栄養教育、医療情報教育の重要性が増大することに鑑み、臨床教育を含め、教育の質の向上を図るべく教員組織の充実に努めていく。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の建学の精神及び教育目標に基づき、社会情勢の変化や医療技術の進歩・発展に伴い医療現場が刻々と変わっていく中で、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に解決することのできる医療人材の育成を図るとともに、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、修学・生活全般を総合的に支援する環境を整備することを目的として「学生支援に関する基本方針」を定めており（資料7-1）、学生が学業を効果的に継続できるよう一貫して入学から卒業まで支援している。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補修教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、建学の精神及び教育理念に基づき、時代の求める高い専門性、豊かな人間性及び教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に解決することのできる医療人材を育成するために、本学学生(学部・大学院)の修学・生活全般を総合的に支援する環境を整備することを目的とし、修学支援、生活支援及び進路支援に係る「学生支援に関する基本方針」を定めており、各学部学科・研究科及び事務局においては、緊密に連携を図って学生への修学支援、生活支援、進路支援(就職支援)等を適切に実施している。

具体的には、基本方針に沿って、学部学科教員による学生指導、サポート体制を構築し、事務局においても担当部署として学生支援センターを設置し、保健室、教務部、各キャンパス事務部職員の関係部署において緊密な連携を図り、教員と職員が協働して学生の個々の相談に応じる体制を整備している。

医療保健学部においては、1年次から全学生に対して学生生活支援を継続的に行うため、学生をグループに分け各学科の教員をアドバイザーとして配置し、履修指導を含めた修学上の問題や学生生活上の悩み、卒業後の進路について、アドバイザー教員による個別面談を行うなど親身に相談に応じ、適宜専門的支援へとつないでいる。

また、東が丘・立川看護学部においては、豊かな学生生活を送ることができるよう学生相互の交流や情報交換を目的として、各学年の学生と教員で構成するコンタクトグループを設けている。1学年を43グループに分け、1グループが各学年5～10名で合計約20名の学生と教員1名で編成しグループ毎に交流や情報交換のための活動を行っている。また、学年担任を2名の教員が担当し学生生活全般にわたり相談窓口となり、将来の進路に関すること、大学生活、友人関係に関すること、学習に関すること、休学、退学に関することなど、一人では解決できない時や悩んだ時には相談できる体制を整備している。

〔修学支援〕

特に、学生に対する修学支援については、ガイダンス機能の充実を図りながら、学生が修学する上で必要とする情報の提供を行っている。体調不良等により欠席が多く見られる学生等については、各学科・各年次の担任教員・アドバイザー教員、学生支援センター・保健室・教務部職員等関係部署において緊密に連携し、学生との面談を行って適切な修学支援に取り組んでいる。

なお、進路変更等により止むを得ず退学を希望する学生については、保証人・学生・教員との面談を繰り返し行って修学を勧める等の努力を行っている。平成28年度では、医療保健学部全体の退学率(除籍を含む)は1.7%、東が丘・立川看護学部は2.1%である。学生の退学理由をみると、実習授業をきっかけに当初描いていた医療系のイメージの違いによって、適性・興味・関心について考え、学生が自分の本当に進みたい道か疑問を感じて進路再考・進路変更や病気療養(メンタル等)のために休学から退学につながるケースがほとんどである。最近は経済的な理由での退学も見受けられる。

また、本学では、入学後、初年次教育の一環として毎年度新入生全員を対象とした合宿研修を実施している。5月上旬の2日間に亘り国立オリンピック記念青少年総合センターを利用して新入生合同による全体講義(学長講話、マナー講座、薬物・カルト宗教・性感染症防止に関する講話)、教育内容の理解を深めるための各学部学科のキャリア教育に関する

講義や将来展望に基づいた学生生活の送り方に関する研修、在学学生をもって構成する学友会の企画によるレクリエーション等を実施している。合宿研修においては各学部学科学生の相互交流を密にするとともに、積極性・協調性及びコミュニケーション能力の育成にも役立つことから、今後も引き続き全学の新入生が一堂に会する新入生合宿研修を実施することとしている。

さらに、本学では、ＡＯ入試及び推薦入試で合格し入学手続きを終えた高校生を対象にして、学業意欲の継続的維持と学力の増進を図るとともに、各学部学科の教育目的に沿った修学支援を行っている。具体的には、入学前学修プログラムにおいて、学部学科ごとに数回、英語・生物・化学・数学等の科目に関して学力の維持を図るため通信添削を行うとともに、大学において３日間程度のスクーリングを行っている。

医療保健学部の看護学科においては、ＡＯ入試及び推薦入試により早期に入学が決定した入学予定者に対しては、独自の添削課題、授業体験会、e-ラーニング教材の提供等による入学前先取り学修プログラムを実施している。授業体験会において、入学後の学修意欲の向上及び学修習慣継続の動機づけを図るため実際に大学生が受講している授業（１年次生「体の仕組みと働きⅡ」）を聴講し、e-ラーニング「ナーシングスキル」の使用方法的説明を受けるとともに、在学学生から大学生活について聞く等、入学後の生活をイメージし大学生活への適応を促進する等学習習慣の継続に一定の効果があつたとする評価が得られている。

また、１年次生の修学支援への活用を図るため、入学時に各学部学科の特性に応じて学生に対し英語・数学・生物に係るプレースメントテストを実施している。プレースメントテストの結果に基づき、各学部学科においては実施結果報告会を開催し、結果の活用方策・効果等を検証するため教員にアンケートを実施している。教員は、プレースメントテストの結果から現状の学生の理解度を把握し、特に英語の授業においてはクラス分けを行った上で授業を実施している。なお、数学及び生物の科目についての理解度が不十分な学生には、補習・補充教育を行う等の適切な修学支援を行っている。

障がいのある学生の修学等の支援については「障がい学生修学支援規程」に基づき、関係部署の教職員が連携し適切に支援している。

〔奨学等支援〕

修学に係る各種奨学金貸与等手続きの適切な支援については、日本学生支援機構の奨学金の貸与を申請する学生に斡旋を行っているが、毎年度貸与を希望した学生全員に斡旋することができている。なお、経済的理由により学費納入が困難な学生については、個別の事情により相談に応じて学費の納入期限を延期するなど修学に支障が生じないよう適切な配慮を行っている。

また、修学支援の一環として、学生のご家族の失職、破産、事故、病気、死亡等若しくはご自宅等の火災、風水害等により家計が急変し、授業料緊急措置の必要が生じた場合、日本学生支援機構の緊急・応急採用奨学金制度を案内することとしている。この緊急・応急採用奨学金制度は、通常の奨学金制度と異なり年間を通じ随時申込みが出来る制度で、無利息の一種奨学金と利息付の第二種奨学金がある。なお、本学においては日本学生支援機構の緊急・応急採用奨学金制度による奨学金の手続きが可能となるまでは授業料の延納

を認めることとしている。

東日本大震災(23.3.11)等により被災し、授業料等の納付が困難となった学生に対して、その経済的支援を図るため、平成23年度から被災の状況に応じて授業料等の特別減免措置を講じている。

なお、学部及び研究科学生のうち成績優秀な者については、本学独自のスカラシップ制度に基づき、授業料等の減免措置による経済支援を行っている(資料7-2、7-3、7-4、大学基礎データ表7)。

〔生活支援〕

ハラスメント防止のための措置については「ハラスメントに関する取扱細則」を定めており(資料7-5、7-6)、同細則に基づき、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応するため相談窓口及び相談員を配置している。また、ハラスメント防止に関する意識啓発及び周知徹底を図るため「ハラスメント防止のためのガイドブック」(資料7-7)を作成し全教職員・全学生に配布している。

各キャンパスに保健室を設置し専任の看護師各1名を配置しており、定期健康診断等による健康指導や日常の学生の身体の不調だけではなく精神的な不安や悩み等の相談を受けている。学生のメンタルケアに関しては平成25年11月から学生支援センターの学生相談室を設け、カウンセラーを配置し適切に対処している(資料7-8)。また、各キャンパスの保健室看護師は学生の状況等により学生相談室カウンセラーに対応してもらうこととし、カウンセラーは、相談の状況により医療機関での緊急対応や安定した治療が学生のメリットになると判断した場合、学生に医療機関において専門医師の診察を受けることを勧め、医療機関の情報提供を行うこととしている(資料7-9)。

〔進路(就職)支援〕

本学は医療系の大学として、本学の建学の精神及び理念・目的に基づき優れた医療人の育成を図ることとしているが、平成30年3月には医療保健学部においては10回目の卒業生、東が丘・立川看護学部においては5回目の卒業生を社会に送り出すことができ、現在までの各学科の就職率は大変高い就職率となっている(資料7-10)。これは各学科教員及び国家資格キャリアコンサルタント等の有資格者(厚生労働省の指定するキャリアコンサルタント能力評価試験の合格者)を配置した学生支援センターを中心に事務局と教員が一体となって手厚い進路支援(就職支援)を行っている成果である。特に医療栄養学科及び医療情報学科においては、卒業生の進路・就職先は病院等の医療機関をはじめ多岐にわたる。医療栄養学科の医療を重視した栄養学の知識や実習等で培う技術を修得した卒業生及び管理栄養士資格を取得した卒業生は、食や健康にかかわる様々な分野に就職し活躍しており、医療情報学科の診療情報管理士や医療情報技師等の資格取得を目標に、医療と情報に関する知識や技術をバランスよく修得した卒業生は、高度化・専門化が進む病院の医療現場や医療系等IT企業、医療機器業界をはじめ幅広い医療や情報等の分野に就職し活躍している(資料7-11)。今後とも医療栄養学科及び医療情報学科で資格を取得した学生の能力・適性を活かせる就職先の更なる拡充に取り組んでいく。

なお、平成29年度の医療保健学部看護学科卒業生(115名)・東が丘・立川看護学部看護学科卒業生(212名)が看護師国家試験に全員合格(100%)したことは創設以来の出来事で

ある。

本学では進路(就職)に関する意識啓発を図るため、早期から個別面談を実施し、就職支援ガイダンス・先輩の就職活動体験を聞く会・就職支援講座・各種国家試験受験対策講座・病院説明会・企業研究キャリア講座等を適切に実施している(資料 7-12、7-13)。

具体的には、医療保健学部3年次生に係る就職活動の取り組みに関し、家族等の意識を高めてもらうとともに就職活動を理解してもらうため、保護者・保証人を対象とした就職説明会を開催し、同日個別相談会にてご家族と就職担当が情報共有を行っている。また、東が丘・立川看護学部看護学科においては就職活動の進め方に関する総合ガイダンスを実施するとともに個人面談・模擬面接を実施して就職支援を行っており、3年次生には早期から就職活動を意識して取り組んでもらうため就職支援講座を実施するとともに国立病院機構主催による病院説明会等を紹介し多くの学生が参加している。

〔保護者懇談〕

本学においては、毎年度学部学科等における教育研究の現状を理解し大学運営に協力していただくため保護者との教育懇談会を開催している。教育懇談会では、理事長、学長、副理事、学部長、学科長、研究科長が出席し、医療保健学部の看護学科、医療栄養学科、医療情報学科、東が丘・立川看護学部看護学科における教育内容・方法等の取り組み状況について説明を行い、保護者からご意見・ご要望等をいただく貴重な機会となっている。

〔学友会活動〕

本学には、学生の自主活動によって組織される課外活動団体として「東京医療保健大学学友会」があり(資料 7-14)、平成29年度は247名の学生が委員として活動している。

平成29年度の主な活動としては、スポーツ大会実行委員会によるスポーツ大会(380名参加)、大学祭実行委員会の企画・運営による大学祭(医愛祭)がある。また、クラブ・サークルは、女子バスケットボール部、チアダンス部、サッカー部、A C T(救急災害医療)、ひーりんぐぽっと(アロマハンドトリートメント)クラブをはじめ、運動系14団体、文化系8団体のサークル(同好会)があり、平成29年度では797名の学生が活動している。なお、女子バスケットボール部は、第69回全日本大学バスケットボール選手権大会(インカレ)において初優勝し悲願の日本一の栄冠に輝いた。

国立病院機構キャンパス(目黒区)にある東が丘・立川看護学部看護学科においては、学生の課外活動の一環として学生が同区目黒消防団に多数加入しており(平成29年度100名)、目黒消防団においては街を災害から守るという使命感の下、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っているが、学生の消防操法大会・総合防災訓練等の活動ぶりは目黒区及び目黒消防団から高い評価を得ている。

課外活動は幅広い人間性を養い、健全な心身の発達を促すことが期待されていることから、今後も学生支援センターはじめ全教職員による日常的な支援の下課外活動への積極的な参加を奨励していく。さらに、医療系の大学で学ぶ学生として社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り学修意欲の向上を図るため、ボランティア活動への積極的な参加を奨励している。

〔卒業生支援〕

また、学部卒業生の就職先における状況を確認するとともに在学時の学修や課外活動

の感想等を聞くために、平成 22 年度以降毎年度卒業生に対するアンケート調査を実施している（資料 7-15）。就職後悩んでいることや転職等の相談がある場合に、学生支援センターに相談するよう知らせており、就職後も卒業生と大学を繋ぐ貴重なツールとなっている。

各学部学科・研究科教員と学生支援センターが緊密に連携を図って学生への修学支援、生活支援、進路支援（就職支援）等をはじめ学生の要望に対応した学生支援を適切に実施している。

なお、学生からの授業科目等に関する質問や学生生活上の相談等に応じるため、オフィスアワー制度を設けており、学生は教員の在室を電子表示画面で確かめ連絡・訪問し、直接質問や相談を行うことができる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では「学生支援に関する基本方針」に基づき、一人でも多くの在学生在が快適で豊かな学生生活を送り卒業できるよう学生支援体制を構築し取り組んでおり、取り組み状況について自己点検・評価を実施しその結果を外部評価委員会（スクリー委員会）に報告し意見を踏まえ、支援施策の改善・充実を図っている（資料 2-2）。

具体的には、本学学生の学修意識や学修に関する実態を把握し今後の修学支援等の充実を図るため「学生の学修に関する実態調査アンケート」を実施している。アンケートでは、オフィスアワーの利用状況、平均的な 1 日の授業以外（予習・復習等）の学修時間、授業出席時間、平均的な 1 日の読書時間及び学修環境等について聴取している。

また、東が丘・立川看護学部看護学科においては「学生生活実態調査」を行っている。この調査は、学生生活の一環として、1 か月当たりの食費や、平均的な睡眠時間、授業の満足度に関すること、1 日の学修時間、学修場所・教員との交流・担任制に関すること等について聴取している。

これらの調査結果については、今後の学生の能動的学修を促すために活用するとともに教育改善に役立てている。なお、学生の学修時間等に関しては、平成 29 年度から授業出席時間、学修時間、PC 利用の学修時間についての項目を新たに設けて、全学的に把握することとした。

その他、授業内容・方法の改善・充実及び教員の教育力向上を図るために、学生による「授業アンケート」を実施しているが、これらの調査結果などを踏まえ、分析評価、学生の個別面談等に取り組んでいる。特に、心身の疾患等により休学や進路変更の学生に対し教員及び職員が緊密に連携し丁寧な相談を実施している。

（2）長所・特色

本学は、平成 17 年度に開学し平成 30 年度には開学 14 年を迎えているが、この間、教育研究組織の充実を図りつつ、学部・大学院を合わせ収容定員が 2,800 人を超える

中規模大学に発展しており、本学において修学した学生は例年高い就職率で社会に多数巣立っている。

これは、本学の建学の精神及び教育目標に基づいた「学生支援に関する基本方針」に則り、本学の「学生支援」の長所・特色である、学科特性や個別学生状況等に応じたきめ細かい学生支援により、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うべく実践してきた学生支援の成果である。

（３）問題点

客観的な根拠に基づく取り組みとして「学生の学修に関する実態調査」を行っているが、授業以外の学修時間は１年から２年に進級した後、減少する傾向にあるため、今後は全学的なアンケート項目の共通化を図りその結果を分析し対応を検討していきたい。

また、進路再考・進路変更については、医療系の大学である本学の建学の精神及び理念・目的に基づく医療人の育成という観点から、ともすれば一般大学の感覚で入学すると学業の厳しさに挫折することにもなりかねないため、きめ細やかな入学前学習、入学後の支援に力を入れていきたい。

（４）全体のまとめ

本学の「学生支援」の長所・特色である、学科特性や個別学生状況等に応じたきめ細かい学生支援を今後も継続的に実施できるよう体制の充実に努めていく。

開学以来蓄積した経験や知見を関係者が共有し、学生を取り巻く社会環境の変化や平成30年4月の新学部設置による規模の増加を踏まえた課題を予見し、その対処、評価に継続して取り組み、学生が卒業後自らの資質を向上させ、医療分野をはじめとする各分野において、豊かな人間性と教養力を発揮し、様々な課題に、新しい視点から総合的に探究し解決することの出来る能力を育めるよう学業の支援に努めていく。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学の教育理念・教育目標・教育目的を達成するために、必要な施設・設備等の整備を図ること及び教育研究環境の整備・充実に努めること等を目標とした「東京医療保健大学の環境整備に関する実施計画」(23.10.19)に基づき、各学部・研究科等における施設設備の整備・充実に努めている(資料8-1)。

平成29年度においては、実施計画の一部改正を行い「平成29年度整備計画」を次のとおり定めている。

【平成29年度整備計画】

- a) 五反田キャンパス体育館の床の張替及び天井照明の交換。
- b) 世田谷キャンパス別館(南側)外壁及び窓枠の改修。
- c) 世田谷キャンパス別館A301とA302間仕切り及び廊下側間仕切りの防音改修。
- d) 国立病院機構キャンパス第一別館H1201・H1203教室の内装補修。
- e) 各キャンパスの教室等の空調設備を点検し、オーバーホール及び不良箇所の交換。
 - ・五反田キャンパス：本館エアコン及び本館2階学生ラウンジに空調機設置。
 - ・立川キャンパス：図書館及びTM208・TM311教室に空調機増設。
- f) 各キャンパスの教室内の音響及び映像機器を点検し不良箇所の整備。
- g) 五反田及び世田谷キャンパスの電話交換機の更新。

〔整備状況〕

実施年度	キャンパス	環境等整備状況
平成29年度	五反田	・体育館の床の張替 ・体育館の天井照明をLEDへ交換 ・本館2階学生ラウンジに空調機を設置 ・本館2階バルコニーのウレタン防水工事 ・キャンパス内の学内LAN設備の更新
〃	世田谷	・別館(南側)の外壁及びサッシの改修 ・別館A301教室とA302教室の間仕切り及びA301と廊下の間仕切りを防音に改修 ・別館A301教室の音響及び映像機器の更新 ・電話交換機の更新
〃	国立病院機構	・本館体育館に空調機を設置 ・第一別館のH1201・H1203教室の内装補修

実施年度	キャンパス	環境等整備状況
〃	国立病院機構立川	・ 本館 T M208・ T M311 教室に空調機を増設 ・ 本館実習室に網戸を設置
〃	各キャンパス共通	・ ネットワーク認証サーバー更新 ・ キャンパスプラン用サーバーの更新及びバージョンアップ

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究等活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点１：施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点２：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、東京都内の４キャンパス（五反田、世田谷、国立病院機構（目黒区東が丘）、国立病院機構立川（立川市））に分かれている。それぞれのキャンパスにおいては、学部、大学院とも教育研究上の目的を達成するため、教育研究に支障がないように開学当初から学内LANを整備しており、教職員・全学生にパソコンを貸与して、デスクネットにより、教学に関する事項及び学内運営に関する事項等の各種情報の速やかな伝達等を行っている。

バリアフリーに配慮した施設・設備に関しては、五反田校舎本館及び世田谷校舎別館のエレベーター設置、世田谷校舎別館廊下等の段差の整備等が課題となっているが、今後、検討し可能なものから整備していく。

本学は医療系の大学であることから、看護学科については法令に定める看護師等養成施設の基準、医療栄養学科については栄養士法に定める基準に基づき適切に施設・設備の整備・維持管理を行っており、施設・設備の老朽化に対応して適切に整備を行っている。校地・校舎・施設・設備の維持管理及び法令に基づく設備関係（防災設備、エレベーター、電気設備等）の点検整備については、資格を有する業者への委託を行うとともに、施設担当職員を配置して校地・校舎等の維持管理の万全を期している。また、法令に定める快適な環境の形成を図るとともに、衛生管理活動の円滑な推進を図るため、産業医・衛生管理者等を構成員とする衛生委員会を設置しており、安全・衛生の確保に努めている。さらに、各学部・研究科等の実験・実習に当たっては、安全面での注意を徹底するとともに、実験・実習室及び設備の管理・責任体制の徹底を図っている。また、学生の主体的な学習支援のため図書館閲覧室等のスペース（ラーニング・コモンズ）の整備（空調増設等）に取り組んでいる。なお、オフィスアワーのための電子表示板を全キャンパスに整備しており、学生が教員の在室状況を確認しいつでも修学や生活面の相談ができるようにしている。

教職員、学生の情報倫理の確立に関する取り組みについては、本学が保有する個人情報の取り扱いに関する基本事項を定め、個人情報の収集、管理及び利用に関する本学の責務

を明確にするとともに、個人情報の適正な保護に資することを目的に「個人情報保護に関する規程」を定めて取り組んでいる（大学基礎データ表 1）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

4 キャンパス（五反田、世田谷、国立病院機構、国立病院機構立川）には、それぞれ附属図書館を設置しており、附属図書館においては、本学の教育理念・教育目標・教育目的を支えるため、図書・学術雑誌・電子媒体等の充実と学修環境（学修閲覧室等）の整備を図るとともに、学生・教職員の利用者に対する利用サービスの維持向上に取り組み、さらに地域開放にも努めている。図書館の利用サービス業務に従事する各キャンパスの附属図書館職員の配置状況は次のとおりである（資料 8-2、8-3）。

図書館職員等配置状況

29.4.1 現在

図書館の名称	専任職員数	業務委託及び派遣によるスタッフ数	年間開館日数
附属世田谷図書館	平成 17 年度から 1 人 配置	2 人	277 日
附属五反田図書館	平成 25 年度から 1 人 配置	4 人	277 日
附属東が丘図書館	平成 22 年度から 1 人 配置	2 人	269 日
附属立川図書館	平成 29 年度から 1 人 配置	3 人	183 日
計	4 人 配置	11 人	—

注) 1. 専任職員及び業務委託によるスタッフは、全員、司書の資格を有している。

2. 開館時間
- | | | |
|---------|---|--------------|
| 月～金 | : | 9:00 ～ 20:00 |
| 土 | : | 9:00 ～ 17:00 |
| 夏季等休業期間 | : | 9:00 ～ 17:00 |
| 日・祝祭日 | : | 休 館 |

また、医療保健学部・東が丘・立川看護学部・大学院医療保健学研究科・大学院看護学研究科の新入生に対し、図書館利用方法、図書館システム・利用申請手続き、蔵書検索・データベースによる論文検索・文献入手方法等の図書館利用に関するオリエンテーション及び図書館ガイダンスを実施している。

〔図書館利用サービス〕

- a) 図書館管理システムにより、館内資料は全てコンピューター検索ができるよう整備し学内外から検索が可能となっている。「マイライブラリ」機能により利用者が貸出中の資料や文献複写の取寄状況確認、検索結果の保存ができるようサービスを拡大し、平成 29 年度にシステムをアップグレードし検索をスマートフォン対応に切り替えた。
- b) 図書館機能と電子図書館機能を有機的に結合した図書館を目指しデータベースを積極的に導入している。7) 国家試験対策として『系統別看護師国家試験問題＋保健師国家試験問題WEB法人サービス』がある外、i) 新聞記事データベースとしては朝日新聞オンライン記事データベース『聞蔵Ⅱ』、新聞・雑誌記事データベース『日経テレコン 21』、u) 文献情報データベースとしては医学文献情報データベース『医中誌Web』、科学技術文献情報データベース『J-DreamⅢ』、i) 論文をダウンロード可能な電子ジャーナル機能を持つデータベースとしては医学論文データベース『メディカルオンライン』、学術論文データベース『CiNii』、医学関係雑誌論文データベース『EBSCOhost』、看護論文データベース『最新看護索引Web』を導入している。本学が契約している『EBSCOhost』は、CINAHL Plus with Full Text と MEDLINE with Full Text の二つのデータベースで構成されており、特定雑誌の英語論文全文の利用が可能である。
- c) 平成 28 年度からは医学書院の電子ジャーナル『Medical Finder』を導入し、看護系雑誌、看護系学会誌の日本語論文の全文を提供している。なお、医療保健学研究科では平成 19 年 4 月の設置時より電子ジャーナル化した外国学術雑誌及びデータベースを導入し、毎年教員等の要望を聴取し更新している。
- d) 平成 25 年度からは電子書籍の導入を行っている。現在、『EBSCOhost』と同じデータベースで提供される電子書籍『紀伊國屋書店 NetLibrary』と丸善の電子書籍『MARUZEN eBook Library』の 2 つの電子書籍プラットフォームを導入しており、医療・栄養・看護・情報分野の電子書籍について、学内LAN経由で全キャンパスにおいて閲覧・印刷・PDFファイル送信が可能である。

〔図書館書架の体系的・目的別整備、書架案内掲示を見やすくする等利用サービス〕

図書館では、日本国内の図書館で広く利用されている日本十進分類法を分類法として採用し主題に合わせて分類順に配架している。また、大学のシラバスにおいて教科書・参考図書として指定されている図書を推薦図書として別置している外、国家試験対策にあわせて特設コーナーを書架に設けることで利用者の便宜を図っている。各館毎に案内図を掲示し書架の主題に合わせた分類を表示することで主題から該当する図書がどの書架にあるのか確認できるようにしている。平成 28 年度には世田谷図書館に差替式書架サインを導入し各書架にある資料の分類を実情に合わせて更新可能とした。

〔地域開放〕

- a) NTT 東日本関東病院図書館と相互利用協定を結び、病院図書館利用者は附属五反田図書館の資料閲覧及び複写が利用できる。
- b) また、世田谷区教育委員会と附属世田谷図書館で相互利用協定を締結し、世田谷区民は附属世田谷図書館、附属五反田図書館及び附属東が丘図書館の資料閲覧及び複写が利用可能であり、かつ、データベース・電子ジャーナルの利用もできる。

- c) 平成 27 年 4 月より図書館ホームページ「利用案内」に学外利用者のための利用案内の項目を整備し受付方法や利用時間、利用できるサービス等の条件を公開した。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学としての研究に対する基本的な考えについては「高度化・複雑化する医療保健分野を支え更に発展させるため、現在及び未来の社会が抱える諸課題を克服し、世界の医療保健をリードできるよう、先進的な研究活動を推進」していくことを「東京医療保健大学ビジョン」に掲げている。このため、教員の研究活動について、その振興と円滑化を促進していくこととし、教員個人研究費を措置するとともに研究成果の発表を行うため「東京医療保健大学紀要」を毎年度発行している。また、教員の採用においても採用された教員の論文数の業績が少ない場合には採用後論文を発表していくよう奨励している。

このような考えに基づき、教員の研究活動を促進するための具体的方策について、以下のとおり取り組んでいる。

- a) 本学においては、教員の教育研究活動の促進を図るために個人研究費を設けて研究の実施に必要な経費、図書費、学会参加の出張費用等を支援しており、予算を有効に活用できるよう予算の上限額を設定し翌年度繰延を認め支援をしている。

	教授	准教授	講師	助教	助手
単年度予算額	617,500	522,500	427,500	237,500	142,500
繰延予算上限額	967,500	822,500	677,500	387,500	242,500

- b) 本学においては、教員の教育研究活動に必要な研修機会を確保するために勤務時間の特例として裁量労働制を設けている。授業等公務に支障がない場合や夏季休業期間等に各種学会・研究会等に参加する場合に出張届または研修届により許可しており、教員の研究活動を積極的に推奨している。

- c) 医療保健学部及び東が丘・立川看護学部における研究費総額の中に占める科学研究費補助金・各種団体の研究助成・受託研究費・奨学寄附金等外部資金の割合は、平成 28 年度では概ね 22.9%となっている。今後、各教員の教育研究力の向上に伴い、研究費の拡充を図る観点からも、科学研究費補助金等外部資金の積極的な確保について、引き続き教員への意識啓発に努めていく（大学基礎データ表 8、資料 2-17）。

研究費総額に占める学外からの研究費の割合
(平成 26 年度～平成 28 年度)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
研究費総額	200,819 千円	100.0%	212,837 千円	100.0%	182,524 千円	100.0%
学内経常研究費	142,604	71.0%	127,494	59.9%	140,643	77.1%
学外からの研究費	58,215	29.0%	85,343	40.1%	41,881	22.9%
科学研究費補助金	38,979	—	57,850	—	31,644	—
民間研究助成金	500	—	1,823	—	900	—
奨学寄附金	14,326	—	17,550	—	3,000	—
受託研究費	3,910	—	3,898	—	3,337	—
共同研究費	500	—	4,222	—	3,000	—

d) 科学研究費補助金の積極的な申請を奨励するため、毎年度外部講師を招いての説明会を開催している。平成 29 年度においては 8 月 2 日(水)(午後 4 時半～午後 6 時)五反田キャンパスにおいて、文部科学省研究振興局学術研究助成課長補佐を招き「科研費改革の動向」をテーマとして説明会を実施した。説明会は、教員の F D 活動及び職員の S D 活動の一環として全教職員に参加を呼び掛けており過去最高の 84 名の参加者があった。

特に、平成 30 年度から科研費の審査区分及び審査方式の見直しが行われることから、科研費の見直しを含めた現状説明、さらに研究倫理及び研究活動の不正防止等に関する法令の遵守について説明があった。終了後のアンケートでは、審査システム、変更点について理解でき、今後の申請に役だった、科学研究費助成事業に申請する・申請を検討してみたい、来年度も説明会の開催を希望する等の感想が多数あった(資料 8-4)。

e) また、平成 29 年度に、昨年度に引き続き文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」の「タイプ 1 教育の質的転換」に採択され、当該事業は、平成 25 年度から開始され教学面からの大学改革に組織的・体系的に取り組む私立大学等を選定し大学等の財政基盤の充実を図るため、経常費・施設費・設備費を一体として支援するものである。選定ラインは 79 点であったが、本学としての取り組みは 85 点であった。今後もこの事業に積極的に取り組むとともに教育の質の向上に努めていく。

f) さらに、教育研究の活性化を図るための各教員への研究費配分の見直しの一環として、教育の質の向上等に取り組む教員及び組織等を支援するため平成 26 年度から大学全体の教育研究経費の中から学長裁量経費 5,000 千円を措置している。平成 29 年度においては、学内公募により申請があった教育の質の向上等に関して優れた取り組み 14 件を採択して配分しており、透明性を確保するため、配分決定額及び配分可否理由を学内に公表するとともに大学経営会議に報告している。なお、学長裁量経費の配分を受けた教員及び組織等は、教育の質の向上等の取り組み状況及び評価を明記した報告書を、平成 29 年末までに学長(事務局)に提出することとしており、提出された報告書は学科長会議等に報告することとしている。

- g) このほか、教育研究の質の向上及び活性化を図るため、教員の教育研究活動等の実績・成果を評価し処遇に反映させることとし、平成 27 年度から教員評価を実施している。教員評価においては「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の業績が、特に顕著であると認められる教員に対して、理事長が学長からの上申に基づき教員表彰を行うこととしており、学長は教員表彰を受賞した教員のうち業績が特に顕著な教員に対して、インセンティブを付与するため学長裁量経費の中から特別教育研究経費を配分することとしている。平成 29 年度は、8 名の教員について学長からの上申により理事長から表彰を受けるとともに、学長裁量経費の中から特別教育研究費を措置した。
- h) 教育研究活動を支援するティーチング・アシスタント(TA)については、優秀な大学院生を対象に、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会の提供を図るとともに、学生の処遇改善に資することを目的として「ティーチング・アシスタントに関する規程」を定め取り組んでいる(資料 8-5)。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理面においては、本学の教員及び研究者が行う「ヒトを直接対象とする研究」について、生命の尊重、個人の尊厳の保護等に関する倫理的配慮及び個人情報保護を図る観点から「ヒトに関する研究倫理基準」に基づき、学長の責任のもとで全学委員会である「東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理審査委員会」を設置しており、研究者からの申請に基づき調査・審議を行い、その研究の可否について適正に判定を行っている。

研究倫理審査に当たっては、外部の意見等を反映することにより透明性を図り、もって社会に対する説明責任を果たす観点から、医療保健学部及び東が丘・立川看護学部の学内委員 8 名に加え学外の有識者 2 名を委員に委嘱しており、研究倫理に係る審査の適切性を図っている。

〔ヒトに関する研究倫理審査・承認件数〕

	(平成 28 年度)	(平成 29 年度)
専任教員に係るもの	20 件	16 件
院生の課題研究等に係るもの	32 件	27 件
学部学生の卒業研究に係るもの	10 件	17 件
計	62 件	60 件

なお、平成 27 年度に日本学術会議が定めた「科学研究における健全性について」(27.3.6)に基づき「東京医療保健大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」(資料 8-6)を制定・施行(27.5.13)するとともに「東京医療保健大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」(資料 8-7)を制定・施行(27.7.15)し、教職員に周知徹底を図るとともにデスクネットの規程集に掲載し常時参照できるようにしている。

また、研究者に対する研究倫理教育の徹底を図るため、本学では毎年度定期的に研究倫理教育に関する講習会等を実施しており、平成 29 年度は、動物実験を倫理的かつ適正に実施するため、東京大学本部ライフサイエンス研究倫理支援室の三浦竜一教授を講師に、動物実験講習会を開催した(29.10.25(水))。研究倫理教育に関しては、文部科学省が指定する研究倫理教材として日本学術振興会の研究倫理教材及び CITIJapan の e ラーニングが常時ホームページ上で利用可能となっており、教職員、院生等に対し引き続き意識啓発等を図るとともに取り組みに万全を期していく。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の理念・目的を達成し、教育研究等を円滑に遂行するため、各学部学科・研究科等における教育研究組織の整備・充実に配慮した適切な施設・設備について「環境整備に関する実施計画」に基づき、計画的な整備を図るとともに、教育研究等の環境整備について、学生の学修・研究及び生活実態調査結果や、学部教務(カリキュラム)委員会等の意見を踏まえて、点検・評価、検証を行いその結果を改善に反映させている。

(2) 長所・特色

学内システムのデスクネットにより、教学に関する事項及び学内運営に関する事項等の各種情報の速やかな伝達等を行っている。演習室(ゼミ室)、グループワーク室及び体育館等の施設の使用についても、デスクネットにより管理し、他キャンパスからも予約が可能で、施設の効率的使用に配慮している。

また、本学の教育研究環境については、施設・設備等の整備のみならず、主な実習教育機関として、わが国の最先端医療を実施している中核医療機関である「N T T 東日本関東病院」及び「独立行政法人国立病院機構東京医療センター及び災害医療センター」との力強い連携・協力の下に、学生を育てようとの共通の意識が醸成されており教育上の問題点や課題の解決に対処する環境が空間的にも整っている。これにより、学生は最新の高度な知識・技術を学ぶことができている。

（３）問題点

本学の教育研究等の環境整備においては、教育理念・目的の達成に向けて「環境整備に関する実施計画」を策定し、これに基づき、毎年度整備に取り組んでいるが、障がい学生のためのバリアフリーに配慮した施設・設備の整備（３階構造にエレベーター設置、廊下等の段差解消等）や校舎のライフライン等の老朽化対策（特に世田谷校舎）が課題となっており今後検討し整備に努めていく。また、学生の主体的な学習支援のため開放的な空間（ラーニング・コモンズ）の充実にも努めていきたい。

図書等の利用についても、学生が各キャンパス図書館の蔵書リストを閲覧できるようにしており、学生は必要な時に図書等を借りることができるが、定期試験や論文作成等が集中する期間では特定の図書に需要が集中するため、そのような図書については蔵書を複数冊とする。また各教員研究室の蔵書についてもリスト化し学生の求めに応じて貸出しができるように工夫していきたい。

（４）全体のまとめ

本学は、平成 23 年度に受審した大学基準協会の大学評価において、学生の学修に配慮した演習室等の狭あい化の改善について指摘を受け「環境整備に関する実施計画」を定め、これに基づき毎年度整備計画を策定し取り組んでいる。

また、教育研究活動支援の取り組み（個人研究費の措置、教員の研修の機会、学会出張の支援、科研費等外部資金の獲得支援等）や図書館機能についても整備充実に努めており、さらに教員の研究倫理について法令の遵守に取り組んでいる。

今後においても、医療分野の時代の要請に応え、教育研究の充実のための課題を洗い出し施設・設備等の環境整備に計画的に取り組んでいく。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める高い専門性、豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探究し解決できる人材の育成」を理念・目的としており、この理念・目的に基づき、医療系の大学として学部・研究科等の教育・研究の充実・発展を図るとともに、医療・健康・保健面での社会貢献を積極的に推進し、地域との連携・協力を組織的に推進するため「社会連携・協力に関する基本方針」（資料9-1）を定めて取り組んでいる。なお、基本方針及びその成果についてはホームページ等により社会に公表している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は「社会貢献・協力に関する基本方針」に基づき、医療・健康・保健面において地域を指向して教育・研究・社会貢献活動を推進するとともに、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図るなど、医療系の大学として地域社会の活性化に貢献している。

高齢者等の健康維持等への支援のため、大学が所在する品川区、世田谷区、目黒区との共催・後援による「まちの保健室」や大学の公開講座や大学院公開講座の開催を推進するとともに、品川区との連携により「産後ケア事業」を開設し、産後不安を抱える母子へのケアに高度な助産実践力をもって貢献している。また、地域貢献の取り組みの円滑な推進を図るため、各地方自治体との連携・協力に関する協定書の締結に努めている（資料9-2、2-24）。

〔具体的な取り組み〕

1) 五反田キャンパスが所在する品川区においては、区内に所在する7大学等と協力して大学連携公開講座等の広報を実施することにより生涯学習活動の活性化を図ることとしており、本学としても地域貢献の観点から、毎年度区と連携・協力し区民を対象に公開講座を実施している。品川区は生涯学習を推進するため区民大学を開催するなど区内大学と連携強化を図ることとしており、本学も同区との連携・協力を積極的に推進して

いる。平成 28 年度には区の産後ケア事業を受託・運営するとともに健康づくり事業での協働を開始しており、品川区から連携の利点を評価いただいている。

なお、医療・健康・保健面で品川区との連携・協力を推進するため、医療系大学としての公開講座等の取り組みが地域包括医療（在宅看護や訪問看護等）や防災も含めた支援活動につながっており、地域の自治会等も加えて区との包括協定の締結に向け協議を進めている。

2) 世田谷キャンパスが所在する世田谷区においては、世田谷区基本計画に掲げる「世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり」の一環として、平成 26 年度から区内に所在する 13 大学における地域貢献等の取り組み状況に関する区長との懇談会を開催し、意見交換等を行っている。

3) 国立病院機構キャンパスが所在する目黒区においては、学生が同区目黒消防団に多数加入している（平成 29 年度 100 名）。目黒消防団においてはわが街を災害から守るという使命感のもと、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っているが、学生の消防操法大会・総合防災訓練等の活動ぶりは目黒区及び目黒消防団から高い評価を得ている。また、平成 29 年度には全学的な取り組みの一環として目黒区との共催により初めて公開講座を開催した。さらに、目黒区との共催で「ひがしが丘保健室」（まちの保健室）を学生・教員により年 2 回開催している。高齢者を中心とした地域の方々を対象に健康相談や健康測定等を行い、参加者からは大変喜ばれている。地域の方々を通して、学生にとっては貴重な体験とともに学びの機会ともなっている。なお、こうした目黒区とは密接な連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもってこれまで為し得なかった新たな価値や可能性を生み出し明るく希望に満ちた地域社会を築くため、基本協定締結の申し出が目黒区からあり、10 月 6 日に基本協定書の締結式を執り行った。

4) 立川キャンパスが所在する立川市においては、医療系大学として地域貢献を積極的に進めるため、今後、立川市との共催により本学の教育研究活動の成果を還元する公開講座を開催する等、同市との連携・協力を推進していく。平成 29 年度は立川市が主催する立川駅帰宅困難者対策訓練に災害看護学コース 2 年次生が帰宅困難者役として参加した。

このように、本学の教育、研究、社会貢献活動を理解いただくため、業務に支障を生じない範囲で地方自治体や医療関係機関等からの要請に応じ、医療保健をテーマとする講演会・セミナー等に教員を派遣するとともに、地域の医療保健に関わる共同研究や受託研究を推進している。

また、大学院研究科においては、研究への取り組み及び最新の研究課題・研究成果等を紹介するため大学院主催の公開講座等を開催するとともに、感染制御学教育研究センターにおいては保健医療機関等で感染管理に従事する看護師の要請に応じ「感染制御実践看護学講座」（6 ヶ月研修：厚生労働省認定）を実施し、医療関連企業等からの要請により企業等で感染制御に関する業務に携わっている専門家の方々を対象に「感染制御学企業人支援実践講座」を実施している。

1) 「感染制御実践看護学講座」(6ヶ月研修)(募集定員 20 名)については、保健医療機関等において 5 年以上感染管理に従事した経験を有する看護師を対象に、感染制御実践看護師の育成を目的とし平成 22 年度から実施している。この講座は、厚生労働省が定める感染防止対策加算の施設基準(診療報酬加算対象)である感染管理に関する適切な研修であると厚生労働省から認定されている(22.6.11)。平成 29 年度においては、13 都道府県から 21 名の受講者があった。受講者は、現職の看護師を対象としていることから主として週末の土曜日や夏季期間等、大学院の集中講義の時期に合わせて講義を行うなどの工夫を行っている。受講者及び受講者を派遣している医療機関等から感染管理に関する専門的な知識を受講することができると高く評価されており、今後も引き続き講座を実施していく。

感染制御実践看護学講座の受講者数の推移

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
19 都道府県	12 都道府県	11 都県	14 都県	10 都府県	13 都道府県
23 名	20 名	20 名	23 名	17 名	21 名

2) 「感染制御学企業人支援実践講座」については、感染制御に関する業務に携わっている方々を対象として、感染制御学に関する最新の情報や医療現場における取り組み状況を知ってもらい、専門的知識をさらに深めていただくため平成 25 年度から開講している。修了生からは「感染制御に関する最新の専門的知識を修得することができて大変有意義な講座であった」と評価されている。

平成 28 年度は開講を見送った(5 名の定員未充足)が、平成 29 年度は開講した。

感染制御学企業人支援実践講座の受講者数

25 年度	26 年度	27 年度	29 年度
12 名	6 名	7 名	6 名

3) 医療保健学研究科においては、社会貢献の一環として、仕事を続けながら修士あるいは博士の学位を取得できる。現場に根を張りながら、未来の日本の医療と保健に貢献する研究を指導・支援している。医療の現場では健全な倫理観と高度の専門性を持ち、かつ、高いコラボレーション能力を持った人材が求められており、このような資質は多くの人が潜在的に持っており、少し磨きをかければその能力を発揮するチャンスに恵まれる。本学は卒業生・修了生のみならず、すべての医療人が最先端の知識・技術を学び続けられるよう幅広い支援(医療機関が開催する現職研修の出前講義や科目等履修生の受け入れ等)に取り組み、今後もわが国の医療保健全体の質向上に貢献していく。

また、本学における産学官連携に関する取り組みとしては、教育・研究の充実・発展に有意義であり業務に支障を来す恐れがないと認められる場合において、外部

からの委託を受け、業務として行う受託研究や企業等との共同研究を積極的に受け入れており成果についてはホームページで公表している。

さらに、医療系の大学で学ぶ学生として社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り学修意欲の向上を図るため、ボランティア活動への積極的な参加を奨励している。具体的には、ボランティア活動を希望する学生は児童養護施設等における介助活動、高齢者・障害者への介助・支援活動、地元の行事に参加して地域との交流を深める活動、医療に関わる活動等に参加している。今後も積極的な参加を奨励していく。

このほか、地域社会に開かれた大学として大学の施設の開放及び図書館利用の拡充にも努めている。具体的には、N T T 東日本関東病院図書館と相互利用協定を結んでおり病院図書館利用者は附属五反田図書館において資料の館内閲覧と複写が可能である。また、世田谷区教育委員会と附属世田谷図書館で相互利用協定を締結し区民が図書館を利用する場合には世田谷区立図書館の事前連絡と紹介状の発行により利用が可能である。平成 26 年 8 月からは協定を見直し五反田図書館及び附属東が丘図書館の資料も世田谷図書館で利用できるようになった。またデータベース・電子ジャーナルの利用もできるようになっている。

国際交流事業については、平成 24 年度から国際交流センターを設置し本学の教育目標に基づき、実践を重視した教育研究の充実・発展を図るため、国際的通用性の高い教育・研究を組織的に推進することとした「国際交流に関する基本方針」を定めており、これにより、教職員・学生に係る海外派遣・海外研修を積極的に推進すること、海外からの受入れを積極的に行い本学の国際化を推進すること、海外の大学等との国際交流協定の締結を推進することとしている。

学部学生を対象とした全学合同海外研修は、医療保健学部各学科及び東が丘・立川看護学部の学生のうち、主として 1 年次生～3 年次生で海外研修を希望する学生を対象として実施している。海外研修は、本学の特色である医療のコラボレーション教育の一環として、在学中から協働意識を醸成し、情報交換、相互理解を図ることを目的に、開学当初の平成 18 年度から実施している。平成 21 年度以降はアメリカハワイ大学及びシャミナーデ大学等において研修を行っており、平成 29 年度は、平成 30 年 3 月に 7 泊 9 日の日程で実施した。研修終了後、毎年度教職員を対象とした報告会を実施しているが、学生たちにとってはアメリカにおける医療制度、看護・医療栄養・医療情報の最近の情報や取り組みについて知見を深め、現在及び将来におけるわが国の医療や自己の将来の職業的可能性について、広い視野で考える機会となっている。

なお、平成 30 年度以降は、千葉看護学部及び和歌山看護学部の学生も対象に実施する予定である（資料 3-5）。

医療情報学科においては、国際交流の一環として、平成 28 年度から経済連携協定（E P A）によるインドネシア人の看護師候補者や介護福祉士候補者との学生交流を実施している。内容は、病棟情報システム、患者シミュレータ、治療や自助具の体験学習のほかそれぞれの将来像などについて意見交換を行っている。

〔参考〕

平成 28 年 12 月 7 日：インドネシア人看護師候補者 30 名 医療栄養学科 12 名
医療情報学科 13 名

平成 29 年 10 月 9 日：インドネシア人看護師候補者 27 名 医療栄養学科 7 名
医療情報学科 16 名

医療情報学科の 3 年次医療情報ゼミの一環として運営しているが、医療栄養学科の学生も参加して多職種交流、国際交流が融合した学修成果が期待される。なお、インドネシア人看護師候補者・介護福祉士候補者は、来日後 6 ヶ月間の日本語研修を経て、その後日本全国の病院で実習しながら国家試験の合格を目指している。

また、平成28年12月12日から12月14日に診療情報管理協会国際連盟（IFHIMA）第18回国際大会及びWHO－FICネットワーク年次会合の合同開催に当たり、医療情報学科の1年次生から3年次生約190名が受付・会場案内等の運営ボランティアとして参加すると同時に聴講参加した。英語での道案内など四苦八苦のボランティア活動だったが、国際大会では同時通訳のセッションが多くあり世界の診療情報管理の現状や電子カルテを前提とした最新の疾病分類法 ICD－11に関する講演を聴講し知識を深めることができた。その他、平成29年10月11日、五反田キャンパスにおいて米国保健福祉省公衆衛生局のGodwin Odia 博士による「公衆衛生局における診療情報管理士の役割」と題する特別講演を行った。この講演はテレビ会議システムで世田谷キャンパスにも中継され、両キャンパスから日米の医療制度等についてディスカッションが行われ、相互に有意義な講演会となった。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、建学の精神及び理念・目的に基づき、教育研究とともに社会貢献を重要な使命としており「社会連携・協力に関する基本方針」の下で積極的に取り組んでいる。取り組みに当たっては、事業の実績やアンケート調査等の結果を分析・評価を行い、事業内容の見直し・改善を図っている。具体的には、事業について点検・評価報告書を取りまとめ、外部有識者による評価・意見を踏まえ事業の改善・充実に努めている。

（２）長所・特色

本学は、医療系の大学であり、社会連携・社会貢献においては、医療・健康・保健面から教育研究活動等の成果を地域社会に還元（発信）しその役割・使命を果たしている。

今後、本学に対し健康を意識した地域からの要請が年々増えており、本学の使命の重要性を再認識するとともに、引き続き、産・官・学連携の事業に創造的（他で実施していないテーマを掘り起こす）・積極的に取り組んでいく。とりわけ、品川区からの強い要請による「産後ケア事業」の受託については、ニーズが高く事業体制（平成 30 年度 4 月より「産後ケア研究センター」を設置。）を整備して積極的に取り組んでいる。

また、医療保健学研究科においては、医療現場で職務に励みながら修士、博士の学位が取得できるよう、土曜日等を利用して集中講義・指導が行われ学生が休職することなく学べる事に特徴がある。このため、学生の入学希望者は増えておりさらにニーズに応じて教育・研究指導体制を工夫していく。

（３）問題点

最近の高齢化に伴い、高齢者に多い感染症等の予防と制御、高齢化に適した看護、介護、栄養サポート、医療情報サポート等の充実が求められており、健康寿命の延伸を図り高齢でも自立して日常生活が送れるようにするため、疾病の治療から疾病予防へ、入院看護から在宅看護・福祉へと大きくシフトしていくが、今後も医療系の大学として、新時代に向けた健康増進、医療・ケア・介護・福祉の在り方を研究・実践し、社会に貢献していくための具体策について更に工夫していきたい。

また、医療の高度化・複雑化に伴い日々進歩変化する医療・看護の現場で活躍されている医療職及び本学卒業者・修了者に対して、最先端の知識・技術を学び続けられるよう幅広い支援を検討しわが国の医療保健全体の質向上に貢献していきたい。

国際交流については、基本方針に基づき、学生・教職員の海外への派遣・受け入れ、国際シンポジウム等の企画・実施、海外の大学等との国際交流協定の締結等の推進に取り組んでいきたい。

（４）全体のまとめ

本学は、医療系の大学として、医療・健康・保健面における社会連携・社会貢献を積極的に推進するため「社会連携、協力に関する方針」を定め、これに基づき、地方自治体との連携・協力の下に地域社会の活性化に貢献しており、その分野は多岐にわたっている。特に学生においては、医療等に関わるボランティア活動及び地元の行事等に参加し地域との交流を深める活動の中で医療人としての素養が育まれ、積極的に推進していく。また、地域の高齢化が進む中で適切な看護、介護、栄養サポート及び医療情報サポートの充実、国際交流関係では大学として積極的に国際化を進めていくこと、研究者等については、教育・研究の充実・発展を図るため、産・学・官等との共同研究や受託研究の推進など、引き続き本学の果たす役割・使命を果たしていく。

医療人は、生涯を通じて学ぶことが必要であり、本学の医療保健学研究科には医療現場で活躍されている現職の学生が入学してくるが、今後も本学の卒業生のみならずすべての医療人が最先端の知識・技術を学び続けられるよう支援体制を工夫していく。

平成 30 年度より千葉看護学部、和歌山看護学部が開設し、さらに地域交流等もますます広範囲にわたるため、今後それぞれの取り組みの適切性等について不断の点検・評価を行い最善の努力を図っていく。

第10章 大学運営・財務

1. 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の建学の精神及び理念・目的に基づき、教育研究活動等の円滑な推進を図るため、本学の最高意思決定機関である大学経営会議及び理事会・評議員会において審議・承認を経て、第2期5年間(平成29年度～平成33年度)の中期目標・計画を策定するとともに、平成17年度の創設より10年を経過したことを踏まえ、大学の今後10年に向けた進むべき方向性について「東京医療保健大学ビジョン」を策定し教育研究活動に取り組んでいる。

この中長期の目標・計画及び大学ビジョンについては、FD・SD活動の取り組みの一環として毎年全教職員を対象に開催している「東京医療保健大学を語る会」において、理事長及び学長から説明し意見交換を行い、教職員との意識の共有を図っている。

中期目標・計画の達成に向けた管理運営の方針としては次のとおりである。

- a) 本学の理念・目的を実現し教育研究等を円滑に遂行するため所要の規程等を整備し運用するとともに、本学の将来を見据えた計画等を実現するため大学運営に関する中・長期のビジョンを策定する。
- b) 中・長期のビジョンに基づき、教育研究等の円滑な遂行を図るため大学運営組織の整備・充実を図るとともに、必要な予算の編成・執行について適切に行う。
- c) 実践的な教育研究活動を支援する事務組織の機能強化を図る。
- d) 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等の人材育成・資質向上を図る。
- e) 適切な大学運営を行うため、IR機能を強化しその推進について定期的に点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえて教育研究及び管理運営の改善・充実を図る。

(資料1-7、10-1、2-14)

〔「語る会(29.10.25)」アンケート結果から〕

○大学の存在意義・基本的な設立ビジョンについて、理事長と学長の話がわかり、本学がどこへ向かっていくのかが確認できた。大学ビジョンは全教員の共通目標になるように思う。教員としてアクションを起して行きたい。

○開学から十数年経ち、大学の規模も大きくなっており大学の在り方も変化してきているため、大学として、学科として新しい取り組みを考える必要があると感じた。

○全学部が方向性を共有する大変貴重な機会になったと思う。理事長の話は大学人としてどうして行くことが必要か再度考えることできた。学長の大学ビジョンの話はこれから教育に落とし込む方向性を知ることができた。 など多数のコメントがあった。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

学長の選任については、「学長選考委員会規程」に基づき、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有する者のうちから」(第1条)、理事長の推薦により、理事会によって決定した後、理事長が任命している。学長の権限については、学則第51条の2の第1項で「学長は、学校教育法第92条第3項に基づき校務をつかさどり、職員を統督する」と規定しており権限を明示している。

また、学長のリーダーシップの下に学長を補佐する体制として、7名の副学長(医療保健学部看護学科担当、医療栄養学科担当、医療情報学科担当、医療保健学研究科担当(兼)、東が丘総括担当、立川キャンパス担当、看護学研究科担当、東が丘・立川看護学部担当、国際交流センター担当(兼))を任命している。

副学長等の役職者の選任及び権限については、学則及び各役職者の選考規程に基づき、大学経営会議において選考を行い理事長が任命している(資料1-2、10-2、10-3、10-4、10-5、10-6、10-7)。

各学部学科・研究科における組織としては、教学上の重要事項を審議するため医療保健学部各学科及び東が丘・立川看護学部、大学院医療保健学研究科及び看護学研究科に教授会を置いている(資料10-8)。また、教学上の重要事項の企画・審議並びに連絡・調整を行い大学経営会議に提案するため、学長を議長とする医療保健学部学科長会議及び東が丘・立川看護学部運営会議を置いている(資料10-9)。

医療保健学部学科長会議及び東が丘・立川看護学部運営会議において、大学経営会議に提案する事項は次のとおりである。

- a) 年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの。
- b) 学則(教育研究に関する部分に限る)その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- c) 学生の円滑な就学等を支援するための必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- d) 学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- e) 教育研究に係る連絡及び調整
- f) 学長選考委員の選出に関する事項
- g) その他教育研究に関する重要事項

教授会の役割については、学則第 55 条第 4 項において「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。(1)学生の入学、卒業及び課程の修了。(2)学位の授与。(3)前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。」とされており、また第 5 項において「教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」と明示している。

第 4 項に関連して、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)に伴い、大学運営における学長のリーダーシップの確立等大学ガバナンス改革を推進するため、学則に定める副学長の職務に関する規定を改正するとともに、学則に規定する「教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、次のとおり明示している。

- a) 中期目標・計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- b) 学則(教育研究に関する部分に限る)その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- c) 組織の整備充実及び改組転換に関する事項
- d) 教育課程の編成に関する事項
- e) 「入学者受け入れの方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「学位授与の方針」に関する事項
- f) 学生の身分に関する事項
- g) 学生の円滑な就学等の支援に関する重要事項

教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任については、大学の設置者である法人の管理運営について「学校法人青葉学園寄附行為」において規定され、意思決定や理事の職務執行等を監督する理事会及び諮問機関である評議員会、業務・財産に関する監査を行う監事がそれぞれ役割を果たしており、運営の適切性や円滑化が図られている。

大学の管理運営に関する全学組織としては、大学経営に関する重要事項を審議するため、理事長、理事・評議員の中から理事長が指名する者 7 名、教授会構成員のうち学長及び副学長を含め理事長が指名する者 10 名の計 18 名で構成する大学経営会議を設置(学則第 52 条)しており、学長、副学長は教学面での責任者として大学経営会議に参画して、理事会・評議員会の諮問事項について大学の意見・意思を反映させている。

大学経営会議においては、7)中長期計画の策定に関する事項、i)学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項、u)大学予算案の作成及び決算処理の方針に関する事項、i)教員人事に関する事項、か)学部・学科・研究科その他重要な施設・組織の設置改廃に関する事項、サ)学生の定員に関する事項、シ)その他、全学に関する重要な事項及び理事会の諮問に関する事項の審議を行っている。

なお、本学の教育理念・教育目標・教育目的を達成するために、学則の他、人事・組織運営・教学・研究・学生支援・大学院等関係規程の整備を図るとともに、関係規程に基づく各種委員会を設置して適切な運営を行っている(資料 10-10)。

学生、教職員からの意見聴取については、学生の学修に関する調査や学生生活実態調査

の結果を踏まえ、学生委員会等の各種委員会において審議を行い、教職員についてもFD活動、SD研修等において意見聴取を行い教育研究環境等の整備に努めている。

また、管理運営の適正な危機管理対策については、ハラスメントに関する取扱、研究資金及び研究の不正防止、個人情報の適正保護の取り扱いなどにそれぞれ取り組み、これらに関しては規程やガイドラインを作成してコンプライアンスを推進している。災害対応については、東日本大震災等を教訓として「災害対応マニュアル」により定期的に防災訓練を実施し、危機管理の意識向上に取り組んでいる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点１：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成については、毎年度、大学全体の収支のバランス確保及び財務の健全性を図ることを基本的な編成方針案とし、次の予算計画に基づき整理した予算案を理事会において審議願い、承認を経た後、決定している。

- a) 学納金収入等の所要見込み額。
- b) 受託研究費等外部資金の受け入れ予定額。
- c) 教育研究関係の備品及び図書等の購入予定額。
- d) 教職員在職者数及び採用予定数等に基づく人件費の所要見込み額。
- e) 教育研究経費及び管理経費等の所要見込み額。
- f) 大学全体の事業計画に基づく所要見込み額。

予算の執行については、50千円未満の物品購入の場合は事務局長決裁とし、50千円以上の物品購入の場合は稟議書を作成し、理事長決裁としている。支出については、金額の多寡にかかわらず、経理財務部の承認を経た後、理事長決裁としており、不正あるいは不適切な支出を未然に防止することとしている。

また、学校経営の健全化を図るため、教育研究経費及び管理経費等の見直しを絶えず行い、節減に向けた不断の努力を行っている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点１：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学は、東京医療保健大学事務局規程に校務分掌等を定めており、事務組織は大学経営会議室に事務局を置き、大学経営会議室長の下に、法人本部機能と大学事務局を兼務する組織として機能している（資料10-11、10-12）。

事務局には、企画部、教務部、総務人事部、経理財務部、学生支援センター、入試広報部、研究協力等推進部、東が丘・立川看護学部等事務部、図書館事務室及び大学院事務室を配置している。キャンパスが4ヵ所にあることから、大学経営会議室長及び総務人事部長は各キャンパスを巡回しキャンパス運営の状況把握に努めている。

なお、平成30年4月より千葉看護学部及び和歌山看護学部の開設に伴い、新たな事務部を設置するとともに、既存の事務局組織体制を見直しにより機動性・効率性を発揮できる体制とした。

職員の採用・昇格等については、就業規則及び職員給与規程に基づき、大学の運営方針や大学の課題を踏まえ適切に対応しており、平成30年4月設置を目指しての千葉看護学部設置準備室及び和歌山看護学部設置準備室の立上げにおいては、全学的プロジェクトであることから部を越えて体制を整える必要があり、大学経営会議室長を中心に各部業務の共有と部長ヒアリング及び月1度開催の部長会などを通じて課題を確認し、職員の配置換えや、専任職員、契約職員の採用に取り組んでいる。両学部は平成30年4月に同時開設した。

また、国際交流事業や図書館機能の充実、入試広報事業の改革に必要な専門的な知識・能力を持った職員を随時採用し専門部署を立ち上げて取り組んでいる。

本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員が協働して教学上の各種委員会を運営しており、また大学全体の運営においても全学的課題において担当副学長等と担当事務部とが協働して取り組んでいる。

その一環として、毎年開催する「東京医療保健大学を語る会」は全教職員が対象であり、理事長及び学長の講話を聴き、意見交換を行い大学運営の意識改革を図っている。なお、平成30年度から教員と事務職員合同のFD・SD委員会を立ち上げ、教職協働がより機能するよう取り組んでいくこととしている。これにより、教員は大学事務の仕組みを知り、事務職員も教育研究の何かを知ることができ協働意識が強化される。

職員の適正な業務評価と処遇改善については、本学「事務職員及び現業職員給与規程」に基づき、1年間良好な成績で勤務したときは定期昇給を実施しており、昇給額は勤務成績等を考慮し決定している。また、勤務成績が特に優秀な職員には昇給期間を短縮し昇給させている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

事務職員については、大学の管理運営に携わるとともに、実践的な教育研究活動の支援を行う重要な役割を担っており、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中で、大学運営、教育研究活動の支援に関わる職員の人材育成・資質向上のための取り組み（職能開発：スタッフ・ディベロップメント（SD））が必要不可欠となっていることから、本学は、平成18年度から年2回（9月及び3月の各1日）、全事務職員を一堂に集め、事務職員研修会を実施している（資料10-13）。この研修会では、高等教育を取り巻く状況、本学が取り組んでいる課題及び検討状況等について、理事長・副理事・各部長等及び本学教員等を講師に講話を行い、意見交換等を行うことにより、職員一人一人が本学の課題等を自らの課題等

として捉え業務に取り組んでいけるよう自己啓発の有意義な機会となっている。また、職員の資質向上に資するため、私立大学連盟等外部機関が実施する研修会・セミナー等に職員を積極的に参加させている。

事務職員の人材育成・資質向上に関しては、事務局に設置している部長会において事務職員研修会の実施等SDの実施内容等について検討し企画・立案を行っているが、大学の教育研究の高度化・複雑化は現在進行形で進んでおり、大学としてこれに十分対応できるようSDによる事務職員の資質・能力の向上と意識改革は不可欠であり、教員と協働して業務に当たって行けるよう今後もSDの充実に取り組んでいく。

平成 29 年度の主な参加状況

	主催団体等	研修会等名	年月日	参加職員数（名）
1	成城大学 教育イノベーション センター	高大接続と探究型学習 —その評価と育成される資質・ 能力—	29. 3. 25	教務部職員 1 名
2	リードエグジビショ ンジャパン株式会社	第 8 回教育 IT ソリューション EXPO 基調講演 「高大接続でどう変わる？ ～AI 時代への教育改革」	29. 5. 19	教務部職員 1 名
3	日本私立学校振興・ 共済事業団	私立大学経常費補助金説明会	29. 6. 9	教務部職員 2 名
4	文部科学省	平成 29 年度大学入学者選抜・教務 関係事項連絡協議会	29. 6. 19	教務部職員 2 名
5	筑波大学 大学研究 センター	大学マネジメントセミナー 「トップの決断を支えるマネジメ ント組織」	29. 7. 5	教務部職員 1 名
6	朝日新聞社	教育セミナー＆ワークショップ 2017「学生の主体性を育む授業 作りとは何か？」	29. 7. 9	教務部職員 1 名
7	株式会社ラーニング バリュー	大学トップセミナー2017 「退学抑止のポイントは新入生の 大学適応！1 日、2 日の工夫で変わ る初年次教育の実践報告」	29. 7. 10	教務部職員 1 名
8	日本私立学校振興・ 共済事業団	私学共済加入者向け説明会	29. 7. 18 ～ 29. 7. 19	経理財務部職員 1 名
9	グレースシティ 株式会社	学校会計の研修会（基礎編）	29. 7. 21	経理財務部職員 1 名
10	グレースシティ 株式会社	資産管理研修会	29. 7. 24	経理財務部職員 3 名
11	文部科学省	公認心理師カリキュラム等説明会	29. 7. 31	教務部職員 2 名
12	独立行政法人 日本学生支援機構	平成 29 年度全国障害学生 支援セミナー 「体制整備支援セミナー2」	29. 8. 18	学生支援センター職員 2 名
13	独立行政法人 日本学生支援機構	平成 29 年度障害学生支援 実務者育成研修会	29. 8. 21 29. 8. 22	学生支援センター職員 1 名
14	日本学生支援機構	平成 29 年度心の問題と成長支援 ワークショップ	29. 9. 7 29. 9. 8	東が丘・立川看護学部等事務 部(兼)学生支援センター 保健室担当職員 1 名
15	株式会社 リクルートキャリア	2018 卒 新卒総括セミナー	29. 9. 8	学生支援センター職員 1 名

	主催団体等	研修会等名	年月日	参加職員数（名）
16	東京都	幼稚園経常費補助金説明会	29. 9. 13	経理財務部職員 1 名
17	一般社団法人 日本私立大学連盟	平成 29 年度「国の補助金等に関する説明会（第 1 回）」	29. 9. 14	教務部職員 1 名
18	株式会社 システムディ社	キャンパスプラン操作講習会	29. 9. 26	教務部職員 3 名 企画部職員 1 名 千葉看護学部設置準備室職員 3 名 和歌山看護学部設置準備室職員 2 名 学生支援センター職員 3 名 東が丘・立川看護学部等事務部職員 3 名 大学院事務室職員 2 名
15	文部科学省	平成 29 年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会	29. 10. 23	東が丘・立川看護学部等事務部職員 1 名
16	図書館総合展運営委員会	第 19 回図書館総合展 ・教育・学術情報オープンサミット 2017 ・フォーラム	29. 11. 7 ～ 29. 11. 9	図書館職員 2 名
17	日本学生相談学会	第 55 回全国学生相談研修会	29. 12. 17 ～ 29. 12. 19	東が丘・立川看護学部等事務部(兼)学生支援センター相談室担当職員 1 名

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、理念・目的に基づき、第 2 期中期目標・計画を策定し、東京医療保健大学ビジョンの実現を目指して関係法令等学内諸規程に沿って管理運営に取り組んでいる。

本学は創設以来 14 年を経過し、当時は 1 学部 3 学科（総学生定員 1,120 名）でスタートしたが、現在（平成 30 年 4 月）は、4 学部 6 学科・大学院 2 研究科（各修士・博士）・1 専攻科の規模（総学生定員 2,823 名）になっている。ここまでの間、中長期の目標・計画を策定しこれを達成するため教育研究活動等を推進し、その取り組み状況については自己点検・評価委員会において毎年度点検・評価報告書を取りまとめ、外部有識者による外部評価（スクリュウ委員会）を実施するとともに、大学経営会議及び理事会・評議員会の審議・承認を経て社会に公表している。

外部評価及び大学経営会議、理事会・評議員会において指摘された改善意見等を踏まえて、各学部学科・研究科等において検討し、教育研究活動等の取り組みについて改善・充実を図るとともに、大学運営（内部質保証システムを含む）について改善・充実を図っている。

（２）長所・特色

本学の看護教育においては、わが国の最先端医療を実施する機関を実習病院としており、医療保健学部看護学科はN T T東日本関東病院と連携・協力し、東が丘・立川看護学部は独立行政法人国立病院機構東京医療センター及び災害医療センターと連携・協力し、それぞれの実習病院が持つ特色を活かし高度な看護実践能力を身に付けた看護職の育成に取り組んでいる。平成30年4月からは千葉看護学部(独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院と連携・協力)、和歌山看護学部(日本赤十字社和歌山医療センターと連携・協力)の開設に伴い、キャンパスが6カ所に拡大するため運営体制の整備を図ったところである。

（３）問題点

大学の教育研究の高度化・複雑化は現在進行形で進んでおり、本学としてこれに対応していくためには事務職員の資質・能力の向上と意識改革は不可欠であり、充実したSDの開催について更に工夫していきたい。また、キャンパスが6カ所による弊害が出ないよう情報の共有化と問題意識について共通認識を図れるよう工夫していきたい。

（４）全体のまとめ

本学では、理念・目的に基づき、第2期中期目標・計画を策定し、東京医療保健大学ビジョンの実現を目指して大学の改革・改善の取り組みを進めている。

管理運営については、関係法令に沿って整備された各種諸規程に基づき適切に組織運営を行い、学長、学部長、研究科長等の権限と責任の明確化を行っている。事務組織の構成と人員配置の適切性については、常に検証し、改革・改善課題に基づいて柔軟な組織運営を行っている。さらに、専任職員の勤務成績の評価による昇格制度を規定しており、職員の意欲・資質の向上に努めている。

今後においても、大学に求められる社会の多様なニーズに対応して、職員の能力・適性を見極め、適材適所の職員配置により本学の理念・目的に基づいた取り組みに努めていく。

2. 財務

（１）現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

<私立大学>

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では平成29年度をスタートとする第2期(5年間)の中期目標・計画を策定し、その達成に向けて事業を実施しており、実施に当たっては中期目標・計画において今後5年間の「東京医療保健大学の財政計画」並びに平成28年度決算をベースとする「東京医療保健大学の財務に係る年度別比率の目標」について定めている(資料10-15)。

平成 29 年度～平成 33 年度においては、平成 30 年度から和歌山看護学部、千葉看護学部が開設となるが、両学部が完成年度を迎える平成 33 年度までは補助金が交付されないこと、また学生納付金収入、人件費等の経費は、年度毎に増加するため、年度別財務比率は大きく変動することとなっている。

年度別比率としては、ア)人件費比率、イ)人件費依存率、ウ)教育研究経費比率、エ)管理経費比率、オ)借入金等利息比率、カ)事業活動収支差額比率、キ)事業活動支出比率、ク)学生生徒等納付金比率、ケ)寄付金比率、コ)補助金比率の 10 の項目ごとに目標を定めている（大学基礎データ表 9、表 10、表 11）。

今後、毎年度、決算に基づいて各年度の目標値との差異を分析・評価するとともに、必要に応じて根拠を示した上で最終年度の目標値を改定することも予定している。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
 評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
 評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

予算作成においては、前年度決算の実績に基づいて収入・支出予定額の見直しを行い、財政計画の見直しを行っている。

本学は、毎年度順調に入学定員を超えて入学者数を確保しており、学納金収入等の安定的な確保を図っている。平成 29 年度予算額における収入に占める補助金の割合も 15.8%を確保している。

入学者数の推移

	27 年度		28 年度		29 年度	
	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数
医療保健学部	280	287	280	270	280	281
東が丘・立川看護学部	200	203	200	223	200	217
助産学専攻科	15	20	15	19	15	19
医療保健学研究科	29	30	29	27	29	38
看護学研究科	32	30	32	33	32	30
計	556	570	556	572	556	585

平成 29 年度学校法人青葉学園予算額(第一回補正予算)

<事業活動収入>

科目	百万円	割合%
学 納 金	3,391	68.2
手 数 料	127	2.6
寄 附 金	42	0.8
補 助 金	702	14.1
付随事業収入	120	2.4
雑 収 入	59	1.2
教育活動外収入	2	0.1
特別収入	529	10.6
計	4,972	100.0

<事業活動支出>

科目	百万円	割合%
人 件 費	2,535	57.7
教育研究経費	1,308	29.8
管 理 経 費	488	11.1
教育活動外支出	44	1.0
資産処分差額	5	0.1
予 備 費	14	0.3
計	4,394	100.0
基本金繰入前収支差額	578	

平成 28 年度学校法人青葉学園決算額

<事業活動収入>

科目	百万円	割合%
学 納 金	3,226	74.3
手 数 料	92	2.1
寄 附 金	42	1.0
補 助 金	718	16.5
付随事業収入	105	2.4
雑 収 入	129	3.0
教育活動外収入	2	0.1
特 別 収 入	27	0.6
計	4,341	100.0

<事業活動支出>

科目	百万円	割合%
人 件 費	2,487	58.3
教育研究経費	1,265	29.7
管 理 経 費	471	11.0
教育活動外支出	37	0.9
特別支出	5	0.1
予 備 費	0	0
計	4,265	100.0
収支差額	76	

教育研究を安定して遂行するためには、現金等の資金流動性が高いことが必要となる。総資産に占める流動資産の構成割合を見るための指標として流動資産構成比率があるが、この比率が高いほど、資金流動性があることになる。

本学の 2016 年度(平成 28 年度の流動資産構成比率は 11.0%であり平成 28 年度私立大学平均 17.2%と比較すると下回るものの、教育研究活動に支障になる水準ではない。また、実際に、教育研究活動の維持・発展に資金が投下されているかを見る指標として教育研究経費比率があるが、本学の 2016 年度の教育研究経費比率は 31.4%であり、平成 28 年度の私立大学平均 34.5%と概ね同水準であることから、教育研究活動を安定して遂行するための経費は措置されていると言える。

教育研究活動を安定して遂行し必要かつ十分な財政的基盤の確立を図るためには、大学全体の資産を適正かつ効率的に運用することが求められる。そのため、学校法人青葉学園

資産運用規程においては、学校法人青葉学園の資産の適正かつ効率的な運用に資するため、資産運用責任者、資産を元本返還が確実な方法で運用を行うこととする基本方針、資産の運用対象、運用手続等を定め、理事長は、資産運用の状況及び結果を理事会及び評議員会において報告し、承認を得ている。

本学は、平成 17 年度に開学して以来、現在まで授業料の値上げを行っていないが、昨今、教育の質の充実向上が重要な指標とされており、特にアクティブ・ラーニングを取り入れるなど、学生参加型の授業や実験・実習を通じて学生が主体的に学修する授業展開が求められている。平成 28 年度において、看護学科を有する首都圏の主な 12 大学における在学期間(4 年間)の納付金総額を調べたところ、本学の納付金総額が 12 大学の中で最も低い状況であること等を踏まえるとともに、より一層の実験・実習授業を充実させるための教育環境を整備することを目的として、平成 29 年度入学生から授業料を年額 950 千円から 1,000 千円に年額 50 千円値上げしている。

また、本学の予算額に占める学納金の割合が高い状況であるため、引き続き、科学研究費補助金、各種団体の研究助成金、受託研究費、奨学寄附金等の外部資金の積極的な確保を図るよう努めていく。なお、教育研究遂行上の必要経費については適切に措置することとしている。

研究費総額に占める学外からの研究費の割合(平成 26 年度～平成 28 年度)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
研究費総額	200,819 千円	100.0%	212,837 千円	100.0%	千円	100.0%
学内経常研究費	142,604	71.0%	127,494	59.9%	140,643	73.8%
学外からの研究費	58,215	29.0%	85,343	40.1%	49,882	26.2%
科学研究費補助金	38,979	—	57,850	—	31,644	—
民間研究助成金	500	—	1,823	—	900	—
奨学寄附金	14,326	—	17,550	—	3,000	—
受託研究費	3,910	—	3,090	—	3,338	—
共同研究費	500	—	4,222	—	3,000	—

(2) 長所・特色

本学は、平成 29 年度をスタートとする第 2 期(5 年間)の中期目標・計画を策定し、その達成に向けて事業を実施しており、実施に当たっては、中期目標・計画において今後 5 年間(平成 29 年度～平成 33 年度)の「東京医療保健大学の財政計画」及び平成 28 年度決算をベースとする「東京医療保健大学の財務に係る年度別比率の目標」について定め、大学の教育研究を安定して遂行するために計画的な財政基盤の確立に努めている。

今後、毎年度、決算に基づいて各年度の目標値との差異を分析・評価し、必要に応じ根拠を示した上で最終年度の目標値の改定を行っていく。

（３）問題点

今後の 18 歳人口の減少や看護系大学等の増加に伴い、安定した教育研究経費を確保していくため、これまでの募集活動を検証し学生確保の方策について検討し取り組んでいくとともに、教育研究充実のための科学研究費補助金や共同研究・受託研究について、教員個人の研究意欲（興味関心）を汲み上げていく体制（学長裁量経費の配分）が学内にきちんとあることを認識させて、教員の萌芽的研究等が外部資金の獲得につながっていくよう取り組んでいきたい。

なお、平成 30 年度から千葉看護学部及び和歌山看護学部が開設したが、両学部が完成年度を迎える平成 33 年度までは補助金が交付されないこと、また学生納付金収入、人件費等の経費は、年度毎に増加するため年度別財務比率は大きく変動することとなっている。

（４）全体のまとめ

本学においては、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間の「財務に係る年度別比率の目標について」を定めており、毎年度、決算に基づいて各年度の目標値との差異を検証するとともに、根拠を示した上で最終年度である平成 33 年度までの目標値を改定することとしている。

平成 29 年度においては、平成 28 年度決算の実績に基づき人件費比率等 13 項目の目標値について検証を行ったところ事業活動収支差額比率について目標値と実績に差異が生じていることから、平成 29 年度以降のこの項目の目標値を改定している。

なお、学内外への説明責任を果たすため、平成 29 年度決算等財務状況についても従前通り本学ホームページにおいて公開することとしている。

平成 30 年 5 月には、平成 29 年度の財務実施状況について、独立監査人による監査及び学校法人青葉学園の 2 名の監事による監査を実施し、監査結果報告書について財務情報として本学ホームページにおいて公開する。

今後も学内外への説明責任を果たすため、財務内容の明確化・透明化を図っていく。

終章

東京医療保健大学は、平成 17 年 4 月に開学後、学則に明確に定める建学の精神及び理念・目的に基づき、教育・研究・社会貢献活動等に取り組んでいる。当初は 1 学部 3 学科入学定員 280 名でスタートしたが、現在(平成 30 年 4 月)は 4 学部 6 学科、2 研究科(それぞれ修士、博士)、1 専攻科となり入学定員は 746 名となっている。この過程においては、学生による授業評価や学生の学修に関する実態調査、卒業生に対しアンケート調査を実施するなど不断の点検・評価を行い、その結果を踏まえて教育の質の向上を図りつつ、社会に有為な医療人の育成に取り組んできた。創設以来 10 年あまりを経過するが、平成 30 年 3 月時点において社会に輩出した人材は、学部卒業生約 3,100 名、大学院・専攻科修了生約 500 名となり本学設置の目的を果たしているといえる。

またこの間、平成 23 年度に大学基準協会による第 1 回目の大学評価(認証評価)を受審し、評価結果の指摘を踏まえて、教育研究活動等の改善・充実を図るとともに、今後 5 年間(平成 24 年度～平成 28 年度)の中期目標・計画を策定し目標・計画の達成に向け、毎年度自己点検・評価、検証を実施しつつ教育の質の向上に取り組んできた。自己点検・評価の結果は、創設時からの外部有識者で構成する評価委員会(スクリュウ委員会)に報告し、ご意見を踏まえて教育内容・方法等の改善を図るとともに、その報告書を本学ウェブサイトに公表することにより社会からの評価を真摯に受け止めて教育研究活動等を着実に推進してきた。

こうした取り組みは、文部科学省「私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 教育の質的転換」に平成 26 年度から連続して採択されることにつながっている。また、大学創設後 6 年目の平成 22 年 4 月に独立行政法人国立病院機構の要請により同機構東京医療センター(目黒区東が丘)と連携して東が丘看護学部の設置に続き、平成 26 年 4 月に同機構災害医療センター(立川市)と連携して東が丘・立川看護学部(学部名称変更)の設置ができていること、さらに平成 30 年 4 月には独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の要請により同機構船橋中央病院と連携するとともに千葉県財政支援もいただき千葉看護学部(船橋市)が、また日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山県、和歌山市との連携により和歌山看護学部(和歌山市)が同時に設置できたことにかんがみると、本学のこれまでの教育・研究の在り方に対し一定の評価をいただいているものと考えている。JCHO との連携による千葉看護学部はもとより和歌山看護学部は、高齢社会に対応する地域包括医療人材の育成とともに、地域の活性化のためにも和歌山県及び和歌山市の力強い要請による財政支援のもとに開学に至ったものである。

本学は、平成 30 年 4 月より千葉看護学部及び和歌山看護学部が開学となり 6 キャンパスに拡大することから、学長のリーダーシップの下に、各キャンパスが連携して切磋琢磨しながら連携する実習機関の機能を活かし教育の特色を発揮していけるよう新たな運営体制を構築し取り組んでいくこととした。具体的には、新たに設置する「学部長等会議」(構成：学長、学部長、学科長、研究科長等→学科長会議の改組)において教学上の重要事項を企画・審議、連絡・調整を行い、本学の最高意思決定機関である大学経営会議及び理事会・評議員会に提案することとし、各学部学科においては教授会で企画・審議が行われる。大

学院看護学研究科においては連携する実習病院と臨床教授会も開催し意見調整を行っている。また、全学委員会組織も見直しを行い審議事項は学部長等会議に提案される仕組みとして意思決定においてより機動性を発揮できる体制とした。

本学のここまでに至る取り組みは、各章で述べてきたように、各章の評価基準に照らして概ね順調に推移していると思われる。社会のニーズに即し充実した教育を質的にも量的にも対応しており、特に看護教育においては全体の中でハイレベルを維持していると認識している。しかし、成果が十分に上がっていない点も改善事項として見い出されている。とりわけ、医療の国際化や多様性が進む中で、学部生の希望に対し海外研修を行っているが、より積極的に海外先進国との交流を図り、地域医療の実践的な学びを通して高度な専門性を養う方策を検討し着実に推進していくこと、教員のFD活動と事務職員のSD活動が有機的に連携(FD・SD合同会議)し教職協働の大学マネジメントを推進していくこと、さらに医療系の大学として卒業生や修了生に限らずすべての医療人が最先端の知識・技術を学び続けられるよう再教育の支援方策を講じ、わが国の医療保健全体の質向上に貢献していくことが挙げられる。また、教育理念・目的に基づき、豊かな教養と健全な倫理観を持ち、科学的な専門的知識・技術を有し、多職種と協働できる寛容で心温かい医療人を育成し続けるため、「いのち・人間(心理学、哲学、文学、生命倫理学等を含む)」「社会科学(経済学、社会学、法学、国際関係論等を含む)」等の教養を重視した科目区分に力を入れており、かつ、専門科目の中でも関連するリベラルアーツを教えるなど工夫しているが、教養教育を専門教育の中でどのように取り上げていくか更に検討していく所存である。

今後、まだまだ高度化・多様化する看護、医療栄養、医療情報等の社会的な要請は多々あり、教育の質の面をより充実したものを目指していく必要がある。そのためには、どういうことに取り組んでいくか、創設以来ここまで拡大路線できたが、規模拡大に伴い社会的責任も重くなることから、教育の質も最高レベルに保つことができるよう、10年後、20年後を見据えつつ検討していく。

このような点を念頭に、本学の教育・研究・社会貢献活動を推進していくため、平成30年4月より全学的に取り組む体制(教学マネジメント体制)として、学長を中心に学部長・学科長・研究科長・外部有識者で構成する「内部質保証推進会議」(下部組織にIR推進室を置く)を新たに設置した。

そして、今回の自己点検・評価結果を受けて明確になった改善事項については、今後改善策を検討し必要な制度改正等を行うなど真摯に取り組んでいく。

なお、本学は開学から14年目を迎えるが、昨年、今後10年に向けて東京医療保健大学が進むべき方向について検討し、これから先も本学の建学の精神及び教育理念に基づいて、多様性を尊重し温かみのある人間性を持った医療人の育成と特色ある教育・研究・社会貢献活動を展開していくための“明るく夢と活力に満ちた「東京医療保健大学ビジョン」”を策定した。現在、ビジョンに示す6つの各項目に沿って具体的なアクションプランを検討しているところであり、これまでの教育の質の向上に向けた取り組みとともに、より魅力ある大学になるために努力を継続していく所存である。